平成28年度宍粟市予算決算常任委員会(予算委員会)会議録(第4日目)

日 時 平成29年3月16日(木曜日)

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月16日 午前9時00分

付託議案

(教育委員会教育部)

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

(建設部)

第 44号議案 平成29年度宍粟市一般会計予算

第 50号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 51号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算

第 52号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計予算

出席委員(9名)

委員 長 西本 諭 副委員長 藤 原 正 憲 則 委 員 林 治 委 員 田 吉 克 飯 " 東 豊 俊 " 高 Ш 政 信 之 下 木浩 Ш 由 美 鈴 林 健 /|\ 志

出席説明員

(教育委員会教育部)

教育委員会教育部長藤 原 卓 郎 教育委員会教育部次長 前 正人 田 教育総務課長 美恵子 橋 本 徹 教育総務課副課長 尾 教育総務課副課長兼教育企画係長 隆 学校教育課長 西 林 文 Ш 本 哲 史 学校教育課副課長 信 学校教育課副課長兼学校指導係長 誉 世 良 重 谷 尻 博 こども未来課長 善 弘 こども未来課副課長 井 貴 中 尾 福 由 山崎学校給食センター所長 大 こども未来課副課長兼こども育成係長 **進** 藤 美 穂 前 和 浩 社会教育文化財課制課長兼社会教育係長原 (建設部)

建 設 部 長 知 昭 鎌 田 建 設 部 次 長 美喜也 寺 \blacksquare 建 設 課 長 井 靖 規 土地対策課長 椴 木 隆 都 市 整 備 課 長 西 村 吉 _ 水道管理課長 井 功 福 上下水道課長 太 中 豊 和 地域建設課副課長(一宮担当) \blacksquare 久 大 貴 地域建設課副課長(千種担当) 中 藤 夫 田

建設部次長 清 志 福 畄 郎 建設部次長兼地域建設課長 花 井 建設課副課長兼補修係長 谷 宗 男 土地対策課副課長 浩 谷 都市整備課副課長兼都市整備係長 砂 正 則 大 水道管理課副課長兼管理係長 名 良 信 春 上下水道課副課長 坂 井 高 誉 地域建設課副課長(波賀担当) 石 市 原 佐

事務局

局 長岡崎悦也 係 長岸元秀高

主 幹清水 圭子

(午前 9時00分 開議)

西本委員長 皆さん、おはようございます。

本日、4日目の最終審査でございます。お疲れのこととは思いますけれども、よるしくお願いいたします。

まず、教育委員会の説明に入る前に、説明職員の方にお願い申し上げます。

説明職員の説明及び答弁は、自席で着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが、委員長席からはわかりづらいので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局で行いますので、赤いランプが点灯したら、発言してください。

なお、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、教育委員会に関する審査を始めます。

資料につきましては、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。

藤原部長。

藤原教育部長 教育部、平成29年度予算の概要について、御説明させていただきます。

平成29年度宍粟市教育委員会は、子どもが速やかに育つまちづくりの視点から、学力の向上とともに、各種活動やキャリア教育の実践で、子どもたちに地域のよさを伝え、ふるさと宍粟を愛する心を育てたいと考えています。また、少子化と保育ニーズの多様化に応えるため、適正集団を確保し、質の高い保育サービスの提供ができる幼保一元化、認定こども園の開設を目指したいと考えています。

社会教育の分野では、自己を高め、新たな出会いを見つけ、豊かな人生を送るため、魅力ある生涯学習講座、市民大学を計画しておりますので、積極的な御参加を市民に呼びかけるところであります。

また、市内の貴重な歴史遺産である古文書、文化財を後世に引き継いでいくため、 整理とともに、古文書の解読講座を行いたいと考えております。

次に、平成29年度の教育委員会の新規拡充する事業の概要を説明させていただきます。

学校の施設整備では、平成30年4月開校のはりま一宮小学校統合関連の環境整備事業を行います。校舎、プールの改修とスクールバス運行に伴う進入市道の改良工事を行うものであります。

また、平成27年度から行っております伊水小学校屋内運動場の改築は、平成29年

度の秋には供用開始できる予定としております。

また、小学校に続き、中学校にICT環境整備を行います。教師用タブレットPCと大型モニターを普通教室と特別支援学級に配備し、中学校においてもわかりやすい授業づくりを推進します。

学校教育の関係では、学力向上に向けて、地域の人材を活用した放課後補充学習等推進事業、放課後がんばリタイムを 5 校から 8 校にふやします。また、特別な支援を必要とする児童生徒へ、学習支援や安全確保のサポートを行う特別支援教育推進員を15人から18人にふやします。

保育・就学前教育では、学童保育の希望がふえ、施設が不足していることから、 河東学童保育所は市の直接施工で増設しまして、くりのみ学童クラブについては、 補助金により施設建設を行います。

幼保一元化推進事業では、認定こども園の開設に向けて、戸原地区、一宮北地区では運営法人の選定とともに施設建築を進めまして、一宮南地区では、将来の建築予定地の用地の確保を行いたいと考えております。

また、幼児教育の無償化に係る段階的な取り組みとして、保育料の負担軽減を図ります。市民税非課税世帯の第2子以降の無償化、年収360万円未満のひとり親世帯等の負担軽減を行いたいと考えております。

社会教育文化財課では、図書館業務を充実するため、播磨科学公園都市圏域定住 自立圏連携事業の一環として、電子図書館を構築し、インターネットを利用して電 子図書を読めるようにする環境整備を行いたいと考えております。

また、郷土資料や古文書の整理解読を一層進めたいと考えております。歴史資料館に保管している古文書資料を内容ごとに分類し、表題や年代等の目録を作成します。また、解読できる人材の育成を図るため、古文書講座の開催を行いたいと考えております。

学校給食センターでは、地域で生産された農産物、シカ肉、アユ、アマゴの食材を直接市が購入し、使用をふやすことで、給食費の維持とともに、地域の食材を知り郷土食を知るなど、食育を推進します。

また、4月より、兵庫県立千種高校で学校給食を提供します。連携型中高一貫校の千種高校では、給食により、さらに食育の面での連携が深まるものと考えております。

以上、教育部の主な取り組みについて説明させていただきました。 西本委員長 教育委員会の説明は終わりました。 これより、通告書に基づき、質疑を行ってまいります。

最初に、東委員。

東委員 それでは、質疑を通告しておりますので、通告に沿って、そのまま質疑を 行いたいと思います。

平成29年度の施政方針の87ページの下段になりますけれども、今、部長のほうから説明がありましたけれども、放課後補充学習等推進事業について、お聞きをしたいと思います。

通告しておりますとおり、事業目的に、「希望する小学校が提案する方法により」とありますが、児童生徒の一人一人の到達度には差があると思います。よって、児童生徒の望む内容がどれだけ満たされるような方法がとられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 放課後補充学習等推進事業について、お答えします。

放課後補充学習等推進事業の趣旨ですけれども、家庭学習の習慣を定着させる、いわゆる授業時間以外の場面での学習習慣、そういったものを向上させるということを目的として行っている事業であります。そのために、到達度別のグループ編成というのは、現在のところ行ってはおりません。この授業を通して、これまで3年間実績があるわけなんですけれども、ある学校では、保護者のほうから、「がんばりタイムに行くようになってから、宿題忘れなどが減って、子どもが自信を持って学校へ行くようになった」と、「宿題忘れも減って喜んで学校に行くようになった」という意見や、「家でも学習に取り組む姿が見られるようになってうれしい」といったような意見が寄せられております。教育委員会では、これら子どもたちの学習に対する意欲や学習に向かう姿勢、そして興味・関心を指導に当たっている方々が適切につかんで、丁寧に対応し、個別に指導をした結果だというふうに捉えています。

また、指導者の多くが教員 O B であるというようなことから、がんばりタイムでの取り組みの様子を学校の先生方にお伝えをして、連携した取り組みが子どもになされていると、こういったことも大きな要因だろうと思っておりまして、子どもたちがわからないよと言った場合には、適切に指導者が個別対応するというところで、現在のところは対応をしていること、御確認いただけたらというふうに思っております。

以上です。

西本委員長 東委員。

東委員 いい取り組みであることは承知しておりますけれども、さらに地域人材の活用というところで、今、説明で教員OBというところがありましたけれども、そのかかわった人たちのいわゆる指導者の感想ですね。こうであった、どうであったというその感想なり意見としては、今後、平成29年度はどのように反映していくのかもちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 指導者の方々からは、毎年、年度末には必ず御意見を集約していただきまして、教育委員会のほうにも知らせていただく、改善すべき点があれば改善するといった方法をとっております。最も多い希望としては、やはりより多くのスタッフを確保してほしいということであります。教員OBが中心になって、人数の多い子どもを受け入れている学校については、周りに経験者がなくとも、教員OBが中心となれば、3名、4名のグループで対応ができていくわけなんですけれども、やはり少なくなりますと、1教室多いところでは、30名程度の子どもがやってきます。そうすると、やはり指導者の数が少なくとも4人とか5人とかはいないと、少人数の対応、丁寧な対応につながらないということで、一番大きな課題は、やはり指導者の人数確保ということになろうかと思っています。

西本委員長 東委員。

東委員 当然、人数確保という点で、予算もアップをしているんじゃないかなと、このように感じますけれども、もう1点、先ほどの説明にもありました家庭学習の向上、これは非常に大事なことだと思うことはもう言うまでもないんですが、非常にその接点といいますかね。壁といいますか、その辺が非常に分かれ道といいますか、これが非常に大事なことなんで、その家庭学習の向上はもちろん大事なことなんですが、児童生徒の精神的な負担にはなっていないという確信で進められているのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。この教室を放課後がんばりタイムと呼んでおりますけれども、この教室に通うことによって、子どもにたくさんの課題が課せられるであるとか、そういったことで負担がふえ、精神的に、おっしゃいますように、精神的負担につながったのでは元も子もない、子どもの意欲を引き出すことなんて到底つながらないと思いますので、まず、教室のスタートとしては、学校は違えど、最初は家に帰ってきたときと同じように、まずは宿題の確認をしましょうねと。そして、

宿題をやってしまいましょうと。ただ、その宿題をやる意欲を持てない子どもたちもおりますので、一人一人に何からだったらできそうやと、こういったことを尋ねながら、まずは宿題をやると、課題としてやると。もし、時間が、余裕があるようでしたら、何かやってみたいことはあるとか、苦手なことがあるというような聞き取りをする中で、対応をしているということにしております。

時間配分等の違いはありますが、おおむねこういった流れで教室が進められている、学習が進められているということであります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 それでは同じく、放課後補充学習等推進事業について、質問をさせていただきます。

この事業と同じような事業が、健康福祉部の生活困窮者支援の学習支援というのがあるんですけれども、これとの連携はどのようにとっていくのか、またとれるのかどうか、お尋ねいたします。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。先ほど申しましたとおりで、この放課後補充学習等推進事業を進めております。健康福祉部の生活困窮者への支援、学習支援とは、若干趣旨、目的等が異なる部分もあり、連携できる部分とできない部分があろうかと思いますが、できる部分については連携をとりながら、できるだけ調整をしながら進めていきたいというふうに考えています。福祉部のほうからのいろんな要望をいただく、協議をいただくということに、今現在もお話はしておりますので、できる部分は進められるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 今現在で、この健康福祉部の生活困窮者支援の学習支援との連携できる 部分というのは、どのようなことを考えておられますか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。放課後学習につきましては、基本的に保護者、児童本人の希望により参加を決定しております。そのことで、やはり保護者側、児童本人のほうからのアクションが必要なわけなんですけれども、なかなかそこに至らない場合もございます。特に、健康福祉部との議論で出てまいりましたのは、ほとんどの学校が、放課後がんばりタイムが終わった後、お家の方に迎えに来てもらう、送迎を基本としております。そういったことも難しいのではないかという指摘がありま

した。ただ、そこにつきましては、何とか連携をして、つながっていく支援を健康福祉のほうでしていただくのであれば、十分、放課後がんばりタイムに、教室に参加していただくことはできるので、そのあたりの調整は難しいでしょうかというようなことも、今現在返しております。そういう中で参加をしていただく、安心して希望をしていただく環境をつくっていけたらと、そういう話は今現在やっております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 それでは、次の質問に入りたいと思うんですけれども、この87ページのこの下段のこの事業の説明の事業効果の中に、「自ら参加を希望する児童」というふうに書いてあるんですけれども、到達度で判断して、到達度が低い児童、こういった児童への対策というのはとれるのでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。みずから参加を希望する保護者の参加希望、あくまでこれが原則です。ただ、その中には、先ほど来申し上げているとおり、家庭学習の習慣が身についておらず、なかなか学習の積み上げができない、結論、到達度の低い児童というのもおります。そういった子どもへの支援をする切り口が、この事業は学習習慣を高めること、定着させることによって、少しずつではありますが、学力を身につけさせていくことにつなげたいという思いでやっているわけでありまして、だからといって、到達度の低い児童を即参加してくださいというような働きかけをするものではないということだけは御理解いただきたいなというふうに思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 教師のほうで判断して、その到達度が低い児童も、参加したいなと思うような雰囲気づくりというか、声かけというか、その自尊心を失わないような対応というのか、そういったものも、やはり専門の先生だから考えてくださっているとは思うんですけれども、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。教育者として、何とか子どもたちに充実した学校生活を送らせてやりたいと、その思いでかかわってはいただいています。オフィシャルに、公式にではありませんが、そういった雰囲気づくり、働きかけをすることで、参加しやすいようにしていくんだと、取り組んでいるんだと、学校教職員を挙げて、この放課後がんばりタイム、向かっているんだというこ

とは聞かせていただいておりますが、教育委員会の施策としましては、事業の中に そういった子どもにも積極的に声をかけましょうということを大前提としては、や はり進められませんので、校長先生方、それから実際に毎日教室で子どもたちにか かわっておられる先生方の理解を高めながら、進んできた事業ではないかなという ふうに思っています。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 同じく、同じ質問になるんですけれども、今お聞きしていると、すごく子どもにとっても保護者にとっても有益な事業であるというふうに感じるわけなんですけれども、この希望する学校という部分ですけれども、これは今の現状では、全小学校というわけにはいっていないということになりますか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。8校ということになっております。全小学校は、現在のところ13校ございますので、5校で実施、来年度はできないと、こぎつけられていないという状況であります。指導者の確保という面で、やはり学校の先生方とがんばりタイムの教室での様子をうまくつなぐ、連携して子どもにかかわっていくということに効果があるということがわかっていますので、何とか中心になっていただく指導者に、教員OBをお願いしたいなという思いがあるんです。積極的にかかわってくれるような学生が来てくれた年もありました。ただ、学生というのは、今週は予定していたんだけれども、学校のゼミがありまして、欠席させてくださいでありますとか、やはり経験がないがために、一生懸命はかかわるんですけれども、チームとしてのかかわり方を調節できない、調整できないであるとかという面もあります。スタッフとしてはもちろんありがたいんですけれども。まずはその中核となるそのメンバーが、何人確保できるか、そのあたりを冷静に情報収集、判断していただいて、今回手を挙げていただいたというふうに思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 済みません。その手を挙げていただいたというのは、スタッフは学校が 用意するんですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。3年前などには、こういった先生もいらっしゃるので、 教育委員会からもお願いしますと声をかけていますというようなことで始まりましたけれども、やはり御家庭の都合でありますとか、もう一旦退職されておりますので、それぞれのライフステージがあり、やめていかれる方もいらっしゃいました。 一括、うちで、そういった情報も管理はしておりますが、やはり微妙なさじかげんで、隣の学校、校区まではちょっと難しいんだというような事例もあります。そういったことで、教育委員会には人材バンク的なところで名前が挙がってこない、登録が挙がってこない先生方も多数いらっしゃいますので、やはり各学校ごと、地域、限られた校区になるんですけれども、その情報を収集していただきたいということで、校長先生方には依頼をしているところです。

その、今現時点での判断でできそうだということで、手を挙げていただいた学校が8校ということになっています。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 いいことをどんどん進めておられるということで、確かにいいことであるんですけれども、そこに 5 校と 8 校の差ができる、ある意味、希望する人がいても、それを受けられない状況があるということは、やっぱり平等の教育を受けるという中で、ちょっと違和感を感じるんですけれども、その辺について、何とかする方法はないんでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 教育委員会としましては、全ての小学校で実施したいということで、調査研究的に3年前、始めた、取り入れさせていただいた事業ですので、何とかやりたいというふうには思っています。導入した段階で、一番課題となりましたのは、先生方というのは、そうでなくてもなかなか学習習慣が定着しない子どもに、きょうは宿題して帰ろうかというようなことを従来からやってまいりました。現在もその放課後がんばりタイムを実施できない学校については、そうした工夫もしていただいております。先生方に負担を強いているわけなんです。しかしながら、それを何とか導入する形で進められたらなというふうには考えておるんですけれども、無理なものをやると、逆に先生たちが週2回、必ずそれをやらなければいけないというようなことになって、負担をかけることにもなりますので。

過去に、複数名いらっしゃった指導者が、途中からお家の、御自宅の都合でやめざるを得ない状況になりました。そういったときには、次の指導者が見つかるまで、学校の教職員が負担をしたというようなこともありましたので、そのあたりは慎重に進めていきたいなというふうに思っています。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 その辺のいろんな事情、今、ただでさえ忙しい現職の先生たちに無理を 強いてまでしてということもあるんですけれども、やはり同じ地域で同じ小学校へ という形の中で、ここの学校だけができていないというようなことが、本当はあってはならんことだと思うので、もうできるだけその辺のところを教育委員会のほうでケアしていただきまして、1日も早く全小学校で可能になるように努力していただきたいと思います。

部長、どうですか。

西本委員長藤原部長。

藤原教育部長 委員おっしゃるとおり、全ての学校で開設したいというのは、教育 長の答弁でもありましたように、教育委員会としてもそう思っておりますので、今 後とも予算の確保とともにそれを検討していきたいと考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう意味での予算追加というようなことについては、やはりこれは もう誰も異論を唱えるものではないと思いますので、その分、要求できる状況をつ くっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 私も同じ内容なんですけれども、先ほど3人の皆さん方からお聞きしました。その中で、学習指導を受けた児童の数、8校というお話でございましたけれども、まだこれから拡充していくということで、全小学校に拡充していただいたらなと、これは答弁よろしいですから、それはその点はよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、やはり手を挙げておられない学校、残りの学校なんですけれども、学校によってそれぞれ差が出てこないかなという思いがしております。そういったことをお聞きしたい。

それと、もう少し拡充をしていただいて、先生方、また指導される方々、OBの方々も大変だろうと思うんですけれども、不登校の方々にそういったことが拡充できないかなという思いがしておりますので、そのあたりをお聞きして、次の質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 学校によって差が生じないのかということでありますが、放課後がんばりタイムの教室では、先ほど来申しましたように、家庭学習の習慣をできるだけ確立させると、授業では勉強する、子どもたちは先生との関係の中でよくやってくれていると思います。しかしながら、一旦教室を離れると、家庭に限らず、下校時刻を待っている間の図書室とか、そういったところでも学習には取り組める

わけなんですけれども、なかなか習慣が身についていないというようなことがあります。ですから、この事業の趣旨としまして、そこを何とか支援していきたいということですので、この事業を実施していない学校が極端にその部分、教職員が全く手当できないんだと、例えば学習塾のように、新たな課題をどんどんと子どもに課して、プリントを仕上げていくというようなことを趣旨としておりませんので、差は生じないと、そのような大きな差は生じないというふうに考えております。

それから、2点目の不登校の生徒たちに対する拡充というか、門戸を広げるということについてですけれども、不登校の児童生徒の中には、多くの子どもたちの集団の中に入りにくい、ああいった多くの声がざわざわっとする中で、いづらいと、そういった子も多数おります。中学校などでは、そういったことを最近解消するために、別室登校でもいいよというような呼びかけをしたりでありますとか、1日6時間のうちの2、3時間を別室で過ごそうとかいうような動きも出てまいりまして、丁寧に支援をしていただいているところだというふうに思っているんですが、そうでない子どもたちもいるわけでありまして、そういった子どもについては、積極的に、昼間は例えば同級生に出会うので、なかなか学校に行けないんだけれども、放課後だったら行けますよというような場合には、それも参加していただきたいなというふうに思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 先ほど私も少し不登校の生徒を、また児童のことについて調べていただきました。 2月現在ということなんですけれども、小学生が 3 名、それから中学生が 2 2 名、 2 2 名と数えると大変多いんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりが、彼ら、この子どもたちがやはり学校に、先ほど課長が言われましたですね。学校に行くに、友達と出会うのがたいぎいとか、しんどいとか、メンタルな部分があるのかと思うんですけれども、やはりそういった子どもさんがいるということが現実なんですよね。だから、その子どもさんたちのやっぱり救いというのか、手を差し伸べるということ、これ、教育委員会、また教育者としては大事なことなんだろうと思うんです。

それで、先ほどのこういった事業が、勉強についていけなかったりしたことによって、不登校につながる例もあるんですよね。そういったことで、やはりこういった事業をいかに拡充して、伸ばしていって、そういった不登校の子どもさんができないことにつなげていくというのが、これ大事かなと思うんですよ。だから、そういった意味で、先ほど課長がおっしゃいました、放課後誰もいなくなったところで

勉強を教えていただいたり、また出かけていって、家庭で学習させていただいたりすることも大事かなと思うんですけれども、そこまでやはり先生方はできないかもしれませんけれども、本当はそこまで拡充してほしいなという思いが、私、しておりますので、例えばそういう方々がそのうちへ出かけたら、あそこのうちはこんな子がいるんだよということも、ある部分はわかってくるかもしれませんけれども、だけど一歩をやっぱり家から踏み出すというのがいいのかなと思いますし、それとやはりそれが将来的には、どういったらいいのかな、ひきこもりという表現されておるんですけれども、それにやっぱり不登校がつながってくるんじゃないかなと思いますので、やはりそういったことを前提として、少しでも早くそういった救済といったら変な言い方なんですけれども、救いの手を差し伸べていただいて、学校に出れるように、また家庭で学習する機会がふえるようにしていただいたらなという思いがしておりますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 訪問型のそういった支援につきましては、また健康福祉部等との連携で、ケアしていけたらなというふうにも思いますし、まずは学校が、教職員ができる対応としましては、例えば従来ですと、不登校の児童生徒に対して、学校だけでもないよと、適応教室のほうにも行ってみてはどうかなというような呼びかけをする、そういったこともありましたけれども、最近では先ほども申しましたように、別室での学習環境も整える中で、広く児童生徒を受け入れる、そういった環境づくりがどの学校でも進んできております。当然ながら子どもへの働きかけという意味で、何とか家にひきこもってしまわないように、どこかに出かけて、自分の活動場所を得る、居場所をつくれる、そういったことへの支援、非常に大事なことだということで、共通認識しておるつもりです。また、教職員にもそういった意識が広がってきているというふうに実感しております。学校と連携して、教育委員会として、こうした事業を中心に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 そのとおりしていただいたらよろしいかとも思うんですけれども、やはり教育委員会の部分と、先ほど言われておりました福祉部の部分がかなりあろうかと思うんです。やはりそこのあたりをしっかり連携をとっていただいてやっていただく、これも大事かなと思います。そういったことで、やはり教育委員会ばっかりが全てひっかまえでなくて、福祉部でやっぱりいろんな部分でお願いをして、負担

していただいて、取り組んでいただいて、宍粟っ子、宍粟の子どもさんを育てる意味では、どの部にまたがってでも、やっぱりそういった意味で、子どもさんを育成していただきたいと、このように思っておりますので、部長、よろしくお願いしたいと思います。

西本委員長藤原部長。

藤原教育部長 委員おっしゃるように、子育てにつきましては、教育部、また健康 福祉部、その垣根をつけず進めるべきだと考えておりますので、今後とも連携をと って対応していきたいと思っております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 私も同じ放課後補充学習等推進事業について、お伺いします。

主要施策に係る説明の中には、将来教職を目指す熱意ある若者の参加ということが 書かれているんですけれども、どれくらい見込めているのかをお伺いします。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 かつて、この放課後がんばりタイムには、高校生、大学生、高校生はわずか 2 名ですけれども、スタッフとしてかかわってもらえた時期がありました。ただ、宍粟市から通っている、大学に通っている、そうした大学生であるというようなこと、それから高校生は、最初、意欲を持ってそうした場があるのであれば、子どもにかかわってみたいということで来てくれてはいたんですけれども、自分自身の学業、それから放課後に行われる部活動等とのスケジュールもあり、部分的な、スポット参加的なものになって、なかなか本人のやり切ったというような思いはあったんでしょうけれども、次の年度もやってみようとかいうふうなことにはつながっていかなかったということがございます。

ですので、本当に何人見込んでいるのかと言われますと、期待はしておりますが、 1名、2名でも来ていただきたいなと思っておりますが、今年度、昨年度からの実 施状況から言うと、こうした、高校生、大学生に限って言いますとないだろうなと いうのが現状です。

一方、大学を卒業した、教職を志す若者ということに関しては、どこかでやはり、 さらにもっと勤務時間の多い職をということで希望されますので、放課後の1時間、 2時間というところにはなかなか応募がないというのが現状であります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 恐らくそうだと思いますけれども、例えばこれまでかかわっていただい た大学生というのも、宍粟から通う大学で放課後に戻ってこれるということに考え ると、やっぱり山崎ぐらいしか想定ができないんですけれども、実際その大学生が かかわっていただいた小学校というのはどこなんですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。山崎小学校です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それも含めて、先ほどから出ている希望する学校イコールその地域の人材の差ということで、5校が名乗りを上げてないというふうに思うんですけれども、ちょっと予算を見ると、これ全部県支出なんですよね。県の事業なんです。これ、例えば、本当に全部の小学校が手を挙げたら、その希望がかなえられる状況なのか、一般財源全く入れてないんですけれども、そのあたりはどうなんですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 国の事業でありまして、県の再委託による10分の10の事業ということになっております。現在のところ、まだ決定通知はきておりませんが、その額で本市は希望をあげているところであります。昨年度までの状況で言いますと、希望した額が全面的に認められ、その予算の配当があったかといいますと、それは難しい面もございました。限られた予算の中でやっているというのが現状であります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、去年というか、問題になったのは、その財源がなくなったから途中で切るということが実際に起こりそうになったんですけれども、そういった懸念はないんですか。一般財源、必ず充てれる気はあるんでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。基本的に委託事業ですので、こうしたことで予算要求は上げさせていただいておりますが、協議の中では、ここ3年間の推移、こういったことも考えられるということで、その際には市の予算をもって最後まで計画どおりに進めていくという確認をしているところでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この事業、非常にいいことだと思うんですけれども、地域で子どもを育てるという機運も高まりますし、いいことだとは思うんですけれども、一方で、なぜこういうところに国までお金をつけなきゃいけないかという根本のところをちょっと考えていただきたいんです。これは、結局はその親の収入とかによって、学力、進学率が相関があるというところから、結局、学校の勉強に追いつくために塾に行

かなきゃいけないとか、何かの教材をしなきゃいけないというところで、そこにどれだけ費用がかけられるかというところにかかわってくるんです。はっきり言えば、小中の義務教育間の授業の中でしっかりと教えられていれば、そんなことにはならないんですけれども、そこがおろそかになって、どんどん家庭に負荷がかかっていって、私の個人的な経験で言えば、授業がわからんと言っている子どもに対して、学校の先生はそれは家庭で見てくださいというふうにお願いして回ってますからね。そんなの見れるわけないですよ。いろいろ今の勉強が、自分たちが受けたときよりも全く変わってますし、時間もとれないでしょうし、そういうふうにどんどん家庭学習の比重が高まっていっているがために、こういうことを国が動き出しているということを考えていただきたいので、学校本体のほうを管轄しているのは教育委員会でしょうから、本当にしっかりと子どもたちに学習が定着しているのは教育委員会でしょうから、本当にしっかりと子どもたちに学習が定着しているかどうかというのは、まず本体のほうの部分をしっかり見ていただきたいというふうに思います。それで、前々からも言っているとおり、宍粟市、学力どんどん引き離されていっていますので、別にそれが全てだとは思わないですけれども、やっぱり親御さんというか、保護者にとっては非常に心配の種になっていますので、そのあたり、心

僕はこの件はこれで結構です。

西本委員長 続きまして、山下委員。

てやっていただければなと思います。

山下委員 はい、それでは、主要施策説明書の92ページの古文書資料活用事業について、質問させていただきます。

この古文書資料の目録、2,500点、これを約433万円のこの人件費で整理していく 方向だと思うんですが、この予算で本当に整理ができるものなのか、専門性に乏し いので私はよくわからないのですが、この目録2,500点を433万円の人件費で整理で きるのかどうかということをお尋ねいたします。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 失礼します。

御指摘の古文書の整理作業のことでございますけれども、冒頭に部長のほうからも概要の説明がありましたように、宍粟市内におきましては、歴史資料館等でかなり多量の古文書資料を寄贈あるいは寄託をいただきまして、現在は仮保管というような形で保管をさせていただいております。

今回の整理作業の手順といたしましては、寄贈していただいた家とか単位ごとに 分類を行いまして、古文書、いろんな形があるんですけれども、1件ごとにタイト ルですとか、また書かれた年代等を一覧表にいたしまして、それであと、専用の保存封筒でありますとか、保存箱に収納するということを行っていきたいと思っております。それをすることによりまして、あとあと写真を撮るですとか、また展示等に活用するときの検索といいますか、インデックスになってきますので、それが一番古文書整理の基礎的な作業になるところでございます。

点数のことなんですけれども、現在お預かりしている古文書、もう数千点を超える点数がございまして、もちろん1年でやり切れる分量ではございません。これまでの実績ですと、大体月に200点余りの目録作成が可能かと思いますので、あくまでも目標数値ではございますが、こういった数字を掲げさせていただいて、整理作業に努めたいというふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 月に200点の目録作成が可能ということで、これは何人の方でどのような形で行われるわけなんですか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 現在、歴史資料館のほうで、臨時職員さんですけれども、3名の体制で現在は行っております。新年度はもう1名分予算をつけていただいて、予算を上げている人件費ということになっておるんですけれども、3人のうち2人の方は専門的な知識を持っておられる方で、その表題等を解読しながら、目録を作成していただいて、あとの方でパソコン等でのデータ処理といいますか、一覧表の作成を行っているような状況でございます。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 この同じ古文書資料活用事業ということなんですけれども、ある意味、活用事業ということでございますので、このものを使っていろんな意味での宍粟市の歴史であるとか、そういうものを後世に残していこうということでもあろうと思うんです。まちづくり推進部において、御形の里づくり事業というものが示されておりまして、歴史資料館もその家原遺跡公園に位置するものであります。そういう意味においては、この里づくり事業の中の中核をなす施設でもあろうと思うんですけれども、そんな中でこの資料を整理整頓、残していくということについては、今後もこの歴史資料館を維持管理体制を強化していくと、そして後世に重要な資料を残していくという、そういう方向でお考えということでよろしいでしょうか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 御指摘のとおりでございます。別途、まちづくりあるい

は一宮市民局のほうで、一宮北部の活性化の一環として、家原遺跡の再整備が計画をされております。

御指摘のように、歴史資料館、遺跡公園内にございますので、今言いました古文書等の歴史資料の整理とあわせて、遺跡公園のまた維持管理なり、それから貴重な歴史遺産を保管、また整理活用していく拠点として位置づけていきたいというふうには考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 現状、歴史資料館の管理体制の人員構成というのはどういうふうになっていますか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 昨年度より、いわゆる行政の部分の文化財係は本庁の社会教育文化財課のほうへ移管といいますか、引き取りをいたしまして、現在、歴史資料館のほうでは、臨時職員さん3名でローテーションで管理と、それから今言った整理作業を行っていただいております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう形での重要な資料を保管し、また維持していくという意味においては、単に、これ失礼なんですけれども、臨時職員さんだけで管理していくというのも、考えものではないかなと、やはりきちっと責任を、責任持ってないとは言いませんけれども、責任持った方を配置してやっていただきたいというのが希望ですけれども、その辺のお考えはありましょうか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 御指摘のとおりかと思います。従来、館長職というのが専任で配置してあったんですけれども、館長職については今、課長、私のほうが兼任をいたしておるような状況でございます。今後、そういった形で、ちょっと人員体制については課題とさせていただきたいと思います。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 いろんな意味で、資料の整理、済んだ後には、きちっとした形でのまた 運営をやっていただきたいと思います。お願いします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 私も同じ古文書資料活用事業で聞きたいんですけれども、この前の予算質疑で取り上げられたその本多家、ちょっと僕、歴史疎いんでよくわからないんですけれども、本多家の資料というのは、ここにどう扱われるのか、ここの範疇では

ないのか、そのあたりのことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 御指摘の本多家の資料と申しますのは、現在、山崎本多藩記念館、公益財団法人としての組織でございますけれども、そこが収蔵、保管をされております。この資料につきましても、非常に貴重な資料でございまして、全国的にも江戸時代の歴史を考える上で、貴重な資料ということで評価をされている資料でございます。言いましたように、ちょっとこれにつきましては、財団法人さんのほうで保管、所蔵しておられます。これにつきましては、別途、関西圏の大学の専門の先生方が調査研究に入られておりまして、写真の撮影とか、また目録作成等も進めておられるところでございます。市といたしましても、調査の連絡調整ですとか、また調査時の立ち会い等もさせていただきながら、協力はさせていただいておるところでございます。

来年度になるんですけれども、その研究成果につきましては、また宍粟学講座等で先生のほうに報告、あるいは講演をしていただく予定もさせていただいておるところでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 価値というのは多分認められているものだと思うので、ぜひとも保存、 後世に伝えるということはやっていただきたいと思います。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、この事業にかかる目標で、2,500点の目録ということなんですけれども、これは今持っている古文書の総数が大体これくらいということでしょうか。それとも、全体像のうち何%かがこれという話なのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですが。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 冒頭申し上げましたように、かなりたくさんの古文書資料、それこそまだ未整理の状態で、仮保管という状況ですので、全ての数量を把握いたしておりませんけれども、数千点を超える数にはなろうかと思いますので、この2,500点で1年で整理できるものではございませんので、ちょっと長いスパンでの整理を継続していきたいというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 社会教育の分野で、そういったことはちょっと聞いたことがあるんですけれども、この表題をつけたり、目録を作成したり、専用の封筒、保管箱に収納するというのは、もう何ていうか、その世界ではセオリーというか、スタンダードな

方法なんですか。それとも何か、新たに出てきた方法なのかというのを、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 今申し上げました整理の手順、方法につきましては、いわゆるおっしゃるとおり、スタンダードなと言いますか、基礎的な作業になってくるかと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、これまでの人的配置では追いつかないほど、どんどんふえていったという話ですか。それとも、これはその都度その都度この方法をとっていれば、困る話ではないと、それがスタンダードな手法だということであれば、出てきたものに関してそういうふうに整理していくということで、何らそんなにそれがその文化財の保護の人たちの仕事であるとすれば、という話なんですけれども、これまでここが放置されていたというふうに解釈したらいいんですか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 決して放置した状態であったというわけではございませんが、なかなかやっぱり分量が多いこともありまして、整理がおくれてきていたということは事実ではございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これまでの間というか、どこをスタートにするかわからないんですけれども、どんどんふえていくものなんですか。こういうようなものは。発見されているとか、偽造されているとかって、それが整理が追いつかないということをおっしゃっているのでしょうか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 例えば地域におられる家を、例えば土蔵とか蔵を整理をされたときに、我々も調査に来ていただきたいということで、連絡、要望も受けるんですけれども、やはりそういった機会に新たに発見される資料も、毎年何件かございますので、年々やはり、そういった機会で点数自体はふえてきております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 適切に管理していただければいいかと思うんですけれども、やっぱりほかの町と比較して、比較できるものかどうかわからないんですけれども、宍粟市、ちょっとやっぱり、古いものに対する尊厳、リスペクトがちょっと足りないというか、結構何かぞんざいに扱われているようなところがあって、という気がするんで

す。何か一般市民がそういう古いものを目にする機会というのは非常に少ないですし、ぜひともその講座とか、この講座の目的が、古文書への理解を深め、資料の整理作業や解読を行う人材を育成するというのは、ちょっと都合のいい解釈なんで、そうではなくて、そういったものをしっかり後世に伝えるという意味での公開講座であるとか、そういったものはどんどん社会教育の分野でやっていただきたいと思うので、それだけお願いして、この件は結構です。

西本委員長 藤原副委員長。

藤原副委員長 ちょっと関連で確認したいんですけれども、いわゆるこの古文書について、保存とか保管とかいうことがされるんですけれども、この資料館ですか、そういう設備的に、保存、保管できる、例えば空調設備要るんじゃないかなとかいう、いろんな整備が必要な場合があると思うんです。その辺はクリアできてるんですか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 市内で幾つか、展示施設だったり収蔵施設がございますけれども、今のところ、本格的な設備を整えておるのは、宍粟市歴史資料館、家原遺跡公園にあります宍粟市歴史資料館には、特別収蔵庫という空調設備を備えた収蔵庫は備えておりますので、こういった古文書資料については、今言いましたように、歴史資料館のほうで集約して整理、保管を行いたいというふうに思っております。

西本委員長 続きまして、山下委員。

山下委員 それでは、続いて、通告に出しておりますとおり質問させていただきた いと思います。

この公立幼稚園と保育園の老朽した園舎についてなんですけれども、以前に資料を出してもらった、小中学校、幼稚園、保育所施設整備年度一覧表というのを、平成28年12月1日現在のものを以前出してもらったものを見ていて、大変気になったんですが、公立幼稚園では、山崎幼稚園の園舎が昭和34年2月、それから、昭和43年3月ということで、あと、都多幼稚園が昭和44年3月、また公立の保育所では、一宮北保育所が昭和59年3月で一番新しい状態で、それ以外の四つの保育所は、新耐震基準前の昭和56年以降に建てられたものとなっています。

教育委員会においては、認定こども園を推進するために、耐震工事や建てかえの 予算を計上しておりませんが、もし今、大地震が起こった場合、子どもの命が守れ ると言えるのかということをお尋ねいたします。 西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 先ほどの委員の御質問に対しまして、説明をさせていただきます。

小中学校の耐震化につきましては、本年度、平成28年度から取りかかっております伊水小学校の屋内運動場の改築が来年度となります平成29年度に完成することで、耐震化計画としては、小中学校の分、完了する予定としております。

今後のことになりますけれども、幼稚園、保育所の耐震化を検討していく必要があるものと考えてはおりますが、宍粟市では今現在、幼保一元化の推進を進めておりまして、これとの整合性も十分配慮する必要があると思っております。

本来でありましたら、小中学校に引き続き、幼稚園であったり、保育所の耐震診断等、耐震に向けての取り組みについてかかっていくところではあるんですけれども、今後、この幼稚園、保育所の施設が認定こども園として推進しており、移行し、それぞれの園・所が廃止されていくことを考えると、今現在としては、市としては、認定こども園へ移行することを早急に進めていく、尽力をしていくべきだと考えております。

以上であります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 認定こども園をともかく民間でということで進めておられるので、ここまで長いこと計画がなかなか進まないできたという事実があると思うんです。先ほど言いました、大変古い園舎の部分も、もしもその地域の声を聞いて、民間か公立か選べたとしたら、既に進んでもう建てかえてあるところもあると思うんです。ところがそうじゃなくて、何としても民間のこども園ということで進めているので、いまだにまだ古い校舎を何とか修理しながら使っているようなところがあるわけです。

それで、本当にそういったところで、今、地震が起こったときに、子どもたちがどうなるのかという心配が私にはあるんですけれども、そこのところの回答が、先ほどもなかったように思うんですけれども、それはどのように責任をとられるんですか。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今現在は、認定こども園の推進を進めており、認定こども園と して事業化ができたところから、施設等の整備を進めております。今おっしゃられ ますように、昭和のときに建てられました園舎につきましては、現在まだ耐震のと ころには至っておりません。市としては、早急に認定こども園による施設建築を考 えているところです。

西本委員長 山下委員。

山下委員 認定こども園をともかく進めていくということよりも、今、子どもの命を守るということのほうが大事なんじゃないかと思います。その辺で、もうどうしても納得がいかないんですけれども、その回答としては、先ほどの回答だったら不十分だと思うんですけれども、子どもの命よりもなぜ認定こども園を進めなければならない現状の体質であるのか、お訪ねいたします。

西本委員長橋本課長。

橋本教育総務課長 確かに耐震等の診断は行っておりませんが、園・所におきましては、児童の命を守るために、各種消防計画等によります訓練、また施設等備えております。施設については、耐震等の御意見、そのことでありますけれども、ハード面でもありますけれども、ソフト面において、園長先生を初め、所長先生を初めとして、児童がいざというときに安心して自分の命、また園児・所児の命が守るように取り組んでおります。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 教育委員会の間違った方針の中、大変保育者や職員の方、幼稚園の教諭 の方たちに、精神的な苦労やどうにもならない気持ちを抱かせているんじゃないか なと、先ほどの回答で思ったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 幼稚園の老朽化、また保育所の老朽しているという事実はよくわかっておりますし、これの対策としては、委員会でも言いましたように、幼保一元化の中で新しい施設をつくっていきたいという、基本的な計画を持っておるだけに、なかなか幼稚園、保育所の新築ということはできないのが現実であります。しかしながら、必要な補修としては、もうそれはこのこども園ができるまで、期間がかかればやっていくというのは、もうそれは教育委員会、市の方針でありますので、その安全としては確保していきたいと考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 特にこの宍粟市は山崎断層を抱えておりまして、本当にいつ地震が起こるかわからないような状態なので、やはり子どもの命を一番に考えて、耐震化が進んでいない、地震が起こったらすぐにつぶれているような園で、子どもの保育ある

いは教育がなされるようなことがないように考えられるような教育委員会でないと おかしいと思うし、間違っていると思いますので、その辺は本当におかしい現状が あるということを認識していただきたいと思います。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 先ほども申しましたように、現状の施設については、十分点検しながら安全を確保していくという姿勢はとっていきますので、御理解を願いたいと思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 安全を確保するということは、今、耐震化が進んでいない建物をすぐに 改築する、建て直すということです。そのこともわかっていただきたいと思います ので、何か間違っているということは自覚していただきたいと思います。

西本委員長 答弁よろしいか。

藤原部長。

藤原教育部長 何度も同じことになるかもしれませんが、安全を確保していきたいという姿勢はもう変わりません。それと一緒に、新しいこども園をつくりたいという計画も持っておりますので、それを進めていきたいということは、以前から申しておるとおりであります。

西本委員長 山下委員。

山下委員 本当に情けないなと思うんですけれども、大地震が起こったときに、もうどうなるかわからないような建物で、建物に、今も建物で子どもたちが今も保育、教育されているということを、なぜそこまで民間の認定こども園にこだわって、子どもの命も守れないような教育委員会であるのか。本当に情けないなということをお伝えして、情けないなどころじゃない、もうどうしようもないなというか、そういうことをお伝えして、もうとりあえずこの場での発言は終わります。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 次、主要施策の86ページ上段、伊水小学校屋内運動場改築事業について、 お伺いします。

これも、この事業がどうこうということではございませんけれども、一昨年でしたか、この耐震化が100%でない理由の中に、恐らくこの地域での学校規模適正化を進めているので、それまではできないということが新聞に載ったことがあると思うんです。その規模適正化することによって、新しい校舎をつくる、体育館をつくるということで、要はそのときに、耐震化を図るという意味で、ここは残ってます

よということが言われたと思うんですけれども、現状、今の段階でそれが凍結状況にあるんだと思うんですけれども、その中で、屋内運動場、体育館が耐震化をされるということになるわけですけれども。若干、先ほどおっしゃいました幼保一元化の部分と整合性がとれない部分、それだったら同じように学校規模適正化ができるまでは安全性を見ながらやっていきますよというのが普通でしょうけれども、これがだめやとは言ってませんよ。ここは、耐震化をするということになっています。これについて、見解を伺いたいと思います。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 御質問がありました耐震化の工事につきまして、伊水小学校の 屋内運動場の改築事業について、今年度、また来年度の完成に向けて、取り組んで いるところです。

小学校・中学校の耐震につきましては、主に耐震診断結果に基づく耐震指標の低い建物から、順次計画的に耐震化を行ってきております。

本年度なんですけれども、伊水小学校の屋内運動場と都多小学校の耐震化に取り組んでおります。都多小学校の校舎東棟のほうの耐震化は終わりまして、現在、伊水小学校の屋内運動場、来年度改築完成に向けて取り組んでおります

都多小学校については、工事完了済みで、伊水小学校については、来年度、平成 29年度完了する予定としており、小中学校においては、全て耐震化が完了する予定 となっています

都多小学校、伊水小学校の耐震化工事につきましては、小学校、中学校の耐震化の全体計画の中で、耐震指標等、低い建物から順次耐震化工事を行っており、それが今年度の都多小学校の耐震化の工事、また来年度の完成の伊水小学校の屋内運動場となっております。

学校規模適正化の取り組みについては、市全体で、また各ブロックごとに取り組み、説明を行っており、進めておりますが、先ほどの伊水、都多校区において、説明会とあわせて、同じような時期となりましたが進んでおりまして、地域としてはしばらく間、協議を繰り延べるとするということが決定された時期と、その工事の実施時期が同じときになったもので、新聞紙上には耐震化と学校規模適正化を直接的に結びつけるような報道発表もありましたが、耐震化は耐震化として、また学校規模適正化に取り組むことにつきましては、学校規模適正化について取り組むといところで、市としては進めております。

以上です。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 その辺の細かい部分はいろいろあろうかと思うんですけれども、確かに子どもが通う学校が耐震化できていないという部分について、はっきり言って、それは先ほどの山下委員じゃないですけれども、到底受け入れられない部分があると思うんです。

そんな中で、今は規模適正化はさておきという部分で、この小学校の耐震化がなされたと。片や、幼保のほうにつきましては、一元化するからもう少しの間辛抱していただきたいと、この辺の見解がどうも、逆に言えば整合性がないという部分になろうかと思います。

実質、この小学校の規模適正化にしましても、地域では少ない人数でもこの学校を維持してほしいという声が、恐らくあったんだと思います。そういう中での今の協議の停滞を招いているという部分があります。ということは、ここで耐震化工事も終わり、ここの学校で十分教育を受けれるんだということになると、地域の人はやはりこのままでいいんだという声が出てくるんじゃないでしょうか。私としては、今までいろいろ言ってきたんですけれども、特に別に人数が多いからいいんだとか、少ないからだめだとかいうような考え方は、余り教育の中でするべきではないかなというふうには考えているんですけれども、そんな中で、今の規模適正化についての地域の声がどういうふうに判断されるかということは、今から出てくるんでしょうけれども、これについては、やはり地域との話し合い、保護者との話し合いについては、また真摯に対応していただきたいと思いますので、その辺についてはよろしくお願いします。

部長、その辺の違いのところをお願いします。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 学校の規模適正化と幼保一元化の施設に対する考え方が違うのではないかという御質問に対して、お答えしたいと思います。

幼保一元化して認定こども園をする場合の施設といいますと、今ある幼稚園の構造とは全く違うという建物をつくる予定にしております。しかしながら、小学校の学校規模に伴う施設については、既存の校舎が使えるというところが大きな違いかと思います。したがいまして、どちらの学校になるかというのは、今からの話ですが、耐震化をしまして、将来に備えておくというのは、小学校の場合は必要かなということでしております。幼保の場合は新たなまた違う機能を持った施設をつくるというところから、その点について、施設に対しての整備の考え方というのは、若

干違ってくると思っております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 確かに、幼保一元化することによって、保育から幼児教育という形の連動していく中での施設の整備の仕方というのは違うと思うんですけれども、最終的にその安全性とかいう考え方にとっては、同じことだと思うんですよ。だからその辺を、どうしたら安全な施設を早くつくれるか、早く供給というのもおかしいんですけれども、提供できるかということについては、やはりそのいろんな話し合いがある中で、どれが一番の最善の策なのかということは、やっぱり考えていってもらいたいと。あくまでも、決めたことだからするんだという部分で進めていくと、どうしてもそこにお互いのあつれきもできましょうし、そごも生じてくるということで、一番犠牲になるのは子どもということになろうかと思いますので、その辺のところはもっと深く考えていっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 確かに、安全、それを早く確保するということは、非常に重要だということはよくわかっております。そのために、一斉公募して動きを出したというところもありますので、幼保一元化と一緒に施設のほうもつくっていきたいということは変わりませんので、平成29年度はそれに向けて進めていきたいと考えております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 私も同じ、伊水小学校屋内運動場改築事業について、お伺いします。

この説明書の中には、「社会教育等を基本としたコミュニティの場となる同小学校屋内運動場」というふうに書いてあるんですけれども、これまで社会教育等でどのように活用されてきたかを伺います。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 主要施策の説明書に、「コミュニティの場」という書き方があります。体育館につきましては、学校利用以外に放課後、また夜間における一般利用等があります。伊水小学校につきましては、面積等狭く、また老朽により、地域において、伊水小学校を放課後及び夜間に使うには十分な環境で今まであるとは言えませんでしたので、今後、新しく改築される体育館においては、地域の中で広く使っていただけるように、地域の中でも理解していただき、放課後での活用であったり、夜間での利用を進めていただきたい、そういうことにより地域の中のコミュ

ニティの輪、また社会教育の輪が広がっていけばということで、学校外利用として そのように思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実際に、今、放課後であるとか夜間に、もう相当手狭になるくらい申し 込みが殺到しているということをおっしゃっているのでしょうか。

西本委員長橋本課長。

橋本教育総務課長 今現在の利用数は、他校、他の小学校の屋内運動場に比べると、 利用数は少ないというのが現状です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、都多小と伊水小の学校規模の話と絡んでいた部分なんですけれど も、これはもう、都多と伊水はもう、伊水に統合する方向で、もう協議が進んでい るというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 学校規模適正化については、伊水小学校区と都多小学校区の両校においての学校規模適正化について、地域内でまた説明をさせていただき、地域内でも協議を進めていただきました。この平成27年の9月となりますが、地域ではこの協議については、もう少し協議期間を置こうと、協議を繰り延べようということで、協議を繰り延べられ、またしばらくしたら、この伊水小学校と都多小学校の学校規模適正化についての協議を取り組むということを確認して、今は休んでおられる状態です。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあこれ、もし改修して、体育館つくったとしても、もしかしたら都 多小に統合もしくは、真ん中に何か新しいのができるとか、そういう可能性もまだ 残っているというふうに理解すればよろしいですか。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 学校規模適正化の推進に当たりまして、基本的な考えとしては、小学校から中学校へまた移動するわけなんですけれども、その学校規模適正化実施後の学校については、中学校から近いところの校舎を基本的に考えるということで、現在各地区でお話を進めさせていただき、また地域へも説明をしておるところです。以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

じゃあちょっとお伺いするんですけれども、委員会資料の中では、ちょっとこれ、日本語的に意味が通じないんですけれども、学校施設耐震化計画に基づき、伊水小学校屋内運動場の補強が必要であるが、面積狭小であることから改築するという文章で説明がされているんですけれども、伊水小学校の体育館は、昭和46年2月建設なんですけれども、当時児童はどれくらいいたか、大体でいいんですけれども、この時期だと多分、団塊ジュニアの子どもたちか、団塊ジュニアかな、なので結構いたと思うんですけれども、どれくらいなんですかね。大体でいいですよ。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。正確にその当時の数字が説明できる資料は持ち得ておりませんが、当時の昭和46~47年ごろで、学校には300名弱の子どもたちがいたんではないかと思います。申しわけありません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今の状況で面積が狭いというのが理解できないんですが、当時はじゃあどんな状況で学校教育がなされていたんですか。今の生徒数でも狭いんですよね。 当時300人、今何人いるか、ちょっと把握できませんけれども。

西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 当時、昭和40年代当時の体育館整備というのは、全国的にはまだおくれておったかと思います。現在の文部科学省が定める学級数に応じる体育館の規模といいますのが、6学級の場合でありますと894平方メートルが基準となっておりますので、その基準を満たすような、今回改築を行うわけであります。以上です。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 済みません。先ほど昭和46~47年ごろの児童数、300名ぐらいと申し上げましたが、当時200名前後だと思います。申しわけありません。300と200、大分数値が違いますので、200名前後ということで説明をさせていただきます。以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

ちょっとこの説明資料がちょっと理解ができなかったので、お伺いしました。 先ほど来出ている、その耐震化の問題との関係なんですけれども、いろいろなと ころの大規模な地震を見たときには、木造とか平屋であっても、古い建物はやっぱ り倒壊して下敷きになったりとかしてるんですね。幼稚園だったらまだずっとアクティブというか、動いているので、避難とかということで解消できる可能性はまだあるんですけれども、保育所はお昼寝しますよね。午睡というんですか、しますよね。そのときのタイミングで地震が来たりしたら、もう立ちゆかないと思うので、ぜひとも建てかえるというのは結構お金がかかると思うんですけれども、この前も都多小学校の耐震化は申しわけないんですけれども、それが高い、安いというあれなんですが、何千万という話で十分できていたと思うので、耐震化の部分だけは、ぜひとも保育所からのほうが、優先順位をつけるとしたら高いのかとは思うんですけれども、保育所、幼稚園、こども園とかということのやっぱり耐震化ということは、考えていただきたいというふうに思いますので、そのあたりも今後しっかり調査なりして、予算措置をしていただきたいなと思います。この件に関しては結構です。

西本委員長 それでは、10時45分まで休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

初めに、藤原部長より発言の申し出がございますので、許可します。

藤原部長。

藤原教育部長 休憩前に鈴木委員より、年数のたった幼稚園等の耐震化の必要があるのではないかという御質問に対しまして、今後、耐震化の調査、また対策については、施設によっては必要かなということで、検討していきたいと考えております。 以上です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 それでは、主要施策90ページの上段、幼保一元化推進事業について、お伺いいたします。

先ほどの伊水小学校のところで、そこまで踏み込んでしまった発言をしてしまいましたので、その辺のところは置くとしまして、いつもお願いをしているわけなんですけれども、この事業に関しては、地域、保護者の理解と合意というものを大前提に行っていただきたいということを、いつもお願いしています。そんな中で、ここに平成29年の事業内容ということで、一宮北地区協議会の部分につきましては、用地選定などという部分が入っております。そして、その下の推進事業のところで

は、設計監理業務委託ということで、戸原、用地取得費ということで一宮南という 部分が示されているわけなんですけれども、この辺のところについて、やはり地域 との話し合いというんですか、その辺のところはどの辺まで進展しているのでしょ うか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 多様化する保護者のニーズに応えること、宍粟で子どもを産み育てる環境を整えることというのは、早急に取り組まなければならない重要な課題である、先ほどから委員のほうからも御指摘をいただいているとおりであります。そこで、平成29年度の予算編成に当たり、主要事業としまして、これまでの地域との協議経過を踏まえて、保護者や地域の一定の理解のもとで、その校区を絞って予算を計上させていただいておるところであります。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、戸原地区ではもうほぼ建物を建てるという部分について、 もうこれ設計管理なんですから、もう恐らく建物を設計していくということなんで しょうけれども、その辺のところについての協議はでき上がっているということで 理解でいいんでしょうか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 戸原小学校区につきましては、これまで4回の委員会を開催をしております。平成25年の3月18日から計4回の会合を開いております。その中で、幼保一元化を進めることについては合意をいただいた上で、地域の委員会を設けておりまして、平成25年度には戸原地区の圃場整備に伴い、認定こども園の建設用地を先行取得ということで、既に場所も決まっております。

そういったところから協議を始めたわけですが、運営のあり方のところで、少し意見の合意というところがとれずに、現在まできております。しかしながら、これは平成25年度に着手すると決めたわけですから、やはり早急に、先ほどもありましたように、安全安心、新しい環境を整えるということは非常に重要なことでありますので、ここにつきましては、その場所が決まっているわけですから、そこに向けて努力をするということで、既にこの3月から運営法人の二次募集についても図っております。このことで運営の方法というのは具体的なものを示せると思っておりますので、こちらが示す案で協議を行う中で、すぐに着手ができるための予算として設計監理業務委託の経費を計上させていただいておるところであります。

西本委員長 飯田委員。

先般の代表質問で教育長にもお伺いしまして、その辺のところ、ちょっ と物がはさまったような言い方をされた部分があるんですけれども、確かに必要で あるということは理解できていると。その運営方法についての協議が整わないと、 これ、一宮北も同じだと思うんですね。その辺のところで、やはり一宮北にしまし ても、用地を早く取得してかからなければ、開園しようという時期に間に合わない というようなこともございます。戸原にしても一緒だと思うんですけれども。そん な中で、二次募集をされたと。この間、新聞にもまた報道されておったと思うんで すけれども、そういうことで、最終的に教育委員会が目指されているところと、保 護者、地域が望んでいるところがやはり平行線をたどっておる中で、今、現状、こ ういう今のおっしゃり方があるというのは、どういうふうに考えていったらいいの かなと思ったんですけれども、この前の教育長の答弁の中で、方向性としてはある 一定、地域に理解を求めるというより、地域の声をある一定のところで認めざるを 得ない状況にあるのかなという部分が、見え隠れするというところがあったんです けれども、どうしても気になるのは、その話し合いのところでの妥協点、これはど っちが折れたらいいのかなという部分があると思うんですよね。主張を続けると、 やはりいつまでも平行線ということがあるので、はっきり言って一宮北地区も、協 議会に入るのを認めたのは、そのままではいつまでたっても物事は進展しないから、 とりあえず協議の場に入りましょうということで、そこのところを認めて今の現状 があると思うので、だからその辺は、やっぱり子どものことを考えての地域と保護 者の妥協だったと思うんですよね。だから、そういうことも考えていくと、やはり 教育委員会という教育をつかさどる一番の本元でありますから、その辺のところを やはり、ある一定の柔軟性を持って対処していただきたいと。その中で、ある意味、 地域もこの事業に対して理解していくと、そして協力していくということになろう かと思いますので、まだこれ、始まってまだ1園しかできていない状況の中ですの で、やっぱりいろんなニーズもあろうし、考え方も出てくると思うので、あれをや ったからここもそうだという考え方をいつまでもしていると、はっきり言っていつ までも物事は進まないと思いますので、固持しないということをお願いして、部長 に答弁を求めます。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 一宮北地区の協議会においても、市のやり方、運営主体の決め方に ついては合意をもらっておりますので、今、二次募集をして、その結果をもって最 終的な判断をしていきたい、それは早急にしたいと考えております。 また、地域地域によって、もう少し柔軟にという御意見ですが、やはり進める上で、また公平性ということで私たち進めておりますので、市内同じ考え方でいくというのが、やはり進める上でもいいのではないかなということで、今やっておるところであります。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 公平性とおっしゃいましたけれども、実際、この宍粟市、広い地域ですね。従来からのいろんな地域的な格差といいますか、地域性があります。そんな中でいろいろと培われてきたものもありますし、そんなところを画一的に、これがいいんだからこうするんだというやり方では、なかなか進まないと思います。前も言いましたけれども、たつの市はやはりいろんな旧自治体が寄ってできているから、たつの市として考えたことを全部に押しつけるのはなかなか難しいということで、パブリック・コメントでもかなりの反対意見とかがあったということで、地域によって運営方法も変え、やり方も変えということでやっています。そうやりながら、最終的にいつかは一つのものにしていこうという考え方はあると思うんですよ。だから、その辺のところを考えてほしいというのが、柔軟性を持ってほしいという意味でありまして、間違っているとは言っていません。だから、その辺は最終的に目指すところがあっても、最初は公でやりましょう、そのうちに周りを見ながら、やっぱりこの方法がいいのかなとかいう考え方も起きると思うので、余り急ぎ過ぎてそれをやると、全てがつぶれるという可能性もありますので、その辺、ちょっとお考えいただきたいと思うんですけれども。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 地域によっていろいろと歴史がありますので、画一的にはいかないというのは、今までの経験からもよくわかっております。しかし、基本的なやり方というのは持っておきたいと思いますし、しかし、このこども園のあり方については、その協議会でいろんな意見を出しながら、その地域に合った独自のものをつくっていくということも、市としては持っておりますので、基本的なもの、また独自的な地域に合ったものというのを合わせながら進めていきたいというのが、今の考え方であります。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 この話も、ある意味平行線になろうかと思うんですけれども、やはり今 おっしゃったように、地域の声を聞きながらというか、その部分を一番大事に考え ていただいて、この事業がよかったなという事業になるように進めていただきたい と思います。よろしくお願いします。

この部分を終わります。

西本委員長 次に、鈴木委員。

鈴木委員 私も同じく、幼保一元化推進事業について、伺います。

先ほど来出ていますが、設計管理、戸原地区、あと用地取得、一宮南地区の予算が計上されているんですけれども、もうこれは地域で、ここでは幼保一元化の施設というのがもう決まったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 この事業を進めるためには、地域や保護者の理解と合意が必要不可欠である、必要であるということでありますけれども、まず、教育委員会がいつ、どこに、どんなこども園をつくりたいのかということを、しっかりとした計画内容で地域に説明する必要があるというふうに考えております。そういったことを、地域の保護者や地域の皆さんに説明をするためにも、ある一定の準備をして、そういうことを御説明をして、その同意をいただいた上で、この予算の執行を図っていきたいということであります。決定したかどうかということにつきましては、今後の委員会でそういったところをしっかり説明責任を果たす中で、合意をいただきたいというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 随分方針が変わったわけですよね。地域の委員会で、いつ、どこで、どのような認定こども園をつくっていくかというのは、地域が決めろと、今までずっとおっしゃってきたんだけれども、今度は教育委員会がそれを決めてそれを地域に 説明するという方向に変わったというふうに理解してよろしいですね。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 いえ、地域の委員会で決めていただくということで、これまで具体的な説明をしておりません。ですから、逆にこれでこういうことを考えていますよということを、事務局側から提案をする中で、あくまで決めていただくのは地域のほうで、それに意見をいただく中で、協議の中で地域のほうで決めていただくということについては、今までと変わっておりません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 でしたら、地域の合意がとれてから予算化されるべきではないのでしょうか。ここで予算化をして固定してしまうと、もう動きませんよ。そうやっていって、あるところでは進めてきているじゃないですか。予算がもう可決されているか

ら、これはもうフィックスされているということで、説明をされている地区もありますよね。だったら、そのときに上げてきてくださいよ。ここで当初予算で上げられて、これを可決してしまったら、責任こっちにきますので、申しわけないですけれども、もし取り下げるなら取り下げてください。

西本委員長藤原部長。

藤原教育部長 この戸原地区、また一宮南地区の予算ですが、地域としては求められておると考えております。戸原については、老朽している園舎の建てかえ、それを早くしてほしいということから、市としてはそれを責任持ってやらなくてはいけない。その準備として上げております。また、一宮南では、地域の委員会、先月の委員会では、そういう方向で進めていってもいいという了解は得ております。決して地域の合意がなく進めておるわけではありませんので、市としては準備をして進めてきたということは思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 でしたら、これは今、運営法人が二次募集がかかっていて、今までずっと言ってきた幼児教育、保育に歴史のあるというか、経験の深い法人が受けるから安心してくれと言っていたんですよね、今まで。幼保一元化施設になっても、そこの質は担保できるんだということでおっしゃっていて、今、二次募集の段階を見ると、今まで幼児教育、保育に歴史のある市内の法人以外にも、名乗り出れる環境だったんじゃないんでしたっけ。二次募集の段階では。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 宍粟市認定こども園運営ガイドラインの規定に基づきまして、 二次募集を行わせていただいております。二次募集の対象者としましては、市内の 社会福祉法人または今後地域で設立をされる社会福祉法人ということで、公募をさ せていただいております。

その応募のあった者につきましては、その選定委員会を設置をしまして、詳細な中身について審査をし、そこで安心して任せられるということの結論が出た場合に、選定をさせていただくということにしておりますので、審査の段階でしっかり審査することが必要であるというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 やったこともない法人の審査をして、幼児教育、保育は大丈夫だという ことを、どこでジャッジされるんですか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今、公募をしております中に、その園の運営計画、どう言った子どもを育てたいかということを示した計画であったり、それから職員体制、それから運営資金の問題、そういった資質があるかどうかということを審査するものをつけております。特に、幼児教育、保育の現場では、国家資格である幼稚園教諭、保育士等の配置が義務づけられておりますので、そういった体制がきっちりできる、担保できる法人になっているかどうかということが、審査の基準になるかなというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だって、今までやってきてない法人、もしくは新しくできる法人が、人材の確保をどうやってするんですか。できるかどうかもわからない認定こども園に対して、人員を、有資格者がこれだけ確保できますということは、どこで担保するんでしょうか。今やってらっしゃる方なら、現状、今のスタッフが、有資格者がこれだけいてっていうことは言えますし、これまでもそのつながりがあるでしょうから、人材確保に関しても十分できると思うんですけれども、新たにできる法人、もしくはその業務をやってこなかった社福に関して、どうやってそれを担保するんでしょうかね。言うだけは自由ですけど、それが大丈夫、人材確保できるということを、どこでジャッジするのか、僕が採用担当とかだったら、非常にもう、全くわけが、判断の基準がわからないんですけれども。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員おっしゃるとおりだと思います。非常にハードルが高いというふうに思っております。そういったところ、応募があったから、じゃあそこに決めるということではなくて、そこが非常に大事なところでありますので、そういった姿がきちっと確認ができない場合には、選定で落とすということがあると考えております。ですから、そこが担保できない限りは、教育委員会としてはなかなかそこに任すということは言えませんので、そのあたりは慎重に進める。ない場合には、最終的には公立での運営も含めて検討するということにしておりますので、計画が速やかに実行できるように進めたいと思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今のいろいろな答弁、文脈から判断すると、そんな法人はもう出てこないという話ですよね。出てきたとしても、そんな高いハードルをクリアできる法人はないということですよね。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 現在、4月末までを期間として募集しておりますので、その 募集期間が終わらないと、その答えはなかなか難しいかなというふうに思います。 西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 対象は市内でしたっけ、市外も含んでましたっけ。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 市内に限定をしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 市内で、そういうことをクリアできるような法人があるんですか。市内、市外に限らず、僕は今までやってきていない法人だったら、非常に何ていうか、先行き不透明なところで人を確保するなんてことは、到底できないと思いますし、経営上もそんなリスクを背負うわけないと思うんですけれども。だったらもういいです。答えは平行線だと思うんで。

だから、公立でやりたいんだという話だったら理解しますよ。募集してもどうせないという、形だけ募集しているという話だったら、それはそれでスマートというか、すっきりするんで。別に公立でやることに何ら問題もないと思いますし。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 私、事務局といたしましては、あくまで平成25年1月に策定された運営ガイドラインの規定に基づいて、事務を進めさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。どうぞ進めてください。

もう1個の質問ですが、ガイドラインに基づく質の高い幼児教育、保育っているんなところで言われるんですけれども、一体これ、何、どういう、ガイドラインに基づく質の高い幼児教育、保育というのは、一体何なのか、教えていただきたいんですけれども。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 教育委員会が定めております幼保一元化認定こども園ガイドラインに基づく質の高い幼児教育、保育でありますけれども、具体的には、宍粟市認定こども園運営費等補助金交付要綱に定めております養護教諭または看護師の配置、具体的には保健室の設置、それから栄養士の配置、それから学級担任の配置と、幼稚園教諭として専任化を図るための代替保育教諭の加配、それから通園バスの運行、5点目としまして、幼稚園児への給食提供と給食費の一部助成による食育の推

進、6点目、第三者評価の受診と受診結果公表による地域や保護者への情報開示及 び保護者、地域、運営主体、市の四者が参加する運営協議会の設置及び検証という ようなことで、国の規定に上乗せをする形で、質の高い幼児教育、保育を図ること、 またその運営法人と市が連携をして、これを進めるということを指しております。 西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは質ではないと思います。直接というか、質の部分もあるのかもしれないけれども、直接、量とか仕組みをつくったからといって、それが質を担保されたことにはならないと思うんですよ。ぜひとも、多分国か何かが出しているその質の関係の研究みたいなのが、この前出てたんで、そのあたりも含めて、本当にそういう量的な部分、環境的な部分で質が担保されるとは誰も思っていませんので、多分教育関係者だったらわかると思いますよ。幾らいい体育館があったり、いい園舎があっても、中身の問題とは全く別議論ですから、そのあたりも考えていただきたいと思うので、ガイドラインをもう1回読んでおきます。この件については結構です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 済みません。この幼保一元化推進事業の関連の質問をさせていただきたいと思うんですけれども、この宍粟市幼保一元化推進計画に基づく認定こども園運営法人の募集について、この二次募集のこれを見させていただいたら、この中で、土地及び園舎等設備については、土地は市の所有地を無償で貸与します、それからまた、園舎等設備は、市が整備して無償で貸し出しますと、非常に設置される方にとったら有利な条件になっているなというふうに思うんですね。ここまでして、やはり民間の認定こども園にどうしてもというようなところが見えるんですが、ここはどういうことなのか、説明願います。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 平成21年に策定した幼保一元化推進計画、これは合併前に設置をしました幼稚園、保育所の数と、それからこれから少子化で子どもが減っていくという中で、施設の集約、再編を進めるという内容かと思います。その際に、民間の保育園と公立の施設とが共存をしておるわけであります。その中で、校区ごとにその子どもの受け皿である幼児教育、保育施設を再編していくということでありますので、その中で、民でできるものは民でということを基本にしながら、公募をさせていただく中で、参入をしていただく中では、市の支援というのも拡充をし、そして市とその運営法人とが一緒になって、幼児教育、保育の環境を整えていくと

いうことを実現するためには、必要な支援をさせていただくということが必要であるというふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 こういった形で二次募集をかけておいて、この募集期間が3月1日から4月28日までで、この間に応募がなければもう公立でされるという方向なわけなんですか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 先ほどもありましたように、この決定を行うためには、もう 一度地域の委員会に戻って、いつ、どこに、どんなこども園を設置するかということで、地域の理解と合意が必要になりますので、その場で一緒に提案をさせていただく、二次募集でなかった場合には、公立を含めてということで、地域と協議をした上で決定をさせていただくことになろうかと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 そんなに民間の認定こども園にこだわられるかというところなんですけれども、私はこれまでの公的な保育、あるいは公的な就学前教育に対しても、宍粟市民の一定の評価があるわけなんですね。そして本当に公立の保育所の先生方や幼稚園の先生方も、本当に一生懸命に保育、教育されてきたわけなんです。そこのところをなぜ全面的に否定していかれるのかというところが、一つ疑問として残るのですが、それはなぜですか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 公立の幼稚園、保育所は、教育委員会が設置運営しているものでありますので、私ども地域に出向いて協議する中で、非常に高い評価をいただいているということは、ともにうれしいことだなというふうに考えております。

今、考えておりますのは、今のその民間の施設にそのまま移譲するということではなくて、それぞれのこの公立施設の培ってきたその幼児教育、保育の質を担保しながら、ともに新しい園の運営に生かしていくということでありますので、その点につきまして、先ほどの御質問のところも含めまして、教育委員会が教育研修所事業等で、積極的にそこの保育の質にかかわることで、ともに高め合っていくというようなことで、よりよい幼児教育、保育の環境を整えていきたいというふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 私の子どもは民間の保育所に行かせてもらったんですけれども、公立の

保育園とそれこそ民間の保育園、あるいは公立の幼稚園、そういうふうなものがあってこそ、保育あるいは就学前教育の質が確保できたり、あるいはそこで働いてくださっている職員の方の労働条件というか、労働環境が守られてきたのではないかなというふうに感じるわけなんですが、その点、いかがでしょうか。

西本委員長藤原部長。

藤原教育部長 幼保一元化での運営主体ということで、今まで保育を担っていただいた民間保育所の機会を与えるということで、まず民間保育所さんにそのこども園の意向を伺っておるところでありますが、二次募集でない場合は、もう公立でやるということはもう、教育長も答えておりますとおり、それはそうさせていただきたいと思っておりますし、そのことでも公の幼児教育、それでそこで運営したいとは考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 さきの議会で、同じ共産党の岡前議員が言われたように、職員の人件費を減らすためだけの民営化としか思えないわけなんですね。やはり、教育委員会あるいは教育部としても、本当の意味で宍粟市のこれからを担う子どもたちを育てていくという意味では、減らしてはいけないお金もあると思うんです。その辺についての明確な回答が、岡前議員の質問においてもなかったと思うんですけれども、教育部としてはどのようにお考えですか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 認可を受けております幼児教育、保育施設につきましては、児童福祉法の規定に基づいて配置をする職員の最低配置基準がございます。その部分につきましては、公立も民間も全く同じ規定を受けておりますので、決してその人件費の抑制につながるというようなことは、全く考えておりません。国のほうでも、1億総活躍社会のプランの中で、保育士の賃金の見直しということに今、取り組んでおりますので、そういった中で、今御指摘のとおり、公立と民間とで賃金の格差があるのは事実でありますけれども、その格差を埋める努力というのが始まっておりますので、そういった中で、決してこの計画、予算の削減が目的ではないということを申し上げたいと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 非常に納得のいかないお答えではあるのですが、何度お話ししても同じことの繰り返しになると思いますので、この場での質問を終わらせてもらいます。 西本委員長 続きまして、高山委員。 高山委員 それでは、質問いたします。

私は常々考えております学校給食運営費ということで、お願いをしたいと思います。

我々の所管でございます総務文教常任委員会の継続審査の項目にも入ってございます。 給食の異物混入についての報告書を提出を求めておるところでございますけれども、その都度、異物混入に対しての報告書が出てまいっております。 1 回だけ、全くゼロというときがございましたけれども、その後、二、三出ております。もちるん、混入物のゼロが望ましいんですけれども、その中に、教職員の数、それから先般もシカ肉の中に毛が入っておった問題もあるんですけれども、やはり納入先の問題も多々ございますけれども、やはりセンターの老朽化、また調理器材に起因する混入も考えられるんじゃないかなと思っております。

その中で、私は質疑というよりも提案をさせていただいたらなと、このように思っております。我々委員会でもいろいろと委員の皆さん方から、質疑、質問していただいたり、いろんな改善方法を考えていただいて、取り組んでおるところでございますけれども、なかなか現実には至っていないということでございます。

その中で、このセンター、特に山崎のセンターでございますけれども、私、聞きましたら、平成5年の供用開始ということで、平成5年ですから、24年の経過、それからセンターの一宮ですね。波賀と一緒なんですけれども、平成7年の供用開始で22年。千種はかなり新しくて、平成17年、ちょうど合併した年度じゃないかなと思うんですけれども、12年の経過をしております。

そういったことで、やはりいろんな設備、また建物等の経年劣化であったり、いろんな面でこれからランニングコストがかかってくるんじゃないかなと思っております。そういった意味で、ことしはもう予算が乗っておりますので、来年から、少し調査費を計上していただいて、やはりそういったいろんなトラブルに対応するということが大事じゃないかなと思っておりますので、そのあたりを伺いたいなと思います。

西本委員長 藤原部長。

藤原教育部長 委員おっしゃるとおり、委員会のほうでも混入ということで、いろいると御迷惑をかけております。その原因として、やはり老朽施設というのはあるということは説明もしております。食数も減っておるということから、これは建てかえということは避けては通れないことだと、そういうことは十分感じております。適地、またいろいろな条件を勘案しながら、今後、調査のほうも進めていきたいと

思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 部長のほうから、いつからという明言はなかったんですけれども、できるだけ早いほうがいいかなと思うんですよね。建物、まだ耐用年数には達してないだろうと思うんですけれども、30年もたちましたら、本当にこう、ばたっと老朽化しますのでね。だからそのあたり、もうやっぱりメンテナンスするよりも、建てかえたほうがいいかなとは私は思いますし、そのように努力していただきたいと思います。

それと、千種の給食センター、ちょっと余談になりますけれども、高校に配食していただくということで、大変千種の父兄、また生徒にとりましては、大変喜んでおります。そういったことで、恐らく伊和高、山崎高校は食堂もあろうかと思いますけれども、そういったことで、やはりほかの高校にも波及するんじゃないかなと、私、思うんですけれども、学校給食法、いろんなこと、また地域の方々の問題もあろうかと思うんですけれども、そのあたり、やはりそれだけの受け入れ、マックス、キャパがなかったらなかなか受け入れ態勢ができないので、そのあたりも勘案しながら、これからやはり高校も、そういった前例ができましたら、保護者また生徒さん方、先生方の要望もまたふえてくるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも勘案しながら、これから予算計上、設計段階に入ったときのを考えていただいたらなと思うんですけれども、それだけお聞きしたいです。

西本委員長藤原部長。

藤原教育部長 調査費の計上の時期ですが、この給食センターも含めまして、公共施設のあり方ということで、三次行革の中にも入っております。早急にしなくてはならない一つの施設であるということは、十分思っております。平成29年度は当初予算ではありませんが、今後できるだけ早い時期ということで考えていきたいと思っております。

また、千種高校に給食を提供することが、またほかの高校にはできないかという 御質問ですが、千種高校は連携型中高一貫高校ということで、県のほうも連携を支援しております。県教委もこの食育の連携ということから、施設整備ということで、お金も入れていただきまして、市のほうにも支援依頼ということが、千種高校であるからされたということもあります。今のところは、千種高校限定ということで進めさせていただきたいと思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 究極の目的は、やっぱり安全安心な給食、食事を提供するというのが目的じゃないかなと思います。これからも本当に極力、やっぱり異物混入に対しては、本当に気をつけていただきたいなと。やはりそういったことが、生徒さん、いろんな方々が、やはり教育委員会どないしとんのやと、教育部、どないしとんのやという話にもつながりますのでね、そのあたり、しっかりやっていただきたい。

それと、やはりそこに働く職員の方々が、例えば建てかえて新しい施設になって、やっぱりそういった方々のモチベーションの向上にもつながるんじゃないかなと私は思うので、そうすることによって、異物の混入が少しでも少なくなるんじゃないかなと、そういったことがございますので、本当にこれから、いろんな角度から調査していただきたいなということをお願いをします。

以上です。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 施政方針の中で語られておる中に、5ページなんですけれども、下段のほうではなかったかと思うんですけれども、郷土への関心を持つきっかけづくりとして、たたら遺跡の分布調査の新規実施に取り組まれようとしておりますけれども、その内容について、具体に聞きたいと思います。先ほど来おっしゃっておりました、やっぱり郷土への関心を持っていただくということで、生徒さん方、また児童の方々に、いい意味で郷土の誇りであったり、郷土への愛着を持っていただく、そういったことがこれからの宍粟っ子づくりにつながるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも聞きながら御答弁いただいたらなと思います。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 御存じのように、宍粟市北部を中心、特に千種町の町域におきましては、たくさんのたたら製鉄遺跡が知られております。その中には、兵庫県の指定文化財となっております天児屋鉄山跡であったり、また市のほうで指定しております岩野辺の荒尾鉄山跡であったり、たくさんの鉄山跡、たたら跡があるんですけれども、そういった指定をしておるもの以外の、言ってみれば、山の中に埋もれてしまったようなたたら遺跡につきましては、必ずしもその数ですとか、正確な位置、また規模等が明らかでないものもたくさんございます。これを機会に、現地にも入っていって、また地元の方の協力も必ずや協力いただかなければならないと思っておりますけれども、そういった今まで十分明らかでなかった、たたら製鉄遺跡につきまして、改めて分布調査を行いまして、例えば位置ですとか規模等を台帳に資料化、データ化いたしまして、また分布地図に落としていくというような

作業を計画をいたしております。

それから、たたら製鉄というのは、単に鉄づくりだけではなくて、例えば原料の砂鉄の採取でありますとか、また燃料の木炭の調達、またそして、たたら場からの町場への流通とか、いわば総合産業的な要素を持っておりますので、たたら製鉄遺跡のみでなく、そういった関連する歴史遺産といいますか、歴史資料についても情報を集約していきたいというふうに思っております。そしてまた、その成果につきましては、順次講演会等を開くなり、あるいはまた現地の説明会等を開くなりして、住民の方にも周知していただく機会を設けていきたいというふうに思っております。西本委員長高山委員。

高山委員 大変御丁寧に御答弁いただきました。私の思っておる方向にいくんじゃ ないかなと思っております。私もこのたたらについては、一般質問で2回ぐらいや らせていただきました。そのことも含めて、やはり今後とも取り組んでいただきた いんですけれども、私、視察に、御存じのように、島根県の奥出雲って地域があり ますよね。あそこに大きなたたらの施設がございました。そこへ行かせていただい て、館長がおっしゃいました。本当に宍粟、千種のほうに足を向けて寝られんのや という話をしたことがあるんですけれども、本当にそういったことで、やはりそう いった鉄文化というのが脈々と、やはり宍粟市には続いておるんだろうと思うんで すけれども、やはり少し途切れがちかなと思うんです。そういったことを、私は宍 粟をアピールするためには、そういったいろんな角度から、たたら遺跡あとであっ たり、先ほども文化財の話、古文書の話もされておったんですけれども、そういっ たことを、少しでも宍粟をアピールしてほしいなと。それはいろんなこと、もちろ んこのセラピーの問題、セラピーでなく、森から始まる宍粟ということなんですけ れども、そういったあたり、やはり埋もれてきておる財産がたくさんあるんじゃな いかなと。郷土、この宍粟にはね。そういったものを、たたらしかりですけれども、 発掘してほしいなと。教育委員会ですね。いろんな郷土にそういったまつりごとで あったり、そういった遺跡であったりするわけですから、そういったものを掘り起 こして、やはり宍粟を外に、もちろん中の方も知っていただきたいんですけれども、 外に発信してほしいなと、そして、知名度を上げてほしいなと。それから、先ほど も言いましたけれども、出雲のたたらも、多くの方がおみえになるんですよね。だ から、宍粟にも天児屋というところにたたら資料館がございますけれども、多くの 方に訪れていただいて、あわよくば、帰りがけ、道の駅でお土産を買って帰っても らうとか、いろんな知識を詰め込んで帰ってもらうというのが、宍粟を一つでも守

る要因になるんじゃないかなと、このように思いますので、今後とも、子どもさん も含めて、そういったことに取り組んでいただいたらなと思いますので、その点、 よろしくお願いを申し上げます。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 大変ありがたいといいますか、貴重かつ力強い提案をいただきましたので、微力ながら努力をしていきたいと思います。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 では、ちょっと施政方針に戻るんですけれども、85ページ上段、学校規 模適正化推進事業について、伺います。

これで目標進捗率というので、 5 校区で71.4% というふうになっているんですけれども、残り何校区で残りの28.6% が満たされるかを伺います。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 85ページの事業にかかる目標、7校区、5校区で71.4%の件でありますが、100%となるため、現在、学校規模適正化推進計画により、伊水、都多の小学校区、また、城下、戸原の小学校区、この二つの校区の学校規模適正化が実施時に100%ということで、この数値のほうの進捗率を掲げております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは状況、大分前に学校規模適正化の計画も立てているんですけれど も、その当時から状況は変わらないということで、これに載ってこないのは山崎、 神野、河東あたりはもうそのまんま、今の規模でいくというふうに考えてよろしい んですかね。

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今の山崎小学校、河東小学校、神野小学校につきましては、現時点ではこのままの体制、このままの学校で学校運営を続けていく予定です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、次いきます。

その下ですね。下段、ICT活用授業改善事業ということで、ICT活用と学力・学習状況調査の関係を伺います。

ここの事業にかかる目標としては、学力・学習状況調査にかかる全国、県平均数値以上ということを目標に掲げていらっしゃいますので、このICTと学力との関係をちょっと伺います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 ICTを活用する目的なんですけれども、子どもたちにとってわかりやすい授業を行うということにあると考えています。わかりやすい授業の積み重ねが学力の向上につながっていくというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは、モデルでどこか最初にパイロットでやっていると思うんですけれども、そこはじゃあわかりやすいというか、授業の理解が進んだとか、例えばそれによって、前よりもその学校の学力調査の結果がよかったとか、そういった根拠というかは、もう積み重ねられたということでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 平成27年度末、3学期からになっておりますけれども、波賀小学校、戸原小学校の二つの小学校で、タブレット大型モニターシステムという、そういう機材を導入をいたしました。波賀小学校、戸原小学校につきましては、既にもう1年たっているというようなことから、今後そういったあたりの検証も進めていきたいというふうに思っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どの事業でも同じだと思うんですけれども、こうやって大規模に、これで全中学校、市内中学校の全教室に入れるということで、2,800万円という一般財源が投入されるんですけれども、とにかくモデルでやったところで、成果が出たのであれば、それを広げるということは、投資効果としていいかと思うんですけれども、その成果とかその成否が出ていない状態でこれをするというのが、果たして妥当なのかどうかということは、内部で検証はなされなかったんでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 以前にもお尋ねいただいた件ですけれども、定量的な評価も含めた全体評価と言いましょうか、そういったことは、まだ現在進行形でしっかりと進めていかなければならないというふうに考えておりますが、この2校につきましては、指導に当たった教員のほうから、大変肯定的な評価を報告いただいております。具体的に申しますと、3点から5点ほどまとめられるんですけれども、こうした効果の中から、ほかの小学校でも同様の効果が見られるという判断に立っておりますし、また小中連携して、一貫して指導体系を見直していくということで、中学校でも導入すべきだというふうな考えに至っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だからそれ、使う側の評価と、子どもたちの評価が本当にリンクするんでしょうかね。子どもたちにとって授業がわかりやすくなったとか、勉強がおもしるくなったとかっていう肯定的な評価が聞かれるのであれば、それは一理あると思うんですけれども、先生の意味で、じゃあ今までよりも何ていうか、わかりやすい授業ができるようになったとか、課題がこれによって解決したというのは、具体的に何なんですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 タブレット大型モニターシステムの成果については、例えば3点ほど挙げさせていただきますと、図表や映像等の情報を提示することによって、 子どもたちの関心、意欲を高めることができたということがまず1点。

それから 2 点目は、子どもの考えや意見をスピーディにクラス全体で共有できるという点です。例えば今までですと、子どもが何か発表して、クラス全体に意見を広めようとした場合、黒板に自分の考えを写すとかいう時間が必要でした。それが、基本的にはそういった考えは、授業の中で子どもはノートに書き記します。言葉でも、絵や図でも書き記します。その図を、このタブレット大型モニターシステムといいますのは、瞬時にカメラで撮影して、大型モニターで映し出す。その大型モニターに映し出したところに、マーキング機能とか、ペン機能というタブレットの機能を使いまして、子どもがアンダーラインを引いたり矢印を引きながら説明するわけですけれども、こういったことが大変スピーディに、また的確に授業の中で入れることができる。こういったことで、大変授業が変わったという報告を受けています。

また、3点目は、授業のまとめの段階で、従来型の授業ですと、教師の指導ツールというのは黒板であります。黒板にまとめをする。書き込んだり、再度図表を示したり、そういった場合にも、このタブレット大型モニターシステムですと、教員がタブレットを持ち歩いて、子どもの支援をしながら、子どもの机の間からでもまとめを行うことができると、こういうことが報告に上げられております。

具体的に子どもの評価としましては、タブレット大型モニターシステムだけの評価アンケートをとったことはありませんが、この先進のモデル校 2 校におきましては、学校評価の中で授業がよくわかるといった子どもの肯定的評価が上がっておりますし、保護者からも大変わかりやすい、楽しい授業ですという評価もいただいております。そういったことで、数値化ということにまでは、まだ具体的にどこまでということは手元にはありませんけれども、報告を受けている段階、そこからの判

断というふうに御理解いただけたらと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともその実際に受益者は子どもなので、児童生徒なので、その子たちにとってどうかという検証をぜひしていただきたいと思いますし、やっぱり一部では余りその効果がないとか、逆効果だという研究も出ているので、そのあたりも含めて、ちょっとせっかく導入するのであればというと何か意味がないんですけれども、ちょっとやはり、もうちょっと慎重にやっていただきたいなというのと、あと、先ほどタブレットと大型モニターの使い方をいろいろ御説明いただいたんですけれども、先生のIT機器のスキルというのは、そこまで高いんですかね。僕、わからないんですけれども、結構タブレットとその連携云々、写真を撮ってそれをモニターに飛ばして、そこからそこにペン機能でまとめをするとかというのは、大分タブレットとかPCに習熟されている方でないと、なかなか面倒な作業だと思うんですけれども、本当にそういうスキルはもう全体的にあると。だから、もう今まで手作業でやっていた、効率が悪かったものを効率化できたという話だったらわかるんですけれども、このスキルを身につけるのに、また新たにまた何ていうか、課題が課せられているような感じがするんですけれども、どうなんでしょうかね。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 委員おっしゃいますとおり、やはりこういった機器の操作または活用についての理解が進んでいる教員もおりますし、そうでない教員もおります。ただ、このタブレット大型モニターシステムを教員の指導ツールとして、子どもが一人一人が使うことをメインとするのではなく、教師の指導ツールとして入れましたのは、今おっしゃいましたような写真を瞬時に映すでありますとか、マーキングするといったシステムを、総合的にコントロールするソフトウェア、同時に導入することができるというめどが立ったからでありまして、そういった部分の支援がなければ、なかなか使用というのは難しかったかなというふうに思っております。

ただ、使う前の先生方というのは、どうしても苦手な方は、いやちょっと苦手だからという部分があったんです。だから、まずは、いやこんなに簡単なんですよということを知ってもらって、そういう先生方をまず担当の先生方から広めていただいて、また業者にも協力していただく研修なども導入して、現在やっと、便利なんだなということが、全ての教員で共有できつつあるなというふうに考えております。西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どんどんやってもらえばいいと思いますし、これがスタンダードな手法

になってくるのはわかるんですけれども、一方で、この先生のツールということであれば、何か研修というか、そういった機械は今後全中学校にということになれば、 そういう機会はもう設定されているんでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 小学校の導入期と同様に、中学校でも導入期の研修、皆さんに 使っていただける機器の導入ができた段階で進めていきたいと思っております。

鈴木委員 ぜひとも楽しい授業というか、聞きたくなるような授業がいろんなとこ るで展開されればいいかなと思いますので、お願いします。

西本委員長 山下委員。

西本委員長 鈴木委員。

山下委員 ICT活用事業の関連で、この85ページの下段のところの「特に特別な支援を必要とする生徒にとっては大変有効なツールとなる」、確かに私もこの必要性は感じてきていましたし、教育委員会のほうにも言ってきたんですけれども、今現在、その小学校で実際に実践されて、その有効性をどのように発揮しているのか、またこれから、今度は中学生に対しても、どのようにその有効性の発揮がされていくと考えておられるのか、お尋ねいたします。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 このシステム、通常学級の教室、特別支援学級の教室、全ての教室に導入をしております。その中で、やはり言語情報に頼る授業というか、ではなくて、視覚情報を子どもたちに提示して、視覚情報です。図や表をわかりやすく提示してやることで、大変、きょうの授業は何をするんだと、自分は何を課題にして今から学んでいくんだということがわかりやすくなると言われていたんですね。実際そういったことを多く先生方に取り入れていただくことで、通常学級の中にも当然さまざまな障害等の理由により、音声言語の認知が進まないお子さん、そういったお子さんにも非常にスムーズに授業へ集中して入れるようになったという報告を聞いておりますし、また特別支援学級では、人数が通常学級より少ないことから、先生との距離が近いですよね。教師用にタブレットがあるわけなんですけれども、ともに先生と一緒に操作をすることで、また意欲が高まるというような報告も受けています。そういう長所をぜひとも中学校にも広げさせていただいて、今後充実した授業となるよう進めていきたいと思っております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 特別な支援を必要とする生徒の方が、どうやったらわかるかというとこ

ろで、このICTを活用してわかったとしたら、本当にその生徒が自信持ててすばらしいと思うので、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ICT活用の件については、一つ最後に言っておきたいんですけれども、一部かもしれませんけれども、今、小中学校、板書というのがほとんどされていない授業が結構あるんです。話すだけで。それをそっちのほうがいいんだと豪語されている先生もいらっしゃいますので、本当に僕ら教員養成のときには、結構板書をとったというのは、視覚情報というのはやっぱり重要だということは言われていたんですけれども、結構言語情報だけの授業が行われています。なので、そうと思います。一部しか見ていないので、それを全てをジャッジするのは難しいんですけれども、もうちょっとやっぱり板書とか、それを書き移したりすることにもやっぱり学習の意味がありますし、ノートに書くということには意味があるので、ぜひともそういうところも検証しながら、一方でこういったICT化は進めていただければなと思います。

じゃあ、次にいきます。

施政方針の86ページ下段、はりま一宮小学校統合関連事業なんですけれども、これと国県の支出金が全くなくて、全て地方債もしくは一般財源で賄っているんですけれども、これは国県の支出金は何か充てられないんですかね

西本委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 はりま一宮小学校統合関連事業につきましては、今、委員おっしゃられたように、財源としては地方債、合特債を充当し、事業を執行する予定としております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 例えばほかの、この前補正で上がってきた中学校の改修なんかは、どこか、伊水もそうだったかな、わずかながら国の補助があったと思うんですけれども、 そういったところには該当しないんですか。

西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 統合先となる現在の神戸小学校におきましては、平成18年から19年度に国の補助採択を受けまして、耐震補強及び大規模改修工事を行っておりますので、今回の校舎の改修工事においては、補助の対象とはなりません。また、プールの改修工事自体は国庫補助の対象とはなりません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、平成18年に大分国の補助もあって、大規模改修をしているところに、また大規模改修ですかね。改修施設は校舎も入ってますよね。プールはその補助が云々という話なら、そのときもいじってないのかもしれないんですけれども、あと進入路はまた別の議論かもしれないです。校舎のRC造り3階建てというのは本体ですよね。そこは、平成18年ぐらいにいじっているのに、また大規模改修をするということですか。

西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 平成18、19年度に大規模改修工事を行っておりますので、 今回は統合に向けて一部古びたところを直したりとか、一部木質化をしたりとかい うことで考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは総事業費が3億2,300万円になっていて、財源は先ほどおっしゃった部分なんですけれども、これはだから校舎の部分、あとプール、あと進入路というふうに分けて、何かどこかに示されていますか。僕が見つかっていないのか、わからないんですけれども。

西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 大まかな事業費の内訳を申し上げますと、校舎、プールで2億1,000万円、あと5,000万円を道路の拡張工事の分として考えております 西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、問題になるのは、その 2 億1,000万円が校舎とプール、どういう割り振りかのほうが重要だと思うんですけれども、それはどんな感じでしょうか。 西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 現在、設計を進めておる中で内訳も明らかになっていくんですけれども、プールにつきましては改修でありますので、おおむね2,000万円弱程度の経費がかかるかと考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ほとんど校舎の改築、改修ですよね。それで、何億って、一部傷んだと ころを直す木質化で、そんな何億もかかっちゃうんですか。ほぼ建てかえというか、 大規模改修ですよね。

西本委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 現在の神戸小学校、非常に大きな校舎でありますので、部分的な改修でもそれなりの経費がかかるということで考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

じゃあ、次の87ページ上段の特別支援教育総合サポート事業のことをお伺いします。

この中で出てくるのは推進員、特別支援教育推進員、また、介助員等を配置する。 専門の指導主事の方は1名いらっしゃるのはわかるんですけれども、この推進員、 介助員という方は、何名がどこに、どのように配置されていくのか、またその資格 要件みたいなのを伺います。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 まず、特別支援教育推進員ですけれども、平成29年度は18名を学校に配置する予定です。主に、通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対して、通級による指導と学校生活上の困り感を軽減するためのサポートをするという意味の職員でございます。なお、通級指導といいますのは、各学級で行われる授業から離れて別室で行うものですから、そのための教職員を確保しなければならないということで、各学校にはそういったところに課題があります。このために、特別支援教育推進員の配置をすると、そしてその配置に当たっては、通級指導を必要とする児童生徒、そして通級指導にかかる時間数、それからその指導に当たる教職員数のバランスを考慮して配置数を決定しております。特別支援教育支援員の資格要件としましては、通級指導にかかわるという関係上、教員免許状保有者ということにしております。

介助員につきましては、市内の小学校 2 校におきまして、肢体不自由学級に 1 名ずつ、合計 2 名の対象の子どもがおります。介助員配置の基本的な考え方ですけれども、児童生徒に重度の障害があり、食事、排せつを初め生活面全てで介助が必要なケースの場合、介助員の配置を検討するということにしております。資格要件は特に定めておりませんが、職務上、可能な限り看護や介護、リハビリテーション、または保育の経験がある方を採用するように配慮しています。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、前々からと、あと国でも大分議論が始まったんですけれども、特別支援教育の件は、特別支援教育の有資格者ではないわけですよね、これ。一般的なというか、小中学校の教員資格保有者というものは間違いないでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい。小中学校の免許状、特別支援学校に限らず、小中学校の どちらかの免許状があればということにしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、国のほうでは、やはり資格要件、その資格を持っている方が少ないということと、需要があるということで、これまで歴史的に特別支援教育にかかわる人でも、その免許を持っている必要はないというか、あればこしたことはないぐらいの基準できたんですけれども、ここにきてやっぱり、特別支援学級もしくは学校に通う子が多くなってきています。発達障害の関係とかも含めて。専門性も相当求められる職種だと思います。インクルーシブ教育ということで、普通の学校に通いながらということは理解はできますし、それは非常に僕は方向性としては間違ってないと思うんですけれども、学習という面に関して言うと、やっぱり違う教授のやり方とかということは、相当な工夫が必要だと思うんです。その障害であるとか、課題に関して。そこがなかなか実現できるのかどうかというのが、資格を持っていればいいのかということではないんですけれども、やっぱりある程度の経験と知識なりは得てきていらっしゃる方だと思うので、ぜひともこの推進員の方には、その職についてからのキャリアアップというか、そういった機会をぜひとも保障していただきたいのと、それを推進する制度をつくっていただきたいんですけれども、そのようなお考えはありますか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 特別支援教育推進員につきましては、かつての支援員でございます。市の臨時職員であるというような関係上、例えば在職中に大学で学ぶでありますとか、短期留学、長期派遣というようなところは難しいのかなというふうに考えております。しかしながら、以前に特別支援教育支援員同士の連絡会、それから交流会、それから研修の場をもう少し充実してほしいというような御意見も頂戴しました。来年度からは、学校教育課におります指導主事、児童生徒支援スーパーバイザーのほうが中心になって、こうした連絡会、研修会を持ち、推進員を支援していきたいというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともそうしていただきたいと思います。そうしないと、特別支援教育を受けている子どもにとって不幸なんで、そこだけはぜひとも担保してあげてください。

資格でその特別支援教育に携わる人というか、その資格をとるために、やっぱり

小中が基礎免許、その上に乗っかっている免許です。なので、教育実習も別に4週間から6週間かな、多分今も変わってないと思うんですけれども、課せられていますし、現場でも相当、そういった研修であるとか、勉強であるとかというのを、相当こなされていると思いますので、できればそういった方を招聘していただきたいのと、それが無理であれば、その勉強をできる機会をぜひとも保障していただきたいと思います。

西本委員長 12時を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

山下委員。

山下委員 済みません。また、関連で質問させていただきたいんですけれども、国の平成29年度の予算で、通級指導を担当する教職員数の数が基礎定数化されることになって、通級担当教員の数がふえるというようなことになるんですけれども、この主要施策の中で、平成29年度当初予算が昨年度の予算よりも950万円増加していますが、これはその関係なんでしょうか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 今、委員がおっしゃいました定数化、さまざまな教員の定数化なんですけれども、それと特別支援教育推進員、支援員の話は全く別でございます。 西本委員長 山下委員。

山下委員 そうしますと、この基礎定数化されたことで、その通級指導を担当する 教職員の数がふえるということで、非常にその保護者の方たち、喜んでおられるん ですけれども、それはこの宍粟市においてはどういうふうな形で実現していくわけ ですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 定数化されますと、予想されるのはさまざまな対象児童生徒はどういう方だという規定だと思います。具体的には、多いところから配置されていく、定数化とはそういうことですので、現在、県教育委員会から県費負担教職員として加配教員を本市は2名いただいておりますけれども、それが劇的にふえるようなことではないと、本市では、というふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 本市では劇的にふえるようなことではないというところが、何か国のほうの説明と、それからあと保護者の方たちが喜んでおられるのと違うんですけれど も、激的にふやそうと努力したらふえるんですか。

西本委員長 山本課長。

山本学校教育課長 実情に応じて、定数化というのは、例えば小学校、中学校の教員数というのは、児童生徒数に合わせて配置される。通級指導の対象、認められた、必要と認められた子どもの数に対して配当されるわけでありまして、当然その数というのは、宍粟市では都市部に比べて少ない。ですので、ふえる可能性もありますが、もしかしたら定数化されると減るかもしれない。現在は加配教員として、そういった数に関係なく配当されているというふうに御理解をいただきたいのです。

定数化というのは、きちっとしたそういう根拠に基づいて行われるものですから、数どおりの配当となります。現在の学校担当課としましては、状況を見ますと、激的にふえるものではないのかなと申し上げたのは、そういうことです。

県教育委員会からも、今回の定数化については、そのような説明を受けておりますので、我が市に照らし合わせてそのように申し上げました。

西本委員長 山下委員。

山下委員 もう少し詳しく教えていただきたいので、後でまたお願いします。 西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、施政方針88ページ下段から次の89ページにかけての地域子ども子育て支援事業、また預かり保育、学童保育に関してです。

これもずっと、合併当初から言われているんだと思うんですけれども、延長保育、一時預かり、また預かり保育、学童保育の地域間格差がどうしてもまだあると思うんですけれども、これはどのように是正していくんでしょうか。その方針を伺います。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず、地域間格差でありますけれども、多様なニーズに応えることを目的に、地域子ども子育て支援事業、取り組んでおりますけれども、それぞれの事業ごとに既存の施設の余裕のある部分、空きがある部分を活用しながら、事業の実施をしておるということがございます。そのために、例えば保育を必要とする子どもの延長保育については、入所されるときにその施設を選ぶことが必要であったり、学童等につきましては、未開設の校区があったりということでありますけれども、そういったところでは、ファミリーサポート事業の活用などで、隣の校区で対応させていただくという中で、今そのサービスの使えないということに対する解消の対策を図らせていただいているところであります。この問題解決については、やはり抜本的な施設の整備、それからもう一つは、そこに応える人材の確保というのが大きな課題としてあるわけなんですけれども、ここの部分につきましては、

その幼保一元化の施設の再編の中で、解決を図っていきたいというふうに考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これも同じ問題を抱えてて、そういう子どもたちの保育とか教育と、幼 保一元化の施設整備とは別次元で考えていただかないと、その計画が順調に進んで るんだったら、それはイコールになるかもしれないんですけれども、ここまでおく れている状況で、ずっとその差は放置されていくわけですよ。耐震化もそう、耐震 基準、施設の改修云々も含めて。それはもう別の議論なんで、多分、教育委員会は、 その内容については、のことを担保していると思うんです。考えていっていただか ないといけないと思うんです。制度的なもの。だけど、市長部局は、どちらかとい うと建設であるとか、そういったものは、そちらのマターだと思いますし、そこは 教育委員会として、教育部としては、制度としてその差があるのであれば、その施 設の云々関係なく、もっと要求していくべきではないかと思うので、そのファミリ ーサポートとかで、そのところは相互利用できるようにしてるんだとか言いますけ れども、一部地域では、幼稚園の子が降園時間後にも、ちょっとお迎えがなかなか 行けないとかっていって預かって、幼稚園でその後もちょっと預かってもらえませ んかというのに対応しようとしたら、そのファミリーサポート事業を使って、別の 保育所に、民間の保育所に行かなきゃいけないという、多分仕組みになっちゃって ると思うので、そんなの非現実的もいいとこなんで、そういったところも含めて、 地域の実態に合わせて制度は改善していっていただきたいと思います。

あと、その地域間格差は幼保一元化で解消していくというのが教育委員会の方針 ということで、承ります。

あと、地域子ども子育て支援事業というのが、受益者負担が全く予算にはなってきてないんですけれども、これはどういうことなんですかね。これはもう完全に、この支援事業を受ける子どもたちは、受益者負担なく県費、国、また一般財源で担保されているというふうに考えていいんでしょうか。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 この地域子ども子育て支援事業、具体的には延長保育と一時預かり事業でありますけれども、この保護者の負担につきましては、事業の実施主体は宍粟市でありますけれども、その実施の方法としては、私立の保育所及び認定こども園が実施をされるということで、その園が直接保護者から徴収をされております。具体的には、延長保育の場合には、月額基本料としまして1,000円という、

最大、短時間の場合は2,500円なんですけれども、1,000円から2,500円の利用料としております。また、一時預かりにつきましては、1日預かるというところで2,200円、半日の場合には1,000円というような基準を設けております。その保育料については、園が直接保護者から徴収し、園の中に入っているということで、市の一般会計を通っていないために、主要事業からは入っておりません。現状としましては、延長保育が実利用、現在のところ70人の方が利用されて、年間に6,500日で年間60万円の保護者の負担ということを見込んでおります。

それから、一時預かり事業につきましては、年間実利用人員約100人の方が、 1,800日利用されて、360万円の利用者負担というようなことを見込んでおります。 以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。それが全て民間の保育所が預けて、保護者から徴収してそのまんまそっちに入っているということで、一般会計を通らないというのは理解はしますけれども、それならなおさら、地域間格差はまずい話ではないかなと思うんですけれども、民間の保育所がない地域とかもありますし、あと、働いていないというか、働いていてもおじいちゃん、おばあちゃんとかがお迎えに行けるとかという環境の幼稚園に通っている子たちとかというのは、どうなるんですかね。ここに、だって国も県もお金を出していますし、市もお金を出して運営されていて、受益者負担は一旦あるにしろ、その制度を使えない方もいらっしゃるということですよね。

西本委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 地域子ども子育て支援事業としましては、あくまでその受けたサービスに対する対価として利用料が設定されておりますので、ここの、先ほどから申し上げた利用料に関しましては、受けられた保育のサービスに対する対価ということで、問題はないというふうに考えます。確かにその地域によって格差がある部分については、先ほど述べたとおりであります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。では、次にいってもいいですか。

施政方針91ページにある生涯学習講座等事業ということで、この中で、市の各部署が実施する各種成人講座の中から対象を指定というふうにあるんですけれども、これ、全体的なカリキュラムとかというのは、生涯学習の実施サイドから出すわけではないんでしょうかね。これ、どういうふうになってるんですか。各部に応じた

講座で、それらしいものを指定してるということが、生涯学習講座として成り立つのかどうか、ちょっとそのあたり、伺うんですけれども。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 この部分については、我々のほうで宍粟市民大学というふうに位置づけておる取り組みでございまして、まず、市民大学の学生として登録をしていただきますと、宍粟学びパスポートという学習手帳を渡させていただきます。個々の講座、講演会につきましては、御指摘のように、各担当課が開催をいたします講座講演会を、宍粟市民大学の対象講座という形で位置づけをさせていただいて、そこに市民大学の学生さんが参加、出席をされると、先ほどの学習手帳にスタンプを押して記録をとっていただいて、それを1単位として所定の単位をとっていただくと、学士、修士、博士といったような称号を授与していくという仕組みでございます。その全体のカリキュラム、年間の計画等につきましては、我々担当課のほうで各所管課に問い合わせをいたしまして、年間の計画については集約をして、またホームページ等で情報発信をしていくというようなことは行っております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それ、だから、各部署が考える講座を集約しているだけですよね。 じゃなくて、生涯学習のサイドから、こういう講座を開設すべきとか、こういった ことがやっぱり市内では学ぶ場がないから、行政が生涯学習の機会として提供する んだという、いわゆるトップダウン的なところで、その担当とかというところに働 きかけているならまだしも、担当課がそれぞれの部署が考えたものを集約していて、 生涯学習ってそういうものなんですか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 おっしゃるように、本来でしたら独自の学習講座を担当課で企画するべきものではあります。市民大学に関して言いましたら、例えば開校式と閉校式については、社会教育のほうで開校いたしまして、参加を募るということにしております。実際の生涯学習講座といいますのは、実際担っておりますのは、各出先の生涯学習センターであったり、生涯学習事務所のほうで、直接住民と接する部署において、生涯学習講座、また独自に開催をいたしております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それも何か、全然コントロールができていない感じがするんですよ。多分、教育委員会の方に、社会教育主事の取得者は、有資格者はいらっしゃると思うんですけれども、そういう方は多分、資格とるのに大分そういったことを勉強され

てきていると思うので、ぜひとも、もうちょっと教育サイド主導でこういったカリキュラムが必要だということを、全市的に展開して、地域ごとの差があったりというのは、それはそれで全然構わないんですけれども、何か末端というか、細部で好きなことをしているというか、ということで、市としての何か方向性みたいなものが全く見えてこないので、ここはちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

あと、いろいろ、高齢者の方の大学ですかね。いろいろな 大学というので、各地で行われている大学と言われるものが、いっぱい、名前がいろいろそれぞれあるんですけれども、その大学というのはそこに、そのエリアに在住されている方を対象にしているんですかね。それとも全市的な話、全市どこに住まれていても、どこの何とか大学には参加できる状況なんでしょうかね。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 例えば、高齢者大学でありますと、各町、旧町ごとに高齢者大学、四つの大学を開催をいたしております。それぞれ合併前からの歴史であったり、沿革であったりありますので、各地区に応じた、今、大学名になっております。基本的にはその地区に在住されている方に参加をいただいておるんですけれども、高齢者大学につきましては、例えば一宮の方が山崎の高齢者大学に入学可能ということにはなっております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これも何か、名称統一が全ていいかどうか、わからないんですけれども、何かそれぞれという感じがするので、ちょっとここも全体的なカリキュラムの中で考えていただきたいのと、あと、やはり高齢者大学ということで、高齢者の方の学びの場みたいなものはあるんですけれども、多分、今求められているのは、高齢者と子どもとか、子どもと大人とか、その異年齢間が同じものを学ぶというところに、学習者同士の学びみたいなのがあるはずなんです。そのあたりをぜひとも、何かやっていただかないといけないのかなと、生涯学習は特にと思うので、そのあたりも含めて、全体的なカリキュラムというのはしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。これはじゃあ結構です。

では次、委員会資料の6ページのところでうたわれている教員研修所のことなんですが、そうですね。教員研修所に関する予算ということで、施設管理で145万7,000円、あと研修講座運営費で211万6,000円ということで上がっているんですけれども、改修というか、移転された以降、大分、もう半年ぐらいはたってるのかな

と思うんですけれども、どういった研修がなされて、どういった方が参加されたか、 そのあたりの実績をお伺いします。

西本委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 改修後の教育研修所の研修実績ですが、2月末現在で報告をさせていただきたいと思います。

今年度は延べ137回の研修、講演、講座等で使用しました。内容は、各教科の研究部会研修が小学校11講座、中学校で9講座。生徒指導、進路指導、食育、図書、人権等の教科外研修講座が10講座。事務職員、栄養教諭、養護教諭等、職種別研修講座が4講座あり、それぞれが複数回、研修所を利用しています。

次に、参加者数ですが、平成29年度2月末現在、教育研修所で行われた研修に参加した人数は、延べ1,623名です。昨年度の同時期の実績は1,521名ですので、102名の増加となっています。

教職員が減っている中で、延べ人数が増加していることから、教育研修所の機能 が強化、改善されているのではないかというふうに分析をしております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、講座がいっぱいあって、延べ人数はそれだけなんですけれども、 1講座当たりみたいな割り出しはできますかね。昨年との比較は。

西本委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 今、ここに資料のほうは持ち合わせておりませんが、お時間いただければ可能かとは思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ざっくり、昨年と同時期までで、研修、講座の回数自体はふえているんですか、減っているんですか。

西本委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 研修所で行われている講座ということになりますと、昨年度より若干増加しているということで、御理解いただけたらというふうに思います。西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 後ほど出していただければとは思うんですけれども、一覧を。講座の回数がふえていて、延べ人数がふえるのは当然のことだと思うので、もし 1 講座当たりの平均が出るのであれば、そのこともお示しください。

この件に関しては結構です。

では次に、委員会資料の10ページです。人権教育推進事業について、伺います。

非常に組織改編でわかりづらいのは、まちづくりのほうにも人権、教育ではないのか、よくわからないんですけれども、持っているんですけれども、そことの関連をちょっと、というか、すみ分けをお伺いしたいんですけれども。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 この件につきましては、平成27年度からの組織の改革によりまして、補助執行という形で、人権啓発事業、例えば8月の人権文化を進める市民運動推進月間であったり、また12月の人権週間等の関連する事業につきましては、人権啓発事業という位置づけで、まちづくり推進部の人権推進課のほうが所管をいたしております。

それから、各自治会等で地域づくりとともに行っていただいております人権学習等を担っていただく各地区の生涯学習推進協議会という組織の事務局につきましては、同じくまちづくり推進部の市民協働課、そして各市民局のまちづくり推進課のほうが事務局を現在は担当をいたしております。社会教育文化財課のほうは、学校教育あるいは社会教育の各団体の代表者に、代議員に上がっていただいております、東東市人権教育研究協議会という組織の事務局を担当いたしておりまして、当然、人権推進課あるいは市民協働課の生涯学習推進協議会とも連携を図りながら、事業を取り組んでいるところでございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 やはり、人権のことに関して言うと、やっぱり教育のレベルというか、 教育の分野だと思うんです。多分、社会教育の指導主事とかになられる方は、一分 野、社会教育の一分野として、人権とかということは捉えられていると思うんです けれども、やっぱりどう考えても、教育分野なんですけれども、これ全体像は、じ ゃあ教育部が描いていて、それでその一部を担当が違うということだけで考えてい いんでしょうかね。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 人権施策に関する全体像ということですが、これは全市的なところといたしましては、総合計画なり、また宍粟市の人権施策推進計画というのがまた別個にございます。おっしゃるように、人権教育の部分につきましては、社会教育のほうで、宍粟市の社会教育振興計画、そしてまた年度ごとの宍粟の教育にも、人権教育の項目がございますので、年間の事業につきましては、それに基づいて事業を進めておるところでございますので、人権教育の部分につきましては、

やはり教育委員会主導ということになろうかと思います。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともそれは、教育委員会が主導権を握っていただきたいと思います。 ここはやっぱり教育の政治的中立の面もかかわってくる問題がありますので、ぜひ ともそこは教育委員会が責任をもってコントロールしていただきたいと思います。

実際に今、町で行われている生涯学習と言われるものが、本当に教育として成り立っているのか、生涯学習とか社会教育として成り立っているのかどうかは、ちょっと一度検証いただきたいなというふうに思います。

あと、生涯学習ということで、社会教育と生涯学習、ちょっとニュアンスが違うんですけれども、生涯学習になった途端に、学校とか家庭とかに踏み込まれる懸念があるんです。生涯学習講座に、やっぱり学校の部署も、学校も参加していますよね。発表とかに。今まで社会教育というのは、学校教育以外の部分といって、ずっと定義づけされてきた部分が、生涯学習のところでひっくるめられてきてしまっているところがあるんですけれども、非常に僕が、学校現場にとって負荷が高い話かなという気がしているので、そこはちょっと切り分けて考えていっていただきたいなというのと、あと先ほど言った、教育の政治的中立の面からいくと、生涯学習が市長部局に委ねられて、学校教育に入っていくという可能性がありますので、そこだけはちょっと考えていただきたいなと思います。

では、これはいいです。

同じく委員会資料の10ページにある、図書館の運営事業というのが載っていますが、これ、連携中枢とか、定住自立圏ではそういった構成市町の図書館の利活用、相互利用みたいなのもあるんですけれども、これ、人的な交流ですね。図書館の司書の方とか、そういった方が交流される場みたいなのはあるんでしょうか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 それぞれの各地区での図書館司書の、例えば担当者の連絡会であったり、研修会といったようなものは定期的に行われておりますが、実際の司書同士の人事交流というところまでは至っておりませんし、今のところそういった計画も耳にはしておりません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 人事交流という必要はないかもしれないんですけれども、できればその ほかの市町の図書館のよいところをやっぱりぜひ吸収して、宍粟市の図書館に反映 していくということをしていただきたいと思いますし、ほかの市町、構成市町の図 書館を見ると、やっぱり充実しているんですよ。蔵書もそうですし、あと中身も結構充実しているんですよ。検索のシステムであるとか、司書のかかわりであるとか、一部では、ここで、都市圏とかではないですけれども、やっぱりビブリオバトルみたいに、図書館司書の人がお薦めの本を、お互いに一緒に一同に集ってやったりとか、そういうふうな質的な交流みたいなものが盛んに行われている分野なので、ぜひともそれは、宍粟市の教育にとっては重要だと思いますし、他市町には学ぶべきところがたくさんあると思うので、ぜひとも、ただ単に貸し借りがそこでできるというだけのレベルではなくて、そういったところの質の向上も務めていただきたいなというふうに思います。この件に関しても以上です。

僕らのほうは大丈夫です、これで。

西本委員長 東委員。

東委員 図書館の質疑がありましたので、ちょっと関連でお聞きしたいんですが、 今のお話のように、図書館、非常に図書館の活性化でその町が活性というようになっているようで、比例しているようですから、十分お願いをしたいと思います。

それでもう一つ、図書館、移動図書館の件で、ささゆり号、運行経路の拡充となっていますけれども、それほど需要が多いんですか。どういう状況なんですかね。 西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 移動図書館につきましては、近くに図書館がないとか、また遠隔地の方、あるいはその地区を対象に巡回をさせていただいております。主には山崎も、蔦沢方面も上がらせていただいておりますが、波賀、千種、一宮の北部が中心に周回をしておりますが、地区によってはうちも来てほしいというような要請もございますので、そういった要請も応じて拡充を図っていきたいとは考えております。

西本委員長 東委員。

東委員 拡充となっておるんで、そんなに需要が多いのかなと思って聞いたんですが、そんなに多いんですか。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 ちょっと具体的にどこそこで何名というような利用状況は、今ちょっと手元に持っておりませんけれども、結構それこそ幼稚園、保育所等も回らせていただいておりますので、需要はあるというふうに認識しております。 西本委員長 東委員。

東委員 非常に大事なことなんで、今、念を押しましたけれども、需要がそんなに

多いのでしたら、もっともっと力を入れてやっていく必要があると思います。

それと、以前にちょっとお聞きしたことがあるんですが、図書館、移動図書館のささゆり号の車の保管ですね。保管が今、あまりよろしくないような保管になっているようなんですが、その辺もあわせて、平成29年度、考えられたらどうですか。 西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 おっしゃるように、ちょっと今、移動図書館につきましては、屋外での駐車といいますか、保管になっております。一度は車庫等のことも検討したんですけれども、なかなか場所が、場所的に難しいということで、今ちょっとそういう状態になっております。

西本委員長 東委員。

東委員 なっておりますではなくて、平成29年度は検討されたらどうですかという ことを聞いている。

西本委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長 再度また検討させていただきたいと思います。

西本委員長 以上をもちまして、教育委員会の審査を終了いたします。

13時30分まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午後 0時35分休憩

午後 1時30分再開

西本委員長 休憩を解き、午後の委員会を再開いたします。

建設部の説明に入る前に、説明職員の方にお願い申し上げます。

説明職員の説明及び答弁は、自席で着席したままでお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが、委員長席からわかりづらいので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。マイクの操作は事務局で行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

なお、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。

それでは、建設部に関する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分に ついてのみ、簡略に説明をお願いいたします。

鎌田部長。

鎌田建設部長 連日審査、大変御苦労さまでございます。いよいよ最後でございま す。建設部です。よろしくお願いいたします。 審議いただきます議案は、御承知のとおり、第44号議案の一般会計予算の関係部分、それと第50号議案の下水道事業特別会計予算から、第52号議案の水道事業特別会計予算までとなっております。

私のほうからは、お配りしております資料がありますので、予算の概要を簡単に 説明させていただきます。

政府、国は1億総活躍社会の実現を目指した施策の取り組みをさらに本格化し、 県においては、地域資源を生かした元気なふるさと西播磨の実現に向けた取り組み を推進するとしています。宍粟市におきましても、第2次総合計画や地域創生総合 戦略を策定し、人口減少対策を最重要課題とする中で、定住促進に向けたさまざま な施策を推進してきました。平成29年度は、森から始まる地域創生をさらに加速す るため、地域創生アクションプランにおける各種施策に取り組むこととしておりま す。

こうした中、我が建設部としては、第 2 次総合計画の理念に基づき、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、道路、河川、公園、住宅、上下水道等の住民に密接なインフラ整備事業とあわせ、もみじ山の植樹整備などでさらなる資源価値向上の取り組みなどを進める上で、限られた予算の中で、選択と集中などを踏まえ、より効率を上げるべく編成に取り組んでまいりました。

建設部所管にかかる当初歳出総額は、一般会計におきましては約39億9,000万円、特別会計3会計合わせて約54億2,000万円、合計で約94億1,000万円を計上しております。前年度と比べて、一般会計では総務費で宝谷分譲地通路舗装費の減額、衛生費でコミュニティプラントの施設管理委託と施設整備工事費の減額や、水道事業特別会計への補助金や出資金の増額、農林水産業費で地籍調査過年度数値化業務の減や、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額、土木費で市営住宅中山台団地建替工事費の増額などで約1億1,400万円増額しております。下水道特別会計では、施設のストックマネジメント計画策定業務費の増額などで、約1,400万円増加しております。農業集落排水特別会計では、施設の機能強化工事の増額など、約1億1,200万円増加しております。また、水道事業特別会計では、水源確保対策や遠方監視システム整備工事費の減額などで、約5億7,100万円減少しております。

一般会計と特別会計3会計合わせますと、総額で約3億3,000万円減額しておりますが、主な施策につきましては、要点のみ寺田次長より説明を申し上げます。 西本委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 失礼します。

私のほうからは、平成29年度主要施策にかかる説明書につきまして、建設部における主なものを説明させていただきます。

建設部関係は、施政方針の74ページから84ページにかけまして記載をしております。

最初に、75ページをお願いします。

上段の都市計画道路事業でございます。

市街地の骨格を形成する都市計画道路であります山田下広瀬線につきまして、道路工事に先立ち、用地買収及び物件移転補償を実施するものでございます。同じく75ページの下段、橋梁長寿命化事業でございます。橋梁の老朽度等を調査しまして、修繕計画を策定の上、予防的な修繕や事前の補修を行うことにより、耐用年数の長期化とトータルコストの削減を図るものでございます。平成29年度におきましては、定期点検を190橋、修繕工事を4橋実施する予定であります。

続きまして、76ページ上段の史跡調査事業でございます。

平成27年度から、千種町の山林部の調査を実施しております。平成29年度の1筆地調査地区は、岩野辺3地区と鷹巣2地区の合計7.92平方キロメートルを予定しております

次に、その下になります。最上山公園整備事業でございます。

老朽化が著しい公園内のトイレや手洗いなどの施設を撤去、改修、集約し、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

平成29年度は研修棟の撤去と、トイレ等の撤去新設を実施する予定としております。

77ページをお願いします。

上段のもみじ山強化事業でございます。

最上山公園のもみじ山は、紅葉の名所として知られていますが、古木となったもみじや広葉樹は、自然災害や立ち枯れにより減少傾向にあります。このため、計画的に支障木の伐採やもみじの植栽を行うものであります。

ここで、大変申しわけありませんが、資料の訂正をお願いします。

表の中ほどにあります平成29年度の事業内容のところで、支障木伐採委託費が5万円となっておりますが、50万円の間違いであります。申しわけありません。

次に、下段の市営中山台団地建替事業でございます。

市営住宅整備計画に基づき、老朽化が著しい中山台団地の建て替えを実施いたします。平成29年度は鉄筋コンクリート造り4階建て、一部3階の2棟のうち、1号

棟を建設する予定でございます。

続きまして、81ページをお願いします。

上段、下水道施設整備事業の雨水幹線対策事業でございます。

山崎町内の雨水の適切な排水と内水氾濫の防止を図るもので、昨年度までの上溝雨水幹線に引き続き、本年度より門前雨水幹線の整備に着手いたします。平成29年度は測量設計業務を実施する予定としております。

続きまして、83ページ、上水道水源確保対策事業でございます。

水道水の安定供給と災害に強いまちづくりのため、水源の複数化を目指すもので、 昨年度までの井戸建設に引き続き、平成29年度は導水施設の建設を実施することと しております。

主要施策については以上でございます。

続きまして、建設部より提出させていただいております予算委員会資料について、 簡単に説明をさせていただきます。

資料の目次をごらんいただきたいと思います。

1ページから2ページにかけまして、平成29年度予算の建設部基本方針について、記載をさせていただいております。3ページから12ページにかけましては、一般会計予算の建設部関係について、主なものを抜粋して記載させていただいております。13ページから下水道会計、16ページから農集排会計、18ページからは水道会計の関係となっております。

また、22ページからは、参考資料としまして、ごらんの資料をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

西本委員長 建設部の説明は終わりました。

ただいまから、通告に基づき、順次質疑を行ってまいります。

初めに、山下委員。

山下委員 それでは、質問をさせていただきます。

主要施策説明書の75ページ上段の都市計画道路事業について、質問させていただきます。

この事業の平成29年度の予算は、用地購入費が8,315万円、また物件移転補償費が5,200万円、あと委託料等合わせて1億4,515万円の平成29年度当初予算ということで立ててあるんですけれども、この都市計画道路の山田中広瀬線、これは何年計画になっていて、総事業費は幾ら要ると考えておられるのか、お尋ねいたします。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 お答えします。

当該山田下広瀬線につきましては、山崎郵便局から自動車学校まで約802メートル、幅員が12メートルで計画をしております。

平成28年度、今年度ですけれども、詳細設計を行いまして、来年度、平成29年度では先ほど説明いたしました、75ページにあります事業について、計画をしております。

工事の着手につきましては、平成30年度から着手する予定としております。

完成につきましては、平成33年度ということで、工事につきましては4年間、全体ですと6年間で計画をしております。

全体の総事業費につきましては、今のところ12億円程度ということで計画をして おります。

以上です。

西本委員長 山下委員。

山下委員 全体の費用が12億円と、かなり大きな額であると思うんですけれども、この都市計画道路を整備することによって、ここに事業効果と書いてあるような効果が本当に生まれていくのかどうか、もう少し詳しく、この事業の効果を説明していただけたらと思います。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 この路線につきましては、道路改良のうちでも都市計画道路という位置づけの道路であります。都市計画道路につきましては、全部で8路線の計画をしておりまして、その中でも国が整備する道路、それから県が整備する道路というふうに位置づけしてあるわけですけれども、市が整備する道路の中で、平成28年度で庄能上牧谷線が整備が済みましたので、それに引き続いて、この路線を整備していきたいというふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 申しわけありません。その事業効果についての説明をお願いしているんですが。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 事業効果につきましても、施策優先順位の評価基準によりまして、 道路改良等も進めておりますけれども、一方ではこういう基準表についても確認を いたしまして、整備を進めております。この基準につきましては、内容につきまし ては、危険度とかコスト、それから地元の協力度、補助率等々を考慮して、点数の 高いものから整備するというような計画になっております。

西本委員長 花井次長。

花井建設部次長 済みません。若干補足させていただきます。

御存じのとおり、この山田下広瀬線というのは、先ほどありましたように、県道 宍粟下徳線、郵便局の前から咲ランドを通って教習所へ抜ける道でございます。現在、御存じのとおり、咲ランドへ向かう車というのは非常に多いんですけれども、 実際、あの狭い道を通って行かれておりますので、大変危険な状況でございます。 そういう中で、まずこれを早く整備して、商業施設への道路にはなりますけれども、整備してそういう危険な状況を早く回避したいというふうに考えております。

これは当然、地元からの要望でもございますが、市としましては、ちょうどその山田下広瀬線の改良にあわせまして、雨が降りますと、山田の咲ランドの南側にあります山田の10隣保というところが、雨が降るたびに浸水しております。それにあわせて、幹線水路も一緒に整備することによって、それも一緒に解消したいということで、この山田下広瀬線の改良に合わせてそういう整備もする中で、そういう問題点を解消したいということで、そういう部分がメリットではないかなというふうに考えております。

西本委員長 山下委員。

山下委員 大雨のときに水があふれて大変困られたという問題は聞いていたんですけれども、そちらをすぐに、先に改善というふうには考えられないんでしょうか。 この事業と一緒にしたほうがいいというような、何か理由があるんでしょうか。 西本委員長 花井次長。

花井建設部次長 今言いましたように、現在、山田で浸水する水路というのは、ちょうど中井の自治会のほうへ流れていっておりまして、それを根本的に解消するためには、やはり真っすぐ下へ抜く必要がございます。本来別々に事業をするという方法もあるんですけれども、当然、用地買収等必要になりますし、そういう中で、道路改良に合わせて、その用地内に入れる場合もありますし、別途その横に土地を求めるという必要もあるかもわかりませんけれども、効率的でかつ費用的にもその分、安上がりではないかなというような考えをしております。そういうことで、一緒にこの際整備したいというふうに考えております。

西本委員長 山下委員、次の質問をお願いします。

山下委員 それでは次、79ページ、主要施策説明書の79ページの下段の下水道会計

等法適化事業について質問させていただきます。

下水道費用の多くの部分は、起債償還であって、その財源は一般会計繰入金で運営されております。今回の提案されておりますように、公営企業法に適化することによって、下水道料金の引き上げにつながるというようなことはないのかということをお尋ねいたします。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 山下委員の質問にお答えします。

下水道施設の投資額は約700億円程度であり、それに対する起債の残額は、現在約200億円程度あります。その償還に対して、一般会計の繰入金があるのですが、これは事業の法適用化に関しては、これによって変わることはございません。現在のところ、経営戦略を策定することにより、施設の統廃合や経費の節減を検討しております。料金の改定は、公有水面の水質保全に行政がある程度公費負担しなければならないことや、近隣市町の料金を比較してみますと、現在のところ、使用料の見直しは考えておりません。

西本委員長 山下委員。

山下委員 下水道料金の引き上げにつながることはないということで、理解してよるしいですね。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 全国的に言えることなんですけれども、やはり更新時期が当然 もうすぐきますので、その更新に対して相当な費用がかかるということで、改定す る、いずれかは改定するということになろうかと思います。

西本委員長 山下委員。

山下委員 それらのことは、これからの議論によると思うんですけれども、この公 営企業法に適化することによっての下水道料金の引き上げということはないという ふうには理解しとったらいいんですね。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この法適化による料金の改定はないということであります。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 私も、まず79ページの下段のその下水道会計等法適化事業について、お 伺いします。

この下水道関係の事業、幾つか、公共下水、農業集落排水、コミプラ、合併浄化 槽云々というのを統合して、公営企業の法適用に移行することで、経営の明確化及 び透明化を図るというのが目的になっているんですけれども、ここで、統合して法 適用させることで、どの程度の効率化が見込まれるのか、効果額みたいなもの、そ のあたりをお伺いします。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 鈴木委員の質問にお答えします。

下水道事業会計の統合では、法適化により、透明性のある内容にすることが目的で、経費削減効果を目的としたものではございません。しかし、現在立てております経営戦略や、下水道の施設の統廃合や、また、アセットマネジメントによります更新年度の投資額の平準化により、経費の節減は期待できるものと考えております。それによって、できるだけ受益者の負担も軽減ができるものと考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どれくらい透明化したり、明確化することで、その経費が削減できるかというのは、全く効果は、見込めるだろうけれども、どれくらい効率的になるかというのは不透明ということですか。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 透明化ということになりますと、水道事業会計と同じように、財務諸表の関係が全てできることになります。それで、経営がどうなっているのかということは、言えると思いますけれども、今のところ、まだ今年いろんな長寿命化計画であり、そういうストックマネジメントの見直しとか、そういうことも考えられておりますので、まだそれが出てしまわないと、どれだけ一体落とせるかということは、ちょっとわからないかもしれません。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 何かこういうことで効率化というか、透明化するなり明確化するということで、財務諸表とかがわかりやすくて、市民に対する説明はつくのかもしれないですけれども、これが逆に、先ほど山下委員も言ったように、料金にはね返ったりとか、経営が明確化することによって、市民に負担増になるんだったら、全くこんなことする必要ないんで、とにかく何かしようと思えば、それによってある程度の便益を市民が享受できるようにならなければいけないと思いますので、例えばこれ、統合することによって、人員削減とかはできないんですか。そこに係る方の人件費が削減されたりとか、あと維持管理と言うか、事務的な費用とか、そういったものが今、別々になっていることによって、ここが一緒になれば、これだけ効率化できるというところが見えないんでしょうか。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 人員削減につきましては、国も言っておりますとおり、包括的な業務委託、つまりもう営業も何も、施設管理も全て包括的な委託をしろという指導も出ております。そういうことで、それがどれだけ費用対効果であらわれてくるかということは、まだこれも検討してみなければわからないところでございます。 西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それはわかりましたけれども、でしたらなぜここで統合して、明確化、透明化を図るといったら、行きつく先はそういうところですよね。効率的に行政というか、運営できるようにするために、そこをわかりやすくしていこうということですよね。そこの方向性だけ間違っていなければ、やっていただいて構わないかと思うんですけれども。多分、ほかのところでこれを統合したりとか、透明化、明確化することによって、これくらいの効果が期待できるというのは、多分いろんな事例から多分指針なりとかが示されているのではないかと思うんですけれども、やみくもにやれやれって、国も言ってこないと思うんで、これをすることによってこうなっていくからしなさいというか、したほうがいいんじゃないですかというスタンスだと思うんですけれども、そのあたりというのは何か出てるんでしょうか。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これを法適化の指導につきましては、上下水道を平成31年度の終わりまでに全て、全国の上下水道の会計を企業会計にするという総務省の通達が出ております。

それから、経営戦略におきましても、最低10年出せということなんですけれども、 その見直しにつきましても、2、3年、3年程度で事情は変わってくると思います ので、それで常に見直せというような指導も出ております。

それから、この作成に当たって、国はこういう形で策定しなさいよというガイド ラインも出ております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分それはわかるんですけれども、じゃなくて、その方向性の行きつく 先は、経営を透明化したりとかすることによって、国民なり市民にとって、これだ け、こういう利があるんじゃないかというところまでという話ではないかと思うん ですけれども、そっちのほうが絶対国民にとって利がありますよという方針だと思 うんですけれども、そのあたりの方向性だけ確認できればいいんですけれども。

その指針が出て、なぜそうしなければいけないのかとか、そうしたほうがなぜい

いのかというところの話です。その方向性が間違ってなければいいと思うんですけれども。何でじゃあ、わざわざその面倒くさいというか、いろいろ手間のかかること、そこには当然人件費も、こういったそのための予算まで組まなきゃいけない状況下で、地方債まで出してやるんですから、その効果というのは、それによって細かな数値とかはないにしろ、方向性としてはそっちに向かうはずだということを見込んでされるわけですよね。指導があったからされるということもあるんでしょうけれども、なぜその指導があるのか、なぜその指導に従わなければいけないのかということですけれども。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 やはり、他の団体と比較するとか、公営企業会計にしておくほうが、広域化ということが水道ではもう出ていますけれども、もう下水も多分出てくるし、している県なんかもございますので、それに対してできるだけ効率よい進め方を、できるだけ料金にはね返らない進め方をしなければならないとは考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 明確にそこを言っていただかないと、結局、国とか県の指導があったか らやりますというだけの話に聞こえてしまうんですよ。それをもう一歩おろして考 えたときに、市民に説明するときに、なぜそこに取り組まなきゃいけないのかとい う背景を説明できていないから、国が言ってるから、県が言ってるからなんていっ て、市民が理解できるわけがないんですよ。だから、明確に、そうすることによっ て、今後こういう広域化の話とかで、どうしてもインフラの問題があるから、そこ を全体で見ていくというか、広い目で見ていくためには、こういうふうに今の段階 で透明化していかなきゃいけないという、その方向性をしっかり理解した上で取り 組んでいただかないと、指導があるから、ほかのところもやってるからというとこ ろで動いていけば、何ちゃ市民に説明つきませんから、その点だけなんです。そこ の確認だけなんですよ。当然そうだと思うんですよ。広域化、支え切れなくなって いるし、地方は過疎化が進んでいるから、どうしても広域で面倒見ていかなきゃい けないというのは、もう水道では出てきていますし、下水道も多分同じだと思うん ですけれども、そういう意味で、そういう方向性を見据えた上での指導だというこ とで、それに準じてやっていくんだというところを理解していかないといけないと 思うんですよ。だからそれを説明していただきたいんですよ、こっちとしては。市 民側としては。何でわざわざこの会計を統合して、公営企業法の適用にしなきゃい

けないのかという説明はつかないじゃないですか。そこだけなんですよ。それが、 市民にとって、国民にとって、この先いい方向性なんだということを明確に理解した上で、やっていただかないといけないと思うんで。それだけです。それが間違っ てなければ、別に、これ以上追及というか、聞く必要がないと思いますので。答弁 があればお願いします。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 それは、今、鈴木委員が言われたとおりであろうと思います。 以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どうしましょうか。また戻るんですよね。じゃあ、これでいいです、僕 は。この下水道会計のことは。

西本委員長 続きまして、山下委員。

山下委員 同じく主要施策説明書の82ページの上段なんですが、事業名が下水道施設整備事業、公共下水道施設長寿命化事業、これについての質問なんですけれども、平成29年からの10年間の公共下水道長寿命化事業、ストックマネジメント計画策定設計工事、総事業費22億2,777万6,000円ということで、それで、平成29年度の事業内容が、ストックマネジメント計画策定ということになっているんですけれども、これはどのような計画なのかということがまず1点と、それからその策定になぜ1億200万円もかかるのかということをお尋ねします。

西本委員長 太中課長。

太中上下水道課長 平成28年度から施設の改築に対する国土交通省所管社会資本総合整備交付金の交付対象は、下水道ストックマネジメント計画に基づくものに限定されております。今後、老朽化する下水道施設に対して、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価して、長期的な施設の状態を予測しながら、点検、調査から修繕、改築に至るまでの一連のプロセスを設定して、下水道施設全体の維持管理と改築を最適化する計画となります。

また、その高額な費用につきましては、今回、ストックマネジメント計画を策定する対象は、市内全ての特定環境保全公共下水道施設でありまして、その内訳は、処理場数が9カ所、中継ポンプ129カ所を含む管路延長約170キロメートルとなり、膨大な施設量が対象となるためです。

以上でございます。

西本委員長 山下委員。

山下委員 その策定する範囲が非常に膨大ということで、大体その1件当たりの策 定料というのはどのぐらいになるものなんですか。

西本委員長 太中課長。

太中上下水道課長 1件当たりといいますのは、ちょっと処理場1カ所当たりということになるのか、ちょっとわからないんですけれども。よろしいでしょうか。

処理場につきましても、大きな処理場とこの中には小さな処理場がございますので、1件当たり幾らというような単価的なものはございません。やはり大きなところにつきましては、施設の点検とか計画を立てる上でも業務が多岐にわたりますので、大きな処理場は高額になると思います。

以上でございます。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 それでは、同じ質問でございます。

先ほど答弁を聞きまして、ある程度のことはわかったんですけれども、私が聞いておりますのが、まだ策定段階ということでございますけれども、橋梁も長寿命化ということで、少し長持ちをさせたいということでございまして、今、いろんなところで事業をされておるんですけれども、これによって、橋梁も一緒なんですけれども、どのくらいの長寿命化が望めるのかなということと、それから、この策定して、工事にかかって、その工事費がこの事業会計、下水道料金の料金にはね返れへんかなというような思いがしておりますので、その点をまずお聞きしたいと、このように思います。

西本委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 高山委員の御質問にお答えします。

まず、この長寿命化対策という言葉なんですけれども、最近、国土交通省のほうでかなり使われているようなことで、まず、この処理場だとか設備だとか、管路施設、また中継ポンプ等々を使用限界まで使って壊れてしまってから直すという、そういう考え方じゃなしに、ある一定のレベルまできたときに、まだ壊れていない段階に部品交換やオーバーホールをして、それで更新時期を延ばそうという考え方でございます。そのための基礎資料をつくるために、先ほど言いましたストックマネジメントをやらなければ、この段階には進めないということでございます。それで、長寿命化によりまして延びる寿命は、機械によっても違うんですけれども、普通、大きなポンプで、通常は15年もつとされております。15年たてばもう壊れてしまう

と。それが、大体長寿命化をしますと、その2倍もつということでございます。

例えば、30年で、1基50万円の大型ポンプを2回取りかえますと1,000万円かかります。そうじゃなしに、10年後と20年後に、まず10年後に消耗部品、内部のやつを50万円ぐらいで取りかえます。それで20年たってオーバーホールして、主な羽根車等を取りかえます。それが大体200万円ぐらい。それから30年たって新しいポンプで500万円を買うとなりますと、全部で750万円ということで、250万円、2割25%の削減ができるということでございます。これが長寿命化の基本的な考え方でございます。

それから、続いて、この下水道料金への影響はどうかという、非常に厳しい質問でございます。これにつきましては、先ほど山下委員のほうから言われましたように、総事業費、特環の下水だけでも22億円という、気の遠くなるような額が上がっております。これ、宍粟市の特性見ていただいたように、非常にもう広い、日本でも指折り数えても入るほどの広いところの、もう全てに上下水がいっております。これはもう住民の福祉や公共水面の向上のためには、どうしても下水は必要なものでございます。というようなことで、何とかこのストックマネジメントで補助金がもらえるような計画をつくって、長寿命化で少しでも経費を安くして、料金値上げを何とか少しでも先送り先送りして頑張ろうという、そういうような考えでございます。

西本委員長 高山委員。

高山委員 よくわかりました。経費の削減、長寿命化することによって、相当な経費削減が図れるんじゃないかなという思いがしております。それには、当然今後とも取り組みをお願いしたいと思います。

当然のことながら、上下水道会計、独立採算制の会計でございますので、当然のことながら、料金にはね返るというような、まだわかりませんけれども、試算後の段階でわかりませんけれども、やはり住民にとって、これからだんだんと過疎が進んで、住民の方々が今の状態であればよいのですけれども、3万3,000人になるとか、片や2万5,000人になるとか、いろんなことがある、あらゆる自治体でふえてきておるんですけれども、そのあたりで対応するためには、やはり料金、当然のことながら料金にはね返ってこないかなという思いが私はしますので、やはりこの過疎高齢化になった時点で、なるだろうと思うんですよ。そういったときに、やはりこういった料金がのしかかってくるということは大変なことなんで、そのあたりをしっかりと見きわめていただきたいなと。そしてやっぱりそういった経費削減につ

なげていっていただきたいなと、このように思うところであります。そういうことですから。

それと、その1点はまた後で答弁いただいたらよろしいんですけれども、委託料が出ておりますよね。1億円余りなんですけれども、この委託というのは特別な事業主というか、そういった業者さんにお願いするのか、それは当然、こういったノウハウを心得た業者さんがいらっしゃるんだろうと思うんですけれども、こういった部分について、普通、どんな事業でもやはり見積もりをとっていただいて、少しでも安く見積もっていただいたときに、入札をしていただいた上で発注するというようなことになろうかと思うんですけれども、こういった業者さんはたくさんおられるんですか。

西本委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 先ほど言われました、まず、長寿命化による経費の削減にということで、これにつきましては、過疎はもうこれはもういたし方ないものでございます。もう自然の人間の流れが今、向かっております。ということで、前も言いましたように、ダウンサイジングで何とかコスト削減、要するに機械を小さくするというようなこと、処理区を小さくするというようなこと、また統合につきましても検討していかなければならないものと思っております。何とか宍粟市のこの下水道をもたさなあかんという考えで思っております。

それから、下水道につきましては、維持管理はもう専門技術を持った業者さんのほうに、市内の業者4社のほうで入札をしております。

以上でございます。

西本委員長 太中課長。

太中上下水道課長 済みません。補足説明させていただきます。

先ほどのストックマネジメント計画の策定業務に関する業者ということで、私のほう、受け取ったんですけれども、よろしいでしょうか。これにつきましては、建設コンサルタントの中で、許可業種が上下水道コンサルというのがございます。これに関する許可をとっている業者に委託をするということになります。ただ、業者数につきましてはかなりの業者数がありまして、現在、数のほうは把握しておりません。

西本委員長 高山委員。

高山委員 まず、先ほど申しましたように、やはり住民に料金としてはね返ってくるようなことは、極力抑えていただいたらなと思いますし、その先ほど業者の選定

とおっしゃいましたけれども、これだって少しでもやはり安く入札をしていただき たいと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 このストックマネジメントの委託料で1億円というのは、そのまんまそ のコンサルに対する委託料だと思うんですけれども、そもそも、もう宍粟市の状況 からいくと、公共下水という、大分前の方針だったと思うんですけれども、これは 無理なんじゃないんですか。ここで、僕、下水道の仕組みがいまいちよくわかって いないんですけれども、合併浄化槽とかで、本当に小規模でとか、各家庭で浄化し てもらってというところのほうが、絶対いいと思いますよ。そんなもうめちゃくち ゃ長い管を張りめぐらされちゃったのを、何とか維持しなきゃいけないって、何か 必死なんですけれども、そもそも維持できるレベルじゃなくなってるんですよね。 これだけ人がいなくなって点在しているような宍粟市において。そこを思い切りそ っちにかじを切るということのほうが、長い目で見たときに安く上がるというと語 弊があるかもしれないんですけれども、そんなに住民の福祉がそれによってめちゃ めちゃ低下するとは思えないんですけれども、どうなんでしょうかね。一方でそれ も進めてますよね、補助金出して。これと何か整合が持てなくて、水道もそうなん ですけれども、もうちょっとやっぱりコンパクトというか、小規模で完結するもの を更新に合わせてしていったほうが、長い目で見たときには、非常に素人考えであ ほらしいかもしれないですけれども、と思うんですけど。ある村とか町では、そこ は人口がふえてて大分豊かな町なんですけれども、そこはもう大分前の公共下水が どんどん普及しようという時期に、いやいやこの先考えたときにはそんなことは絶 対維持できないから、とにかく合併浄化槽でいくんだという方針のもと、やってき て、今、助かっているというところがあるんですよ。なので、そのあたりも、もう その施策に乗っかって、国や県が音頭とってやったんで、何とも言えないんですけ れども、そのあたりはもうそうじゃないんですか、はっきり言って。どうなんです か、これ。

西本委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。鈴木委員の質問にお答えします。

まず、言われること、実に的を射ております。これが究極のダウンサイジング化がこれでございます。各戸に浄化槽をしていただく、特に過疎地に。ただ、これをやりますと、今、一宮がその考え方で下水道をやっております。それで、一宮では、

処理上が目の前にあるのに、浄化槽というところもあります。例えば百千万満なん かでしたら、もうちょっとおりればそういうような、700万ルールというルールが ございまして、1件当たり700万円かかるようでしたら、もう浄化槽にしようとい う一宮の考えでございます。それでいきますと、例えば管路もいけません、処理場 もいりません。高野なんかでしたらかなり大きな集落ですけれども、全て浄化槽で ございます。福知も半分は浄化槽でございます。この考え方、安富町がそれで安志、 長野をそれで、全てのところを安富町が浄化槽をやりました。ところが、もう安志、 長野ではもうどないもならんということで、浄化槽が入れれんということで、結局 はコミュニティプラントをやりました。というようなことで、考え方として、昔で す。私が下水を始めたころは、浄化槽はもうだめだという考え方がありました。何 でかといったら、浄化槽の水は汚い水が流れる、もう実に悪い、みんなに迷惑かけ るというようなことがあって、そしたら浄化槽法がすごく厳しくなって、罰金何万 円とかもうなって、いろんなことになったんですけれども、そやから集合処理じゃ なかったらだめだという、これは国の方針でございます。それで、それからそこへ 持っていって、また景気対策が入るようになりました。前倒し、前倒しでもういけ いけどんどん。特に兵庫県は全国でも1番バッターで、99%大作戦という、とにか く何でもかんでも下水やれ、下水やれということで、兵庫県は多分、日本でもかな リトップクラスのレベルでございます。

ちなみに香川県なんかはほとんど下水がまだできておりません。鳥取は半分もできておりません。宍粟市は、兵庫県はもう100%近い下水をやっております。これは県の考え方の違いなんですけれども、兵庫県は、県がお金出す、追加のお金2%ほどあげるから、とにかく下水をしなさいということで、瀬戸内海をきれいにしようという考え方。

ちょっと長々と言ったんですけれども、鈴木委員が言われましたこと、何とかしたいのはやまやまなんですけれども、集合処理のところに行って、例えばお宅の家、庭に例えば2メートル穴掘って、4メートルの幅で今から掘ってくれてか言うたら、あほかって多分言われると思うんです。公共ますが目の前にあるやんか言われて。これを今から統合計画を立てながら、どないしていくかという、もうそのためにも、このストックマネジメントで洗い出して、補助金がもらえるというベースまでまず乗せて、今の、これ、はっきり言います、これをやらなければもう補助金はいただけないように、国はなりました。何も、もう1円の補助金ももらえません。まずストックマネジメントをやって、どんな将来計画のビジョンをこの市は持ってるんや

ということを明確に国に出して、それなら補助金をあげようという、初めてそこで 2分の1の補助金のレールに乗れます。それからその後で、今度統合するときにも、 例えばどこかのAという処理上と、AとBという処理上をひっつける。これも2分 1の補助金がいただけます。

というようなことで、その第一歩がこのストックマネジメントでございます。非常に1億200万円、私もちょっとびっくりするような額でございます。これ、単純に9で割りますと、約1,000万円程度。9処理区ございます。それの中継ポンプ、管路150キロメートルを調査するという、ちょっと途方もないことをやらなんだら、国は補助金、だんだん補助金をくれんようになるようでございます。

以上でございます。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 結構国は、その何とか計画を立てたら、それに基づいてというのは、もうどの分野でも言っているんですけれども、それはわかるし、これまでの歴史の中で、県や国の方針にあらがえなかったというのはもう十分理解するんですけれども、恐らくこの話も、どこかの町が地道にそういう計画を立ててやってきて成功しているから、国がそこに目をつけて、全国的にそれを計画を立てたところを補助していこうという、多分どの国策でも同じ流れだと思うんで、ぜひともこれだけお金をかけてということを考えたときには、委託してそのままではなくて、やっぱりそこでそういった、どういう計画を立てるのかとか、どういう調査をしていくのかという、技術自体、専門知識自体を吸収しながらかかわっていただかないといけないと思いますので、そのあたりちょっと注視していただきたいのと、僕自身はやっぱりもう公共下水っていっても、水道もそうですけれども、長い管を何としてでも維持しなきゃいけない、そのために人口3万3,000人だよと言われると、何か納得いかない部分があるので、ちょっとそのあたりも含めて長期的に考えていただければなと思います。この件は結構です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 済みません。主要施策76ページ下段の最上山公園整備事業です。委員会のほうでもよくお伺いしていますので、このトイレの整備、新設ということですけれども、平成28年度からかなり老朽化した施設の新設改良ということが進められてきています。そのたびによくお聞きするんですけれども、この維持管理ということ、せっかくつくっても適切な管理方法をされないと、どうしても受け入れられない部分があると思います。今回もこのトイレ2カ所の新設ということで、観光客にしる、

市民の利用にしろ、とりわけ必要なことではあると思うんですけれども、どういうような管理方法を考えておられる。全体的に見てもそうなんですけれども、ちょっとその辺をもう一度お伺いしたいなと思います。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 このトイレなんですけれども、76ページの主要施策の中で、今回新設させていただきますトイレにつきましては、林業研修センターがありますけれども、それを取り壊しまして、下のほうから皆さん入られるんですけれども、上からも結構車で行かれますので、上のトイレを整備したいというようなことで、今回考えております。この全体では2カ所の新設としているんですけれども、平成29年度1カ所、林業研修センターを取り壊してそこにトイレを設置します。

平成30年度の計画として、今、弁天池の上、1段上にトイレがあるんですけれども、非常に使い勝手が悪い状況がございます。そこが今回のイベント等をまだ利用される方のメインの場所になりますので、そのトイレを今、下に、身障者用トイレがあるんですけれども、そこに移築といいますか、新しくそこにつくるというような計画、この二つのトイレを新設という格好で計上させていただいております。

管理のことなんですけれども、現在、都市公園につきましては、全てシルバー人材センターのほうに一括、全ての施設を管理していただいております。朝、全体の公園の清掃管理、あと午後になりますと草刈りであったり、その時期に合った管理のほうをさせていただいているんですけれども、本多公園、平成26年度ですか、本多公園のトイレの整備をしてから、男女共用だったトイレを別のトイレ、男女別々のトイレとか、それから高機能のトイレに変えたということで、通常の維持管理の中での方とは別に、それに適した方をお願いして、トイレの清掃管理を今、夢公園も含めてですけれども、させていただいております。

今回この二つのトイレにつきましても同じように、シルバーの現在、委託料を払っております。年間委託の中でさせていただくと。ただ、先ほども言いましたけれども、そのトイレの施設にあった管理の仕方は必要であるというふうなことも、前回もここで聞かせていただいておりますので、そういった方法で管理させていただくと、特にこれによりまして、管理費がはね上がるとかいうようなことはございません。その施設の管理の中でさせていただくというように考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 とりあえずそういうお言葉をお聞きしましたので、安心してお任せした いと思います。とりわけ、新設されても管理方法がよくないと、どうしても荒れ放 題になるという施設は結構ありますので、その辺、全体的にシルバーさんが、全体的な管理をとりあえずするという部分、それから専門的にも管理していくという部分で、これこそ長寿命化じゃないですけれども、長い間きれいに使っていくということは、本当に大切なことだと思うので、その辺の管理、お願いします。ということでよろしくお願いします。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく最上山公園整備事業について伺いますが、ここに林業研修センターの撤去云々って書いてるんですけれども、これっていうのは、何なのか、どんなものなのか、済みません、不勉強で申しわけないですけれども、教えてください。 西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 その林業技術センターですけれども、水道の上寺の浄水場から 上に上がったところに、上の駐車場兼道路の広いところがあるんですけれども、あ れから左といいますか、南のほうに50メートルありますか、入ってもらったところ にある木造の建物なんですけれども、この施設は昭和52年に、林業構造改善事業と いうことで、林業関係の補助事業で建てられた、木造平屋建ての98.5平方メートル の木造の建物です。これは目的はもう林業関係の研修施設ということで、非常にも う52年ですから、相当、40年近く前に建てられたものなんですけれども、当時は森 林組合に管理委託をしておりまして、林業関係の研修に使っていたというような施 設です。それが、非常に山の斜面に建っておりますので、非常に木造の建物で老朽 化も進み、また腐っておるところもあったりしまして、非常に危険な状況になって いるということと、合併以降はもう全然利用の実績はございません。そういった中 で、その下に公園の遊歩道等もありますし、そういった状況の中で、危険な建物で あると。また、利活用についても考えたんですけれども、耐震性、つか石の上に柱 が乗った建物でありまして、利用できるものであれば利用したいということも検討 したんですけれども、そういう状況の中で今回それを取り壊すというようなことで、 計画を持っております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どこも地方都市は結局、何か補助があるからということで建物を建てて、 それが使えなくなって老朽化して撤去するという、この歴史はもう随分繰り返され てるんですよ。その当時の補助だったんで別に何とも言わないですけれども、基本 そのスタンスはもうさすがに、今後ないとは思いますけれども、こういう建物が市 内にあちこちにありますよね。いろいろ何とか補助事業って看板立ててやってるけど、何にも使われていない、ただ単に朽ちていくだけという建物。この志向がそのまんま市民にもあるんですよ。補助があるから何かをやるというふうになって、補助が切れたらもう、とかということになって、何かするためにという志向になっていないので、ぜひとも今回取り壊すことに、関係ないと言えば関係ないんですけれども、そういう志向で物事をするのだけはやめていただきたいなと思います。

それで、その当時は非常に有効に利用されていたんでしょうけれども、合併後、全く使われていないということも考えると、それはそういうものは予測できたのではないかなという気はしますので。

あとその撤去、トイレ等も別に構わないんですけれども、ほかにもいろいろ一宮市民局であるとか、御形の里であるとか、いろいろな整備の計画がいろんなところで上がっているんですけれども、この最上山公園というところの全体の整備の計画、方向性みたいなのはどうなっているのか、とりあえず人がいっぱいいるからトイレつくりますとかという話じゃなくて、一体どんなふうな山にしていこうとしているのか、あと、そういった計画がどのレベルで議論されているのか、そのあたりをちょっとお伺いします。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 この計画なんですけれども、この最上山公園、都市整備課のほうで管理させていただいておりますのは、都市公園の最上山公園ということで、先ほど言いましたけれども、駐車場のあたりから下側、ほとんどもみじ山となっていますけれども、そのあたりを周辺に管理させていただいているんですけれども、その施設自体は、先ほども言いましたけれども、林業構造改善事業で森林相互利用促進事業という事業が当時ございまして、その中で森林のレクリエーション施設として整備された施設です。その中に現在、老朽化した、先ほども言いましたけれども、そういう建物も含めまして、トイレ、手洗いといいまして、16口ぐらい水栓があると思うんですけれども、当時はキャンプとか飯ごう炊さんとかいうような施設が3カ所ございます。それも非常に老朽化していっている中で、漏水等もございまして、非常に管理に困っているというような状況の中で、それらの施設のまずその更新であったり、統廃合といいますか、もう不要なところについてはもう撤去しているというように、統廃合とで、非常に見苦しい施設もあったりしますので、その辺の計画でこの3年間に整備していくというように、都市整備課のほうでは考えております。

また一方で、あともみじ山の強化事業というようなことで、非常に昔、植えられた紅葉を次世代までつないでいくという中では、更新していかないといけないということと、あと、周りの広葉樹なんですけれども、クヌギ系とかコナラとか、そういうようなものが非常に大きくなりまして、紅葉の成長も妨げているというような中で、樹木医さん等と教えていただきながら、その整備を進めていくというようなことで、現在都市整備課としては計画しております。

また、産業部との連携もございまして、一本松までの中での最上山、また広い意味での最上山という中では、産業部との協議の中で、全体的な構想を持ってこれから進めていこうというようなことでやっております。

以上です。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この最上山の手洗い場というか、水とかというので、レクリエーションの施設としてのあれというので、そういう実績は今まであったんですか。例えばそこでキャンプをしたりとか、炊事をしたりとかというような使われ方、デイキャンプみたいな使われ方が今までずっとされてきたんですかね。そういう目的で整備されていたのであれば。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 済みません。その当時の計画といいますのは、昭和50年ぐらいの話なんです。私、出身が一宮なんですけれども、一宮町でも福知渓谷に同じ事業でキャンプ場等の整備をその当時させていただきました。ちょっとその実績については、申しわけございません。私のほうでは、ちょっと都市整備課のほうでちょっとわからない状況なんですけれども、その当時はそういう、全国的にそういう山を活用した公園というようなことで整備されて、実績は上がっておるものとは思いますけれども、時代の流れの中ではそういうものが、今はもう要求されなくなったというような状況と考えております。

また、現在の施設につきましては、非常に幼稚園児とか保育園児がこの山、自然学習といいますか、そういうような中で非常によく使われております。その中で手洗い等、またトイレ等も含めてなんですけれども、使われている状況については十分こちらのほうも見ておりますので、撤去します後には、また新設で、もうちょっと小さいといいますか、一口ぐらいな水洗、手洗い場は必要と思っておりますので、そういった格好での整備を考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも、その所管が違う部分かもしれないんですけれども、全体的に どうしていくかというところをやっぱり考えていただいていかないといけませんし、 そこにはやっぱり市民の意向であるとか、地域住民の方の思いであるとか、 そういったものもやっぱりある程度反映していかなければ、 結局そこだけが何か取り残されるというか、 愛着を持って利用していただけないようになると思うので、 その点 だけ、せっかくなんで、お願いしておきます。 この点はこれで結構です。

西本委員長 続きまして、飯田委員。

飯田委員 今、既にもうそのもみじ山強化事業、77ページの上段ですけれども、そこの話が出ましたので、そのまんま進めさせていただきますけれども、この植栽工事ということで、平成28年度事業で育成苗、苗の育成ということをやっておられます。その苗を今回の平成29年度の事業で植栽するという計画と考えていいんでしょうか。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 非常に申しわけございません。この植栽の計画を持っておったんですけれども、産業部の林業振興のほうで同じプロジェクトの中でやっていただいておりますので、そことの調整の中で、向こうのほうで今現在、多分200本の苗木の育成をされておると思うんですけれども、その中で今後、使わせていただくと。ただ、現在植えておりますのは、約3メートルの苗木を植えさせていただいております。3メートルになるのに、ちょっとよくわからなかったんで、植木屋さんに相談したんですけれども、大体通常で10年、育成のいいところでは7年かかるそうです。そういった状況なんで、現在はこの苗木では植栽できないということで、平成29年度につきましては、同じように購入した苗木を使用させていただくと。今後、また林業振興のほうで、今、育成していただいております苗木については、今後のまた植栽計画の中で使用していきたいと考えております。

西本委員長 飯田委員。

飯田委員 その購入した苗木を植えるということですけれども、その購入苗木はや はり、もう大きなものを植えていくという感覚でいいんでしょうか。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 今回計画しておりますこの紅葉の植栽なんですけれども、今、 実際に植えております。 3 メートルぐらいの苗木を植えております。シカの食害等 もございますし、小さい苗木を植えてしても、次のイベントのときに非常にやっぱ り使いづらいといいますか、早急にそういうような景観を戻したいというようなこ ともございますので、できるだけ大きい木を、ちょっと間が狭いですけれども、密植した形で植えさせていただいております。樹木医さんとも相談しましたところ、ある程度密植して植えておいて、将来的にはスギやヒノキと同じように間伐して、邪魔になった木は切っていって、そういうような景観をつくっていく必要があるというように聞いておりますので、今回はもうその大きな木を植える計画でおります。西本委員長 飯田委員。

飯田委員 樹木医の適切な指導ということを今伺いましたので、私たちもいろんな 場面でやっておるんですけれども、やはりそういうやり方のほうが最終的には効果 的になってくるというふうに考えていますので、そのやり方でお願いします。

そんな中、この強化事業でありますとか、結局、市民の憩いの場という部分でもありますので、やはりいろんな意味で市民にかかわってもらえる作業の場とかいうものも一定考えながら、そういうことをやっていただくと、やはり市民の親しみも深まるというようなことも考えますので、全てを業者委託とかいうんじゃなくて、そういう部分の方法も一定模索していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 このもみじ山につきましては、いろんな近隣の集落といいますか、自治会の協力も得まして、もみじ祭りの前には掃除していただいたり、以前には植栽もお願いしてしていただいたようなこともございます。また、現在、これはあくまでも観光施設ではございませんので、地域の都市公園というようなことで、そういう管理の方向で進めておるんですけれども、実際には観光協会等とも現在連携しております。ライトアップにつきましても、ライトアップ、去年から非常に備品購入しまして規模を拡大しておりますし、それからそのライトアップ施設につきましても、観光協会等々、また地域とも連携して、いろんなところで、もみじ山だけではなしに、いろんなところで活用できるような方法を考えていこうというようなことで、できるだけその地域に合った管理ということで、できるだけ都市整備課としても地域に入っていきたいなと考えております。

西本委員長 続きまして、小林委員。

小林委員 説明書の74ページで、道路新設改良事業ということで、お伺いをしたいと思います。

まず初めに、石ヶ谷宍粟橋線の工事内容をちょっとお伺いしたいんですけれども。 ここにちょっと出てますので。 西本委員長 井口課長。

井口建設課長 石ヶ谷宍粟橋線ですけれども、歩道と舗装の計画をしております。 起点につきましては、国道29号線から北へ60メートル北へ上がった部分、終点につ きましては、県道の田井中広瀬線と接する部分まで、延長につきましては720メー トルを計画をしております。主に歩道の設置工事と舗装工事ということが主になっ ております。

以上です。

西本委員長 小林委員。

小林委員 ここの質問書にも書いていたんですけれども、歩道をとにかく早くやっていただきたいというのが一つと、今、元のNECの前の水路のグレーチングをかけてくれよるわね。あれはいわゆるこの改良工事の中に入っているんですか。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 舗装、グレーチングをかけている部分につきましては、舗装工事と 一体的に、今現在ある水路にふたをかけまして、路肩として使用したいということ で、舗装と一体の工事で実施しております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 その舗装のことも聞かないかんなと思っておったんですが、ちょうど縦 貫道までぐらいの舗装を一次工事ぐらいでやってくれてへんか。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 現在は平成26年度と平成27年度で、それこそNEC前ですね。160 メートルの歩道設置をしたわけですけれども、その付近の舗装を実施しております。 平成28年度事業で完了する予定となっております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 舗装ね。もう非常にごっつう、道路がもう下水を掘ったり、水道を掘ったりとか、下水道の工事があってからもう後に、物すごい傷んでるんですわ。石ヶ谷までぐらいは、本当にもうどういうのか、土道に近いような、もうがたがた道みたいになっていますので、その舗装、全面的に舗装してくれるんかな。どないいうんか、傷んだところだけになるんですか。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 今年度計画していますところ、160メートルにつきましては、全面の舗装を実施したいと考えております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 いわゆる縦貫からの石ヶ谷の方面に向かって歩道ができますよね。今の 工事、ちょっと進めてもらいよるんかな。どないいうんか、コンクリいうのか、型 枠のコンクリが田んぼの中に置いたりしてあるんやけど。結局、その分も舗装が、 きちっと歩道ができてから、いわゆる計画に上がっておるんですか。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 一部分、中国縦貫から南側についても、一部分、現在、歩道の設置 工事ということで実施しておりますけれども、舗装についても壊れた状況、ひび割れ状況等を見ながら整備したいと考えております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 その壊れたとこだけじゃなしに、つぎ当てたようなことじゃなしに、全面的に舗装してもらうようにお願いできんもんかな。これは、この中で言うべきじゃないと思うんだけど、もう自治会のほうからもそれよく言われているので、どうですか。

西本委員長 井口課長。

井口建設課長 歩道の整備工事が完了した後で、一体的に舗装のほうも検討していきたい、その時点でひび割れとかすりつけとか検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

西本委員長 小林委員。

小林委員 この説明書の中で、道路改良事業ということで、ちょっとお尋ねをしているので、加美宍粟の能倉のバイパスね。これが、平成25年から29年予定というふうになっておるんですが、なかなかこれ進んでないんで、いわゆる染河内、能倉のほうへ行くと、いつどう進めてくれるんどいというふうな話もよく出ていますので、ここにこういうふうに書いてあるので、いよいよ着手してもらえるんかね。

西本委員長 花井次長。

花井建設部次長 加美宍粟線のバイパス工事ですけれども、今、既に工事に入っております。雪等の影響で若干おくれておりますけれども、今年度中に、当初の計画では道路改良は終わると、ただ舗装だけ残して終わる予定でございましたが、若干おくれておりますので、工事もちょっと平成29年度にかかるかもわかりませんけれども、平成29年度中には舗装も含めて完了するというふうに聞いております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 74ページから75ページにかけて、道路橋梁関係があるんですけれども、 前々からずっと言っているように、公正な事前評価によって優先順位をつけてもら

って、予算枠の中でここから着手しているということを市民に明確に説明できる状 況でないと、先ほどみたいに地元からの要望だというところで、そこが入り込んで くるようなことがあっては、たまったものではないので、とにかく同じラインで評 価をした上で、ここから着手していきますということを明確にしていただきたいん です。なので、その事前評価で、この前から指摘しているとおり、優先順位をつけ る項目の中に優先度があるというのが、全く理解、ずっとできなかったんで、危険 度であるとか、経済効果であるとか、そういったものを本当に事前評価の項目をし っかりと評価していただいて、それで市民に理解を求めていって、またうちの順番 が回ってこないのかというときに、いやいやこういう順番でやっているんでという ことを明確に説明してあげなければいけないと思うんです。なので、そのあたり、 ちょっと全体の事前評価があって、今回、これほとんど道路の関係は継続なんで、 優先順位は崩れてないとは思うんですけれども、今後はそういうふうに着手してい っていただきたいと思います。限られた財源の中でインフラ整備をしていかなきゃ いけない状況の中で、その評価がぶれるようでは、あってはならないことだと思う ので、そのあたりだけ、これはもうお願いして、実際には事前評価、道路に関して はもうこの前出ていたものとそのまんまだと思うので、理解はしますけれども。

あと、特に橋とかも当然老朽とかで、道路よりも川の上に通っているものなので 危険とか、そういったところは通行者にはね返っていくものだと思うので、そこは 本当に危険度とか、そういったもので優先順位をしっかりつけて、ここから着手さ せてほしいということを、やっぱりしっかりと市民に説明できるだけのデータを持 っていただきたいなというふうに思うので、それだけはお願いしておきます。

特に何か答弁あれば伺いますけれども、なければいいです。どちらでも。 西本委員長 よろしいか。

続きまして、小林委員。

小林委員 説明書77ページなんですが、市営住宅の中山台の建てかえ事業について、委員会でこれ、何回もお尋ねして聞いておりますので、内容のことは結構なんですが、ただ、地元の方に、中山台に住宅建てかえして、ちょっと背が高いけどなというふうな話をしたんですよね。その中で、ちょっと地元のほうから、説明に行かれたときに、議会で通ったからこういう計画を立てますというふうに当局が話をされたそうです。議会は何をしよんどいと。地元の意見も聞かんと議会で通すんかというふうな話があったもんで、こういうふうな質問をしておるんですが、私の言いたいのは、やっぱり地元説明をし、それはどちらが早いかは、議会で通りもせんもの

を説明しに行くわけにもいかんしなというふうな、どっちが先かわからんようなことになるうかと思うんですが、そのことについて、非常に強い口調で言われましたのでね。できれば地元の中山台だったら中山台の説明、そして隣接の説明というふうになったそうですが、その辺をちょっと順序よくやっていただきたいなと思いまして、質問をしてるんですけれども。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 議会が通ったからという、ちょっとその済みません。認識とい いますか、多分予算のことを言うてるんだと思うんですけれども、議会のほうで予 算案、去年のことですけれども、それが通った後、説明に行くということで言うて るんだと思うんですけれども、そのときに4階建てが議会で通ったからというよう なことでは、そういうような説明はさせていただいていないとは思うんですけれど も、平成28年度、平成27年度から、この中山台の建てかえについては、市挙げて、 議会のほうも含めて協議させていただいておりました。CLTの関係がございまし て、その中でこの4階建てという話もさせていただきましたし、CLT、木質化と いいますか、木造で建てられないかというような中で、非常にその協議については 何度もさせていただいたと思うんです。そういった中で、4階建てというのは出て いったというのはあるんですけれども、ただ、実際に地元に入りますには、まず、 住民の方には非常に建てかえによりまして仮移転とか、それから使用料も新しくな りますと、当然約2倍近くまで上がるようになります。そういったことも含めて、 地元の方もなんですけれども、まず入居者に説明していくというのが、スタンスと してはそういうような格好で進めていくのが原則的なものになっておりますし、そ の中で、まず4月、予算通った以降、設計管理のほうの入札をしました。6月22日 に契約してるんですけれども、そこの中で4階建てといいますか、基本的には4階 建てというのは前年度からやっておりましたので、その中で、これでここに建てた 場合にどれぐらいの高さになりますかと。あと、どれぐらい日陰の影響とか、法的 な制限の中でクリアできるか、できないかというようなことも検証した後、順次入 居者側の説明であったり、それから周辺の神谷自治会のほうからもいろいろとテレ ビの難視聴とか、それから日照、また圧迫感、言われましたように4階建てなんで すけれども、下のほうに住まわれておる方からしますと、高台に4階建てが建つと いうようなことで、現実的には 6 階建てぐらいの高さに見える場合もあると思うん です。そういった中で、そういうような要望というようなものも聞かせていただき ました。

当時、12月21日だったですか、その日に行きまして、日陰がどの辺まで、今の現状としてどこまで日陰がいくんやと、それに対して、今度ここに4階建てを建てたときにどういうふうになるんやというようなことも検証しまして、そうした中で、市の中で譲れるところまで譲るというようなことで、現状の30戸の建てかえというような計画をしておりましたので、4階建て2棟しますと、32戸の計画で前回までは報告させていただいていたと思うんですけれども、4階部分の1部屋を削りまして、できるだけ日陰を周辺の方に影響が出ないように、また下から見ても4階部分の1部屋がなくなることで、3階建てに見えると、圧迫感もできるだけそういうような感じるところも抑えるというようなことで、そういう案を提示しまして、最終的に1月にそういうような了承をいただきまして、現在実施設計に入っているというような状況でございます。

非常に言われるように、どっちが先やとかいうようなこともあるんですけれども、 都市整備課としましては、そういうような格好で今回の業務、手続を進めておりま す。

西本委員長 小林委員。

小林委員 そうして新しく建てていただくというのはもう結構なことなんで、何も言うことはないんです。ただ、隣接の方にやっぱり同意をもらって、みんなが喜んで、喜ぶのというかいいなというふうに納得していただいて、建ててもらうと。いるんな形で、せっかくやるのに何でこんなことになってもうたんどというような物の言い方をされるんですよね。それが一番、ちょっとつらいことなんで。そして、委員会ではもう、私はもう納得して、そういうような話になったなということで、隣接の人と話してくれたんやなというふうな話もしたけど、いわゆる議会のほうで、あんたらがそれこそ、うん言うたからこないなってもうたがなというような物の言い方をされると、非常にそれこそ可決するのもつらい立場におりますので、今も課長のほうが言われましたけれども、どっちが先やというふうなことは非常に難しいと思うんですけれども、なるべく穏やかにおさめていただくように、これから何をするにつきましても考えていただきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

西本委員長 続きまして、高山委員。

高山委員 それでは同じような内容ですけれども、ただいま小林委員のほうから、 ある程度の質問がありましたのでお聞きしましたけれども、内装材について、使用 率はどのぐらいかということなんですけれども、最初、CLTということで、我々、 宍粟材を使っていただくということで、これ喜んでおったんですけれども、鉄筋コンクリート造ということになりました。いろんな問題があったようでございますけれども、広場等の確保等々ができるようで、それはそれにこしたことはないんですけれども、その中、せっかく森の国宍粟ということで、宍粟産材を極力使っていただいたらなと思いますので、その使用率について、どのぐらいかなと思うんですけれども。

それと、今後において、いろんな公共施設、これから建設もされるだろうし、しますので、そのあたり、今後において、当然のことながら産業部との兼ね合いもあろうかと思うんですけれども、こういった公共物、特に宍粟の住宅、いわゆるこういった借家住宅について、これから先、どのような取り組みをされるのかな、宍粟産材、どれくらいの割合で使っていただけるのかなというようなことをお聞きしたいと。

もう1点は、先ほども小林委員のほうから出ておりましたけれども、やはりそこに住まわれる方、周りの方への配慮がやはり必要じゃないかなと。ある程度のことは今、理解をしたんですけれども、そのあたりは当然、工事期間中には御迷惑もかけますし、通行の妨げ、また子どもさん方もたくさんいらっしゃいますので、そのあたりが、やはり工事業者との兼ね合いもあろうかと思うんですけれども、指導はやはり当局、建設部の指導のもとにそういった配慮をしていただきたいと思いますし、先ほども何か住宅費が建てることによって倍になるんじゃないかなという話があったんですが、そのあたりはいかがかなと思うんですけれども。

以上、3点、4点ほどお聞きしたいと思います。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 まず、木材の使用料でございますけれども、率であらわすのは非常に難しくなっております。鉄筋コンクリート構造ということなんで、使える部分としましては、もう部屋の中というようなこと、基本的には部屋の中というようなことになります。玄関の部分で丸太を使ったりしてのその化粧といいますか、そういったことでは使うんですけれども、部屋の中になりますので、特に部屋の中での下地材が主になります。合板は当然ベニヤ系といいますか、コンパネ系を使ったりしますので、その下地材としては宍粟材のスギを使うとか。あと、中の造作材の関係で、その部分はもう当然、宍粟材のほうで使ってやっていくと。

それから、今現在、明確に思っているところは、玄関入りまして廊下の部分の腰壁については、木質化したいというふうには考えているんですけれども。

あと、例えばフローリングであったり、天井であったり、いろいろなものがあるんですけれども、そういった中では、あとの維持管理といいますか、共同住宅といいますか、賃貸住宅なんで入居者も随時かわっていかれますので、そのたびに修繕していただかなければならないところは負担してしまう部分もあったりしますので、そういったところも含めますと、非常に使う部分が難しいなというようには思います。

以前でありますと、例えば圧縮材のフローリング材だとか、壁板だとか、いろんなものもあったとは思うんですけれども、現在ちょっとその辺の状況の使えるものがあるかどうかの調査は、林業振興も含めまして問い合わせはしているんですけれども、現在設計中なんで、使える部分は使いたいんですけれども、ただ経費的なところと、あとの維持管理的なことも含めて、その辺、使える部分は限られてくるんではないかなというように考えております。

あと、ほかの公共施設での宍粟材の使用についてなんですけれども、現在、住宅の整備計画、市営住宅の住宅の整備計画の中では、今、中山台までを思っております。ほかの委員会の中でも、今後のことということを言われておるんですけれども、今後のことにつきましては、子育て世帯であるとか、いろんな住宅も形態の中でいいますと、その地域に合った住宅をつくっていかなければならないと。北部にいきますと、一宮、波賀、千種の、千種はちょっとまだ、集合住宅を建てたんですけれども、一宮、波賀の部分ではニコイチの庭がついたような住宅、木造住宅も建てたりしておりますし、今後はもうその部分については、今後のそういう計画の中で考えていく必要があるんではないかなと。

あと、平成29年と平成30年にトイレの、先ほどももみじ山のトイレの話をしましたけれども、それについてはもう当然宍粟材で建てるというようなことにしております。

それと、中山台団地の工事中の住民に対する配慮についてなんですけれども、当然業者が決まりますと、工事説明会ということで、近隣の方も含めて説明会をさせていただきます。その中で、いろんな要望等もいただくでありましょうし、また工事車両の出入りというようなこともありますので、そこに隣接しております幼稚園も含めまして、その辺の協議は十分させていただくつもりでございます。

それから住宅費なんですけれども、基本的にはこの住宅の使用料といいますのは、 いろんな係数といいますか、例えば建って何年だとか、利便性ということで、例え ば3点給湯なんかいうのがあるんですけれども、ふろやとか台所、手洗い、洗面所 等が給湯設備が整っているかどうかというようなことも含めまして、その家賃というのが決まっていきます。そういった中で、新しくなりますので、その利便性であったり、経年、何年たっておるかとか、またその建築事業費等も含めまして、当然上がっていきます。急に上がるのは非常に困りますので、激変緩和措置ということで、5年間で現家賃と新しい家賃との差額を、5年間で段階的に上げていくというようなことで、家賃のほうはさせていただきます。この点についても、入居者の説明会の中で、一応説明させていただいて、了承はしていただいております。西本委員長 高山委員。

高山委員 それでは、二、三お聞きしたいんですけれども、先ほど、宍粟産材の使用率のことをおっしゃいましたけれども、宍粟産材、極力使っていただきたい、これはもう当たり前のことなんですけれども、使用率がまだ提示されていないということなんですけれども、かなり今、木造、木質化、木造にしても、かなり今おっしゃいましたように、圧縮板とか、いろんなことでかなりの耐久もありますし、そういった、例えば傷であったり、いろんなことも含めて、かなりレベルが上がっております。まして、今、耐火の部分も、木造といえども、木質といえども、かなり対応ができるということですから、そういったあたりは、やはり建築家、業者さん、設計段階で、やっぱりそういったあたりをしっかりと見きわめていただいたらなと、少しでも使用率を上げていただいたらなと思います。当然のことながら、子どもさん方が入られるので、それは傷はつこうと思うんですけれども、そのあたりで、せっかく新しい建物ですから、またよそから入居される方もいらっしゃいましょうし、そのあたり、使用率の向上に努めていただきたいなと思います。

それと配慮、当然のことながらしっかりとしていただいて、やはり工事中、事故があってはこれは何にもなりませんので、そのことが一番気にかかることなんで、 そのあたりをしっかりと見きわめていただきたい。

それと、先ほど少し住宅費が上がってくるんだという話なんですけれども、緩和措置で段階的に上げるんだという話なんですけれども、やはりその入居される方にとっては、やはりそのあたりがよく気にかかるところなんで、余り高い設定をされたらなかなか入居が進まないということなんですけれども、あわせて、今入居されておられる方、何人いらっしゃるのか、僕もちょっと勉強しておりませんのでわかりませんですけれども、その方がほとんど入居される予定ではあるんですか。西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 現在入居されている方は、今、30戸の住宅があるんですけれども、建てかえということで、最近空き家になったところについては入れておりませんので、現在24件、24戸の方が入居されております。当然この方につきましては、工事完成後はまた入っていただくと。それは本人の希望というようなことになりますので、この際、出ていくと言われる方がもしあるようでしたら、そういうようなことになるんですけれども、24戸の方に入っていただくというようには思っております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 その使用率のことですけれども、再度お聞きしたいんですけれども、使用率の向上について、できる限り設計段階、設計仕様書の中でうたい込んでいただいたら、当然のことながら、業者の人はそのようにされますので、そのあたりがしっかりと設計業者の方と御相談いただいて、使用率の向上に努めていただきたいと、そのあたりいかがでしょうか。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 その製品的なものといいますか、木造ではないので、部屋の中のそういう造作といいますか、木質化を図った場合に、合板とかそういう以外の分ではほとんどが宍粟材を使っているとは思ってるんです。ただ、表がクロスであったり、そういうような木材を表にあらわしていないというような部分がございます。その部分につきまして、いろいろと林業振興のほうにも問い合わせしているんですけれども、そういうもので製品化されたものがあるんですかねというようなことも聞かせていただいております。それを例えばどこどこ製材さんにお願いして引いてもらってくださいというような仕様書では、なかなか入札ができないもんで、以前で私が知っている限りで言いますと、以前にはそういう圧縮材のフローリングであるとか、そういうのがあったということは知っているんですけれども、今現在、そういうようなこと、そういう宗栗材としてのそういうような製品があるんですかねというようなことで問いかけたり、それがありましたら、またそういうような格好での使用は可能だとは思うんですけれども、できるだけ使えるところは使いたいなという思いでは、担当とも話しておりますので、そういうふうには努めたいとは思います。

西本委員長 高山委員。

高山委員 宍粟材の使用については極力勉強していただいて、ありますので。

次に、24戸、24世帯が入居されておるというお話を聞いたんですけれども、その

入居されておる皆さんの世代的というのか、若い方からお年寄りまでいらっしゃるだろうと思うんですけれども、私はその方々にまた入居していただくんだろうと思うんですけれども、やはりどういったイメージなのかなと思うんですけれども、若い方々が入居して、子育てをしやすい環境というのが望ましいんじゃないかなと、僕、いつも住宅に対してはそういうことを思うんですよ。やはり子どもさん方がわいわいと騒ぐような、騒ぐと言ったら変なんですけれども、にぎやかな環境づくりというのがこれから宍粟市では、そういった住宅環境が望ましいかなと思うんですけれども、そのあたり、何かスペース、公園をつくって、そういったふれあいの場ができるようなイメージがあるんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。西本委員長の西村課長。

西村都市整備課長 現在、入居されております方につきましては、非常に高齢者の方が多いです。子育て世代の方というのは、数件、小学生、中学生ぐらいの方がいらっしゃるぐらいで、あとは高齢化しております。その方たちが生活していただく上では、エレベーターとか、それからあと身障者用の駐車場の確保であるとかいった格好でのことも考えております。またその住宅2棟建てるんですけれども、その間には広場や東屋的なものもつくりまして、この住宅だけじゃなしに、ここは県営住宅、また幼稚園等もございますので、一つの自治会として、ここは住宅が自治会になっておりますので、そういった中での活用も考えております。できましたら、子どもと年寄りがふれ合えるようなというようなイメージではおるんですけれども、それについてはいろいろとまた今後、自治会長さんを含め考えていく必要があるとは考えております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、ずっと議会のほうから木造でということで、いろいろ意見が出ていた物件だと思うんですけれども、やはり今後、そういった公共施設に関しては、木質化を図っていただきたいということで、木質化でも、結局見えたり触れたりできなければ、それはもう意味がないことなので、先ほど高さの問題もありましたけれども、鉄筋コンクリートと木造の同じ建物が例えば建っていたとしても、圧迫感とかが多分違うと思うんですね、視覚的にとか。日陰とかのあれはそんなに変わらないでしょうけれども、ただ木造だったらもうちょっと再考する余地があったりとか、光が通るような、風が通るような余地ができたりとかということもあると思うので、ぜひともそのあたりは、それに耐えられるだけの材が宍粟で提供できるかどうかというのも一部あるのかもしれないですけれども、ぜひともそこは、見えると

ころ、触れられるところとかというところに木を使うということを徹底してやって いただきたいというのが一つ。

あと、先ほど費用面のこともおっしゃいましたけれども、外材とか安い材を使って建てるんじゃなくて、宍粟材をちょっと高くても買うことというのは、基本、宍粟の税金が宍粟に戻るという発想だと思うんです。幾ら安いからといってそれをプラスチックにしたりとかということにしてしまったら、もうその原材料は基本、宍粟では賄えてないはずなんで、そういうことも考えてだし、木を生かしているんですよというアピールの広告費用も含めて、若干高くても、それは全然納税者にとってもプラスになっていくことだと思うので、ちょっとそのあたりの思考だけは持っていただきたいなということは思います。

あと、床材とかそういうなのも、賃貸住宅なんでいろいろ張りかえとか傷んだりという問題があるとは思うんですけれども、西粟倉さんなんか、本当に30センチ、30センチで木材を提供していて、それを組み合わせることにしてフローリングにできるというのを、もう全国的に販売されていて、東京のオフィスとかでもそれで床を無垢のフローリングにしたりとかという事例もありますので、そういったものがあれば、傷んだところだけ、30センチ四方のところをかえればいいだけなんで、そういうところでも入居者の方の負担は落ちていくと思いますし、そういうことも含めて、トータルでやっぱりいろいろ考えていただきたいと思います。特に産業部との連携が必要なところかなという気はしますので、そのあたりちょっと、今後、これはどうしても無理だったんですけれども、今後何かそういったことがある場合には、ぜひとも宍粟の木とかにこだわっていただきたいなということは思います。何か心意気、何でしょう、そういう意思があるのかどうかぐらいの答弁があれば、伺います。

西本委員長 西村課長。

西村都市整備課長 木材のよさは私自身も十分理解しておりますし、林業の担当もずっとしておりましたので、このCLTにつきましても研究会ということで、県の林務課やその辺の業者さんとの中にも参加させていただきました。非常に、触れる上では非常にいいものだなというようなことも十分理解しておりますし、あと、その辺の技術的なものが今後向上していきますと、非常に使えるのではないかなというふうには思っております。

また、先ほど言われました、そういう30センチ四角の板であるとか、そういうようなものも本当に触ってみますと、このコンクリートであったり、そういうものと

は非常に違いますので、ここでその住宅に即使えますというようなことは言えませんけれども、今後やっぱりそういうようなものは十分、市としても宍粟材をこれから有効活用していく、伸ばしていくという上では必要なものだというようには感じております。

西本委員長 15時30分まで休憩いたします。

午後 3時17分休憩

午後 3時30分再開

西本委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

高山委員。

高山委員 それでは、失礼します。

説明書の76ページなんですけれども、大変大きな予算が置いてあるんですけれど も、地籍調査の関係なんですけれども、お聞きしたいと思います。一宮町、また波 賀町が調査済みということで、山のほうの地籍ということでございますけれども、 今、ちょうど千種地内に入っていただいております。そのことで、最終年度が平成 58年のはるか向こうのことなんですけれども、平成58年ということで、大変先の話 なんですけれども、何かこう前倒しというのか、県の事業ですから、そこまでは考 えられておらんのかと思うんですけれども、前倒しができないかなということを少 しお聞きしたいんですけれども、実は、山に入られて調査される方、業者の方のサ ポートに地元の方がサポートして入られておると、それはその山林に詳しい方だろ うと思うんですけれども、その方はやはり山がわからなくなったなという話がよく 聞きます。そういった意味で、少しでもそういった高齢化も進んでおりますし、地 元の山林に詳しい方もだんだん少なくなってございますので、何か少し前倒しがで きないかなと思うんですけれども、昨今ですから、GPS、またそういった測量機 器のすばらしいものができていますので、そういったあたり、省力化ができるのか なと思うんですけれども、やはり人に頼らざるを得ないところがたくさんございま すので、そういったあたりがやはり前倒しをしていただいて、事業を展開していた だいたらなと思いますので、そういったことでお尋ねさせていただいております。 西本委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 質問にお答えします。

まず、委員会資料のページ26ページをごらんください。

先ほど委員さんのほうからありましたとおり、現在、地籍調査につきましては、一宮町、波賀町の平地部、山林部を含めて全域完了しております。宍粟市の進捗率につきましては、64%ということで、県下でも一番進んでいるという状況にあります。この表の中では、平成27年度から取り組んでおります千種町の山林部の計画をあらわしております。この中で、先ほど言われたとおり、千種町の完了は平成39年となっており、この千種町の完了したに引き続き、山崎の山林部の調査を計画する予定ですが、山崎町の調査を完了するのに20年とかかると見込んでおりますので、先ほど言われたとおり、宍粟市全体の完了が平成58年度というふうに現在見込んでおります。

今、委員が言われたとおり、山林部の荒廃が進み、所有者の高齢化が進んでいる中で、少しでも早く山林の境界を調べていかないと、なかなかわからなくなってしまうということは、私どもも十分認識しております。ただ、本事業はこの千種の計画事業費を見ていただいてもわかるように、かなり高額な費用を要する事業となっております。それで、国や県からこの地籍調査に要する経費に対して、負担金の交付を受けながら順次実施しておりますけれども、県下でも最近、この地籍調査というものに取り組む自治体がかなり多くなってきておる状況下で、なかなかこれ以上交付金を要求しても、要望しても、配分がなかなか受けづらいという状況になっております。それで、これ以上かなりのスピードでやっておるつもりですけれども、さらにこれ以上スピードを上げるというのは、なかなかちょっと予算上厳しいのかなというふうに認識しております。

ただ、今後も県の推進協議会等を通じて、国予算等が拡充してもらえるように要望して、地籍調査での早期完了を目指していきたいというふうに思っております。 以上です。

西本委員長 高山委員。

高山委員 わかりました。

大変、県の事業、国の事業ということで、なかなか予算的なことで前に進まない というのが現状だろうと思うんですけれども、極力、1年でも早く完了するように 努力していただきたいなと、このように思います。

その中で、この下段に書かれております事業効果についてですけれども、もちろん公共事業の円滑化、災害復旧迅速化、当然のことだろうと思うんですけれども、この固定資産税という項目がございます。当然のことながら、きちっとした地籍調査をすれば、固定資産税台帳にきちっと載りますので、固定資産税が上がる人もあ

るし、少なくなる人も、当然のことながら出てくるだろうと思うんですけれども、この段階でその固定資産税の試算をするというのは難しいかもしれませんけれども、どういったことになるのかなと。それは、固定資産税が上がれば、当然のことながら、市民の方々は大変だろうと思うんですけれども、そのあたり、県の、国のほう、きちっと台帳もこしらえて、資産税に充当するという思惑があるのか、ないのかわかりませんけれども、そのあたりがやはり固定資産税が上がるということにつながってこないかなと、このように思いますので、そのあたりいかがでしょうか。

西本委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 固定資産税につきましては、地籍調査をする前につきましては、 当然明治時代にはかられた面積をもとに、登記簿に記載されている面積をもとに現 在課税されております。それで、宍粟市につきましては、幸いなことに、平地部に つきましては全て、山崎も全て含みまして完了していますので、現在は地籍調査が 済んだ面積で課税されているということになりますが、山林の場合は、今言いまし た一宮、波賀は完了して、順次それが登記されたら登記された分から、その新しい 測量で出てきた面積によって課税されております。千種、山崎の山林部につきまし ては、先ほど言いました古い明治時代の面積によって課税されており、現在、地籍 調査をしている中で、以前にも調査したことがあるんですけれども、大体2から3 倍ぐらい、面積がふえる傾向にあります。山林部で個別に言いますと、10倍ぐらい に、地籍調査したら、あと面積が10倍ぐらいになるところもありますし、減るとこ ろもあるんですけれども、基本的には増加するという傾向にありますので、調査が 終わりますと、当然面積がふえますと、固定資産税については増額になってくると いうこともありますけど、その辺、急に固定資産税が上がるというふうなことでは なく、波賀町自体もそうですけれども、とりあえず千種町内が終わる、終わってか ら見直すというようなことで計画を進めております。

西本委員長 高山委員。

高山委員 先ほど面積がふえることによって、固定資産税が上がるということなんですけれども、まだ先のようでございますけれども、そのあたり、それぞれ地権者の方々に十分に知らせていただきたいなと思いますので、その点もよろしくお願いして終わります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 基本、この予算、県の予算が90%を超えているので、県のお金でやっていただければいいとは思うんですけれども、今言っていた、その固定資産税云々と

いう話を考えたときに、これだけ長い期間かかるもので考えると、そもそも多分こ の事業の目的、いろいろ災害の云々とかということを、公共事業の円滑化というの もあるんでしょうけれども、どちらかというと、やっぱり課税客体をしっかりつか んでという、税収、マイナンバーとかと同じ話かなという気はするんで、となると、 市内での優先順位づけが問題になってくると思うんです。これは高齢化率の高いと ころから着手していってますよね。どちらかというと。傾向として。それをすると、 そのはっきり、境界がはっきりしないまでの間は、課税が緩い地域がずっと残ると いう話ですよね。今の話だと2倍、3倍になるという話で、だったら優先順位は逆 なんじゃないかというふうに思うんです。高齢化率が低いというか、比較的若い方 が住んでいらっしゃる土地を持っていらっしゃるところから、順次境界をはっきり させて、適正課税をしていってあげないと、ちょっとしんどいんじゃないかなとい う気がして、この一部旧町時代にもうやっていたからという部分もあるのかもしれ ないですけれども、この順番ですね。最後に山崎が残るというところで、聞いた話 では、山崎のほうなんか、もうすごい境界が不明確になっていてというのはよく聞 くんですけれども、そのあたりも含めて、この優先順位というのはどういうふうに 決まっていくんですかね。こんな平成58年ぐらいまでかかるような事業を、どこか ら着手するのかというのは、誰がどう決めているんでしょうかね。

西本委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 先ほどありました優先順位につきましてですけれども、とりあえず合併したときはもう一宮が既に終わっておりまして、地籍調査をしておったのは波賀町だけでありました。その流れで波賀町の山林部の調査は引き続き継続していくということで、次、それでは波賀が終わった場合、どういう順番でいくんやという話がある中で、とりあえず地籍調査につきましては境界を調査しますので、所有者の方に現地に当然来ていただかなければいけないと。山林部の場合、もうその平地部と違いまして、かなり苦労していただいて、現地に来てもらうという状況で、一番最後に波賀の順番で、斉木の5地区というところが、ちょうどこの岩野辺に接しておる調査を調査する順番となっておりました。それで、そこの立ち会いのときに、当然そこに隣接する岩野辺自治会の方々に立ち会いをしてもらっておるわけですから、その順番としましては、その地区が終わった隣接する地区に調査を入るというのが効率的であり、また立ち会い者の負担も少ないというようなことがありますので、基本的には隣、隣というふうに地籍調査を進めるのが原則というふうになっておりますので、そういった流れで波賀が終わったら、その次に斉木にひっつい

ておった岩野辺のほうに入っていくということで順位を決めたもので、その高齢化が高いから千種に入っておるというようなことではないというふうに認識しております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは理解します。ただ、結局、合併前の調整というか、町のやり方に よって、進んでいたところとそうでないところの差ですよね、結局は。もう一宮は 先んだってそれをやっていらっしゃった。波賀も着手されていた。それに隣接する からということで、千種に行き、山崎に行くというんですけど、合併前の積み残し が、結局合併後にこうやって負担になってきているのが、結構学校なんかも結構そ の感じがあるんですよね。一宮、波賀とかは教育施設には大分、途中で合併前のと きに大規模改修入れてらっしゃって、ただ山崎はなかなかそれが、さっき教育部で もあった伊水小なんかは、ずっと狭い体育館で、ずっと大規模改修せずに放置され ていて、ここで合特を使ってやるというような感じで、非常に何かその差、その差 はもうなかなか埋まらないんですけれども、そのあたりも含めて、しっかりとやっ ぱり説明をしていかないといけないと思うんで、これは先ほど言ったとおり県の支 出がほとんどなんで、それはもう県のほうで、この先どんどん、もしかしたら市の 財源の持ち出しが多くなってくる懸念はありますけれども、やっていただければい いかなと思いますけれども、ぜひとも先ほど高山委員がおっしゃったとおり、早く やっていただかないと、それまで課税が放置されて、その差がまた歴然としてきて しまうので、そこだけは早く進めていただきたいなと思います。特に回答は結構で す。

西本委員長 続きまして、藤原委員。

藤原副委員長 それでは、通告しております予算書の127ページあたりなんですけれども、たまたまといいますか、道路新設改良費が、建設部ということで、ちょっとこの部分を集中的にお尋ねしたい、このように思っております。

前も定例監査のときにもいろいろお尋ねしたかもしれんのですけれども、この13節の委託料につきまして、私、かねがね従来から、確かに人件費とかそういう部類のところが減っているけれども、物件費というようなことで、賃金あるいはもう委託料はもっとふえているんですけれども、この今も言いました建設部以外にもいろんな委託料が上がっているわけでございます。私はやはり、この委託料については、特に設計なんかやったら、特殊な部分については、当然委託で対応しなければならないこともあるかもしれませんけれども、通常のといいますか、ある程度のことは

直営といいますか、そこで職員のスキルアップも兼ねて、研修も兼ねて、できるだけ直営で対応していただいたらなと、このように思うわけで、あえて質問しよるわけでございます。

この登記につきましても、従来、旧波賀町時分であれば、町長に嘱託というんで すか、嘱託登記で所有権あるいは分筆等々していたような記憶があるんですけれど も、その辺が何か市になってからといいますか、委託料がほかの部局にも、この登 記なんかの関係でも上がっておるわけでございます。いよいよこの測量の関係で、 予算書の節の説明によりますと、1.850万円、それから測量ですね、それから登記 の関係ですか、登記の関係が1,180万円かな。こういうことで上がっておるんです。 いよいよこのもう一度具体的に、登記だったら件数で言うたらいいんでしょうかな。 分筆登記の見込みというのか、予定の件数が何件、あるいは所有権移転が、分筆さ れたらその同じ件数が所有権移転で上がってくるんですけれども、そしてそれ以外 に、いわゆる直営で職員の方が嘱託で、市長の名前で嘱託登記されているのが、こ の中にあるのかどうか。あるいはこの測量につきましても、先ほどといいますか、 委員会資料の22ページあたりに、道路新設改良事業予定箇所一覧表というのが上が っておるわけなんですけれども、この中に測量としてが入っているのが、測量設 計ということでが上がっておるのが、庄能9号線を2カ所ほど、もう一つは川西 線ですか、一宮のね。これ、2カ所上がっておるんです。それから登記につきまし ては、庄能線からずっと9カ所ですか、9カ所入っているんですけれども、これが 全てといいますか、このうち、だからその測量設計につきまして、この 印が入っ ていないところは直営でやられたんでしょうかな。その辺、ちょっとお答え願いた いと思います。

西本委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 質問にお答えします。

今ありました委員会資料の22ページなんですけれども、もう少し説明させてもらいますと、この一覧につきましては、平成29年度の道路新設改良事業の各路線におけるどういう業務が含まれておるかということを記したものです。

先ほど言われたとおり、この一番上の行の測量設計と調査というものがあります。この二つが予算書のほうに上がっております測量業務等の委託料というふうなものです。繰り返しになるんですけれども、測量設計につきましては、これは基本的に交差点協議を必要とするようなところの路線の測量設計というところで、2路線上がっております。

次の調査につきましては、これ、ちょっと言葉が抜けておるんですけれども、物件調査ということで、補償にかかわる部分の物件部分について、物件調査を行うということで、これが4路線、庄能9号以下4路線で上がっております。件数にしますと、この物件につきましては9件です。9件で上がっておるということで、予算上、今度登記業務委託という置いてある分が、三つ目の登記という部分になってまいります。これにつきましては、該当路線が全部で9路線ということで、上がっております。この中身なんですけれども、当然今から各路線の土地について調査する中で、所有者が死んでおられたりとか、分筆がいったりとか、ただ、全筆がえでも所有権移転だけで済むというような、いろんなケースがございますので、詳細まではつかんでおりませんけれども、筆数につきましてはこの中で68筆が用地取得に絡んでくるということで、概算で1件1筆大体これぐらいやろということで、予算をおかしてもらっているところでございます。

西本委員長 藤原委員。

藤原副委員長 ちょっと聞き漏らしたかもしれんのですけれども、先ほど登記の関係は68筆と言われましたね。そうやったね。それで、これは全ていわゆる委託というんですか、司法書士、あるいは土地家屋調査士の方に委託をされているんですか。だから、直営でやった分は、この68筆の中には入っていないんでしょうかな。

西本委員長 椴木課長。

椴木土地対策課長 土地家屋調査士等に依頼するものは、基本的には先ほど言いま したように、分筆を伴う分等の筆になっております。

西本委員長 藤原委員。

藤原副委員長 椴木課長もそういう登記のことは詳しいと思うんですけれども、直営はないということやね。嘱託登記で市長名で登記するということはないんやね。 西本委員長 椴木課長。

概木土地対策課長 済みません。説明のほうが不足しておりました。分筆を伴うということは、分筆を伴わない筆、全筆等、当然、分があります。その部分につきまして、相続などにつきましては、当然職員のほうもその土地の所有者を調べたところ、死んでおられると、所有者のほうが亡くなっておられるという場合、その相続については、当然直営で相続登記につきましては、職員が調べていくということになります。

それと、死んでおられない、もうそのまま所有者で全筆取得すると、本人さんの 了解もいただいたと、取得が可能という場合には、当然所有権移転ということだけ になりますので、そういうものについては職員でできるというふうに判断して、職員でやっておるものもございます。

西本委員長 藤原委員。

藤原副委員長 鎌田部長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、結局その先ほども冒頭に言いましたように、職員のスキルアップという面からも、できるだけ直営でという、私はそういう思いがあるんですけれども、その辺の仕分けというのか、判断というのか、直営か委託か、その辺の何ぞルールというか、そんな大げさなもんじゃないかもしれんけれども、事務要領等々の内規みたいなものがあるんでしょうかな。

西本委員長 鎌田部長。

鎌田建設部長 失礼します。

当然、できるものは職員でやろうということで取り組んでおります。そういう法務局に分筆作業が伴うようなものは、当然職員の中ではちょっと無理なこともあります。ただ、嘱託登記ができる部分というのは、当然、職務としてできる範囲のことですので、それについては当然やっていこうというスタンスは持っておりますので、そのいろんなケースがありますので、こういう場合はこうしようということではなしに、例えばいろいろ地籍の話が出ていましたので、地籍の訂正をせないかんとかいうような場合は、当然職員でできるものではありませんので、そういうものも最終的には委託に出しながら整理をしていく場合もありますし、簡単に処理ができる場合というのもありますので、ケース・バイ・ケースの中でできる範囲のものはやっていこうということで、今は考えております。

西本委員長 続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 施政方針80ページ上段、流域下水道事業について、伺います。揖保川流域下水道事業ですね。

これ、受益市町の負担割合というのは、どんな感じで決まっているのか、まずそ こを伺います。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 お答えします。

平成29年度予算では、建設改良に対する負担割合は、宍粟市で100%中、処理場部分が6.22%、それから環境部分が24.41%になっております。根拠としましては、処理場部分につきましては、過去5年間の流入水量が4市町で出ておりますので、それで割合を決めております。

それから、管渠部分につきましては、これは管渠延長とそれからその管渠を走る 流量の割合で決めております。ですから、24.41%と大きいのは、やはりここから 網干まで行くのに長い距離が必要であるということであります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、姫路、たつの、太子がどういうところを通っているかよく知らないですけれども、網干まで考えたら一番上流部ですね。宍粟市。これ、ここにつなぐというジャッジは、いつの段階でされたんですか。ちょっと勉強不足で済みませんが。

西本委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 済みません。これにつきましては、山崎町時代なんですけれども、ちょっと年度まではちょっと定かではないんですけれども。昭和56年、生活排水処理計画というのは、各市町、立てております。その中で、山崎町のほうの生活排水処理計画で、この山崎町、旧町と城下、あと戸原については、流域下水に入るということを決定しております。大体昭和56年ぐらいと記憶しております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 はい、わかりました。

これも先ほどの公共下水と同じで、何か宍粟市に利があるかどうか、ちょっと疑問な事業かなと思います。

これ、財源見ると、地方債で賄って一般財源は全くかかってないんですけれども、 これずっといわゆる借金をしてこの負担をしているということですか。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この、ちょうど80ページの上段にあるんですけれども、流域下水道の補助事業、県単含んでありますけれども、この2,233万2,000円に対しての財源でございます。

それから、兵庫西継承分については、これはもうそこに汚泥処理施設がございますので、それについての日本下水道事業団から兵庫県が受け継いだときの割合のものであります。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは読めばわかるんですけれども、じゃなくて、その財源として、地方債が2,230万円充てられているんですけれども、これは毎年この負担金は地方債で充てていっているんですか。一般財源ゼロでずっときているみたいですけれども。西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この下水道債につきましては、充当率100%なんで、全部充当しております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 充当率というのは、後ほど交付税算入されるという話のことですか。 西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 事業によって、例えば公共事業債であれば70%、事業をすれば70%、例えば一般廃棄物であれば、75%とかいう、率がございます。その充当率が下水道債では100%充当ができるということになっております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、だからその補助事業の、負担金に対して、下水道債というのがそのまま使ってもいいよというルールはわかるんですけれども、そのルールどおりにずっと起債をして充てていっているという話ですよね。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 はい。ほかの下水道事業につきましても、100%充当ができますので、それも交付税算入されますので、100%で充てていっております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いやいや、ある、例えば合特だったら事業に対して95%充当できて、そのうちの7割が返ってくるというのは、結構言われるじゃないですか。その100%充当というのは、その事業費に対して市債で100%その事業に充当してもいいよというルールだというのは理解できますけど、それが交付税でそのあれが何%戻ってきているとかというところも100%とおっしゃっているんですか。そこはちょっと切り分けて説明していただきたいんですけれども。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 それにつきましては、その下水道事業債の中でもいろんな特例 措置分であるとか、一般事業分であるとか、そういうことが全て分かれております。 それで、高率補助でありますとか、分かれておりますので、100%で返ってくるも のもあれば、45%ぐらいで返ってくるものがあるということで、大体平均して2分 の1程度は交付税で返ってくるということです。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 多分交付税は理論値なんで何とも言えないんですけれども、それはそれでいいんですけれども、これ毎年発行して、半分しか理論的に返ってこない、これ多分年率3%以内とかってなってますけれども、利子もかかってくる。40年償還だ

ったかな、なんかってなってますけれども、どんどんこの事業にやって、だんだん 膨らんでいくんじゃないんですか、これ。大丈夫なんですか。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 償還年数も今のところであれば、最長30年まであります。それが10年であるものもあればですけれども、今、建設ピークは過ぎましたので、今、ちょうど元利償還金合わせまして、下水道事業で20億円程度のお金を返しておるわけですけれども、それ以上に多くは、この下水道事業、集落排水も合わせてですけれども、借りてはおりませんので、毎年10億円もいかないと思うんですけれども、減ってきていることは減ってきております。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。これ、単独で見たらそう見えるけれども、全体像で見たら起債額が償還額を上回ることはないと、ですので、理論的には年々残高は減っていっているということで理解すればよろしいですね。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 はい、そういうことです。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、事業効果のところに、播磨灘の水質保全が図られるということなんですけれども、これじゃないと水質保全が図られないんですか。先ほど言った合併浄化槽とか、公共下水とかというところじゃなくて、こっちのほうがその水質保全に利があるというふうに考えてよろしいんですかね。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 合併浄化槽も全て、合併浄化槽でできたら、水質は合併浄化槽 自体も、能力は大体同じであるというところまで、例えばBODは20以下というよ うな決まりもありますので、合併浄化槽については、一つの処理場の能力に匹敵す ると言われております。

しかし、播磨灘の水質保全につきましては、下水道が整理される前は、特に生活排水等、窒素、リン等の高濃度の富栄養化が進んだということで、下水道が整備されていく中で、年々解消してきたところです。調査で言いますと、特に高濃度を示す海域での窒素の濃度、5 ppm以上の海域は、1980年時点では29%あったんですけれども、30年後の2010年には調査では2%まで減少していると。

それから、リンにつきましても、0.5ppm以上の海域も、播磨灘では42%あったのが、3%まで減少していると、これだけ改善されているということです。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

どんなことでも、今、下水道処理の技術は発達しているので、どういう処理をしても大勢に影響はないというふうに理解します。

これ、多分先ほどの公共下水のお話と一緒で、多分県かどこかが音頭をとってつないだんだと思うんですけれども、これは利がないですよね。遠過ぎますよね。それで管の延長によって負担させられているというのは、何とも理解がしがたいので、そのことを今言ってもしゃあないんですけれども、そのときの判断というのが、後々ここまで影響を与えてくるということをちょっと御理解いただいて、この件は結構です。

西本委員長 続いてどうぞ。

鈴木委員 あと、委員会資料の30ページですかね。起債残高、起債償還金の話がずっときているんですけれども、形式的にというか、昨年、今年度末と平成29年度のということで出てきているんですけれども、これ、長期的にやっぱり起債、あと償還の計画を立てておかないといけないと思うんですけれども、基本的にはその起債額が償還額を上回らないようにというのが、基本方針としてあるとは思うんですけれども、実際、これだけの起債残高があるのが、どれだけ解消していくのかというような、していこうとしているのかとかという、もっとこの先の計画というのはないんですかね。交付税が落ちると言われている平成33年あたりから2年、3年ぐらい先までは見込んでおいたほうがいいのかなという気はするんですけれども。

西本委員長 福井課長。

福井水道管理課長 現在、この中には下水道債だけじゃなしに、過疎債とそれから一般廃棄物処理事業債、コミプラなんですけれども、そういう起債も入っております。ですから、この中で、コミプラにつきましては、もう平成28年度、もう相当な額を返しましたので、残り額が平成29年度末では5,600万円程度になります。それから、ほかの分につきましては、なかなか減らないわけなんですけれども、平成17年度より平準化債というものを借り入れております。平準化債といいますのは、なぜかといいますと、下水道債自体が30年償還の5年据え置きという、3年据え置きのものもあるんですけれども、そういう借り方の元利均等償還の起債です。

それで、下水道施設の躯体や、そういういろんな管渠なんかにつきましては、45 年から50年。

西本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 申しわけないんですが、個別なことを説明されてもなかなか口頭では理解できないので、だからこそ、全体的にいろんな状況を勘案して、全体としてどれだけこの先起債しなきゃいけないのか、償還をどれぐらい計画しているのかというのを教えてほしいと言っているんです。多分、その先ほどの下水道の公営企業法適用もそうだと思うんですけれども、すごい入り組んでいるんですよ、制度が。ですので、そこを判断したりとか、審査する意味でも、そういうところをやっぱり透明化したり、明確化するということもあると思うので、ぜひともその、理解はしますよ。いろいろ償還の期限が違ったりとか、その据え置きの年数が違ったりとかというのもありますし。ただ、だからそういうのをトータルしてどうなっていくのかというところを明らかにしてほしいというか、というだけの話なので、今後、おいおいというか、出していただければいいかなと思います。現状では昨年度末、平成28年度末よりも平成29年度末の予測は、減るというのはもう理解できます。先ほどの償還額との起債との関係上。だけどそういったいろいろな複雑なので、それを市民に説明する意味でも、もうちょっとわかりやすく、今後こうなっていくという展望も含めて整理していただきたいなということだけ、申し上げておきます。

以上です。

西本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西本委員長 質疑がなければ、建設部の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時12分休憩

午後 4時15分再開

西本委員長 委員会を再開いたします。

大変お疲れとは思いますけれども、よろしくお願いいたします。

正式な採決については、23日の予算決算常任委員会の全体会で行いますので、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたいと思います。

それでは、賛否の確認を行います。

第44号議案、平成29年度宍粟市一般会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

西本委員長 起立多数でございます。

第45号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに替成の委員は起立願います。

(起立多数)

西本委員長 起立多数でございます。

第46号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第47号議案、平成29年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

西本委員長 起立多数でございます。

第48号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

西本委員長 賛成多数でございます。

第49号議案、平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第50号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第51号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第53号議案、平成29年度宍粟市病院事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第52号議案、平成29年度宍粟市水道事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

第54号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

西本委員長 起立全員でございます。

平成29年度宍粟市各会計に係る予算委員会の参考賛否は、確認は以上であります。 これをもちまして、本日の予算委員会を閉会いたします。

鈴木委員。

鈴木委員 一般会計なんですけれども、賛成が多かったので、このまま多分、予算決算常任委員会もしくは本会議で可決の方向かとは思うんですけれども、前々から、民生生活常任委員会からお願いしていたコンテナ回収の問題、これについては、予算は置いてもらっても構わないんですけれども、執行に対してやはり相当な注意、住民説明等も含めて慎重を期していただきたいというふうに思っています。ですので、委員会のほうには附帯決議をつけて出してもらいたいなという気がしておりますので、委員長報告の中に、予算委員会から予算決算常任委員会に上げる報告の中にそれをぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思っていますが、どうでしょうか。

西本委員長 ほかに、今の鈴木委員の意見に。

飯田委員。

飯田委員 私も今、参考採決は賛成になっておりますけれども、予算のときにも言いましたように、その辺のところの扱いの慎重ということについては、かなり意見をさせていただきましたので、今の鈴木委員の意見に私もお願いしたいというふうに思います。

西本委員長 ほかの委員の方で何か意見はありますか。

高山委員。

高山委員 私も同じような意見なんですけれども、やはり住民の皆様方に、しっかりとそのあたりを説明していただいて、この事業、住民の理解がなければ成り立たない事業でございますので、そのあたりを説明責任をきちっと果たしていただきたいということであります。

以上です。

西本委員長 今3名から意見が出ましたけれども、取り扱いは委員長にお任せして いただいてよろしいでしょうか。

東委員。

東委員 配慮っていって、具体的にどういう配慮なの。それを確認してないと、委員長、どうにもできんのじゃないですか。取り扱い、委員長にお任せして、委員長、 どういう取り扱いをされるのか、それがわかってないと。

西本委員長 暫時休憩します。

午後 4時24分休憩

午後 4時38分再開

西本委員長 委員会を再開いたします。

以上、意見ありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 今の状況で、先ほど参考の賛否ですけれども、第44号議案の一般会計の予算が、賛成多数で、小委員会としては可決するべきという参考意見になってくると思うんですけれども、それに伴いまして、2点、附帯決議なりをつけるべきということを思っています。

一つは、先ほども申し上げた資源ごみの回収にかかる費用、8,000万円ぐらいあったと思います。その部分と、あとは幼保一元化の部分、用地買収と設計管理の部分を執行に留意すべしというところ、もし原案が可決するのであれば、それはつけてもらいたいということを一意見としてこの場で申し伝えます。中身としてはほぼ同じです。地域住民とか関係住民の方への説明会をしっかり実施して、市民の声をしっかりと受けとめること、あとは資源ごみに関しては、回収方法だけでなくて、その循環型社会を目指したまちづくりという意味を目指しているんだという、その背景も含めてしっかり説明をするということ。

あとは、資源ごみに関しては、高齢者、障がい者への配慮、あとは、というあたりをしっかりと考慮した上で、それも議会に報告し、予算も慎重に執行すべしというところです。

あと、幼保一元化の予算に関しては、これによって住民の意見、固定してしまうのではなくて、しっかりとこれから住民の意向なりを聞く場が設けられるはずなんで、そこでこの予算、しっかり聞いて、その意見の上で予算を執行すべしというこ

と、合意をしっかりとった上で予算を執行すべしというあたりを附帯としてつけた ほうが、僕は今までの議論を聞いていたら、全ての予算をまるまる賛成という感じ ではなかったので、それはぜひとも予算決算常任委員会のほうにかけていただきた いな、委員長報告の中にそういう意見があったということは盛り込んでいただきた いなというふうに思います。

以上です。

西本委員長 ほかにありますか。

飯田委員。

飯田委員 私も同じような立場で、鮮明に賛成、反対の部分はあるんですけれども、この2点につきましては、審査の中で強く求めていた部分でありますので、その執行に関してはやはり地域住民なりの説明、また同意、その辺のところをしっかり受けた上での執行を求めるということについては、同様の意見ということでお願いしたいと思います。

西本委員長 林委員。

林委員 今出た意見については、部局ごとの審査の中で強く各委員から出たことなんで、今度のその部局ごとの審査報告には上がってくると思うんですけどね。今言われた附帯決議の件については、また別個にそういう求める意見があったというのを委員長報告の中につけ加えるのはいいと思います。

西本委員長 ほかに意見ございますか。

(「なし」の声あり)

西本委員長 そうしますと、委員長報告の中に、先ほど資源ごみの回収、そして幼保一元化の進め方を、これを住民等の意向を配慮しながら執行すべしというような 附帯決議をつけるべきとの意見があったということをつけ加えるということでよろ しいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

以上をもちまして、予算委員会を終了いたします。

藤原副委員長 早朝から本当に連日、御苦労さんでございました。これで本日の日程も終了したわけでございまして、次回は21日の議員協議会のあと、開催いたしたいな、このように思っております。どうかよろしくお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

そして、ちょっとだけ打ち合わせがしたいので、503号室のほうにちょっとお集まり願いたいな、このように思います。よろしくお願いします。

(午後 4時43分 散会)